

## 厚岸町議会 第5期厚岸町総合計画審査特別委員会会議録

平成27年1月15日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） おはようございます。  
ただいまから、第5期厚岸町総合計画審査特別委員会を開会いたします。  
昨日に引き続き、議案第78号 第5期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についてを議題とし、審査を進めてまいります。  
9の住宅からです。  
基本構想の変更は23ページ、後期行動計画は21ページとなります。  
谷口委員の質問から始めます。  
10番、谷口委員。
  
- 谷口委員 ここでちょっとお伺いしたいのですが、この住宅政策というか、住宅の整備計画について施策の展開方向で公営住宅の整備、一般住宅の整備というふうになっているのですが、最近、町内に心配、マンションというのか、そういうものが随分たくさん建てきているのですが、その辺の状況と公営住宅の建設計画、あるいは以前に厚生文教常任委員会で教員住宅の整備をどう進めていくかという議論をしたことがあります。  
その中で、教育長がそういう街中の賃貸マンションというのか、正確な言い方、私わからないのですが、そういうものを利用することも考えるべきではなのいかという話があったように記憶しているのですが、そういうものも含めて現在、厚岸町内でどういう状況になっているのか、依然として不足しているのか、あるいはどこかでミスマッチみたいなきっかけが起きているのか、そういうことを含めてどういうふうを考えて今回、こういう計画になっているのか、そのあたりちょっと説明していただきたい。
  
- 委員長（佐藤委員） 建設課長。
  
- 建設課長（松見建設課長） ただいまのご質問でございますけれども、町内に現在マンションといいますか、アパート、特に湖北地区です新築が見られる状況にあります。また、現在、新築している状況のところもありますけれども、これらについては私ども今回の住宅計画の作成に当たって、民間の動向等も調査させていただきながら、今後の状況、人口と住宅の確保、民間アパートも含めて、もちろん公住も含めてどうあるべきかということで計画を検討させていただきました。  
この際に、もちろん住宅がアパートがこれから新築するだろうということも見込んだ上で考えさせていただいた中で、町営住宅につきましては大きくは有明団地の移転改築というものは考えておりますけれども、これらを街中に持っていくという考え方はありますけれども、そのほかに新たに戸数をふやすという計画は実は持っていなく、それよりも現在ある公営住宅をいかに長寿命化を図っていくかと、どう修繕を図っていくかと、

そういったことを中心に考えてございます。

その結果、今回、お示ししている住宅戸数の減というふうになるわけでございますけれども、これらも新築のアパートを見込んだ考え方で推計をさせていただいておりますが、今回、特に26年度新築ラッシュといたしますか、そういう状況があったように感じます。

これは、今後5年後にまた再度、こういった現在、私どもが立てている住宅計画について検討を行う必要があるだろうというふうな、現在そのようなふうを考えてございます。

それから、教員住宅の利用でございますけれども、現実に私ども街中整備に当たって、街中にも教員住宅があるものですから、そういった利用もできないかどうか含めて検討をさせていただいているところでございます。

それから、民間サイドで厚岸町内の住宅供給がどうなのかということ、私ども実は現在、聞いておりませんが、私どもが調査した中では結果的に公営住宅の増設というものはなかったものですから、そういうふうに至らなかったものですから、現在は特に不足しているというふうな考え方ではなく捉えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、この一般住宅の整備の3の中で、空き家住宅、あるいは空き地情報の提供などというようなことが書かれているのですけれども、問題に以前から議会でも取り上げられていますけれども、老朽化した空き家住宅、そういう問題もありますから、それと以前に街中の住宅建設の中で、湖北地区にもそういう計画を整備したいのだということを探算、議会の場でも証明されていたようなものですよね。

そういうものは今後どうなっていくのか、もうあれはない話なのか、今後、まだそれは整備しようとする考えにあるのかどうか、そういうものも含めてバランスというか、そのあたりをどういうふうに考えていくのか、もう一度説明していただきたいというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） まず、1点目の空き家のことにつきましては、厚岸町議会でも早くご指摘、ご意見を多くいただいているところでございまして、私どもは今後、研究するというようなことでおりますけれども、昨年11月19日に空き家等対策の推進に関する特別措置法というものが実は成立してございます。

これには、具体的な市町村の責務であるかどうかというようなことが書かれておりますけれども、今後、国において市町村がその実施できるようにガイドラインを現在、作成中でございます。このガイドラインを受けて、私どもはその対応を図るべきものがあるだろうというふうに考えておりますが、現状はそのような状況でございます。

湖北地区へのそのいわゆる街中団地の整備でございますけれども、これは今までの答弁どおり現在、建設が必要であると、建設をしてまいりたいとも、そのように考えてい

るところでございます。

- 委員長（佐藤委員） 他に9番、ございませんか。  
9番、南谷委員。

- 南谷委員 22ページでございます。22ページの2、一般住宅の整備、行動計画のほうなのでございますが、これの(1)持ち家住宅促進の奨励、ここに3行目に各支援制度の継続に努めますと、こういうふうに明記がされております。

ここで、新築支援助成事業とリフォーム支援助成事業についてお尋ねをさせていただきます。

初めに、新築支援助成事業でございます。平成26年から新築住宅に20万円の助成をしておりますが、昨年の12月11日、町長のほうに釧路地方議員連絡協議会厚岸会、大野議員が会長になりまして7人の署名の要望をしております。新年度に向けての事業の取り組みについて、5点目に新築住宅支援助成事業とリフォーム支援助成事業は同額で、1戸当たり20万円の助成であります。住宅新築へは助成の拡充を図り、地域経済の活性化に努めていただきたい旨の要望をしたところでございます。

新築される町民は、初めての新築、またリフォームするよりこの際と思って新築される方もおられます。それぞれ、大きなリスクを乗り越えて新築に踏み切るわけでございますから、助成のリフォームのほうが20万円で新築のほうも20万円というのでは助成の新築のほうの助成拡大というものが需要ではないかと考えて要望をした経過がございます。

本計画の中で、この要望に対してどのようにとられておられるのかお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（松見建設課長） 当町における住宅施策の中で個人住宅への新築助成ということで、今年度事業開始をさせていただいたという内容でございます。これにつきましては、私ども定住人口の促進といえますか、今、非常に重要とされている課題でございます。

そういうような関係から、現在、20万円という助成でございます。これについては、今年度、初期1年目ということでもありますけれども、非常に効果のある事業に成長していければなというふうに思っております。

したがって、そういった助成の拡大について、これについては現在、特にお答えできないものではありますけれども、効果的な制度の運用の中で考えさせていただくべきことなのかなというふうに考えてございます。

- 委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 ぜひ、拡充に向けて検討していただきたいと存じます。

次に、リフォーム支援助成事業でございますが、たしかこれ平成25年から始まりまし

て、この年、当初予算500万円、9月補正で200万円、平成25年度合計は700万円。そして、26年度は当初が400万円で、追加補正で200万円、合計600万円の実績でございました。

ですけれども、この事業、平成27年度までと実施要綱で期限がついております。平成27年度での事業が終了することになるわけですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 現在、私どもが進めている実施要綱の中では平成27年度までということの取り扱いでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は、町民はもちろんでございますが、町内の建設業界にとりましても活性化に大いに貢献をしているという声を多く聞いておりますし、強い継続要望があります。町民の声や建設業界の声をしっかり受けとめて継続すべきではと考えているのですけれども、本計画ではどのように推移をされるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 現在、厚岸町が行っている住宅リフォーム支援助成につきましては、早くに取り組んだ住宅の耐震改修の促進ということも背景にございまして、そういったことを進めるべく事業を進めている中では加えて厚岸町中小企業振興条例の趣旨に沿った事業でもありますので、そこら辺の条例に沿った事業の効果的推進ということで、今後、継続等について検討してまいるところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 まだ今のところは、そうしますと当然、時限立法で切って27年度まで、27年度、新年度予算には当然、計上されると思うのですけれども、28年度以降については全く未定だと、当然、その需要調整や住民の声や業界の意向というものがあると思うのですけれども、この辺をしっかり受けとめて検討していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） このリフォームの助成、3年間、27年度までとしているところでございますけれども、これにつきましては現在、国が進めており、それに基づいて厚岸町が策定した厚岸町耐震改修促進計画が実は平成27年度に終期を迎えます。

この更新について現在、国はどのようにお考えになっているのか、まだ私どものほうには

情報が来ないのですけれども、こういった耐震改修促進計画の終期、27年度にあわせた、この厚岸町のリフォーム支援事業の終期、27年度としているところでございます。

したがって、今後の耐震改修計画の作成する中で、作成するかどうかもまだ決定したわけでございますけれども、その終期を迎える年度において、その必要性について検討することになるだろうというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 耐震の関係で言われているのですけれども、私はむしろ街中の住民の声や業界の皆さんの声を聞きますと、福祉政策や耐震だけではなくて、年金を受給している皆さんとか、財源に非常に厳しい状況の中で家を新築するわけにはいかないと、ですけれどもリフォームをして、また福祉面に活用していくという部分ではいろいろ状況が変わってくるかもしれませんけれども、国の動向は動向として、町としてやはり前向きに検討していくべきではないかなと、かように考えますがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 私ども、この事業継続に当たって、この27年度にこの事業評価を实はさせていただきたいなというふうに考えております。前向きに検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次に、10の都市計画公園緑地に入ります。基本構想の変更はありませんので、後期行動計画23ページ、第10節都市計画公園緑地の審査に入ります。

ございませんでしょうか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 24ページでございます。施策の展開方向に公園緑地の整備についてお尋ねをさせていただきます。

この5カ年、計画に基づいてやってきたのですけれども、この文言を公園の整備に努めますと結んであるのですけれども、余りよく見えないのですよね、私の目には。

あと5年、公園、町内に幾つもあると思うのですけれども、具体的にどんな事業をされるのか、簡単でいいですから説明を求めます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この前期5カ年の中で、新たに公園整備をしたというものはございません。

日常的な維持管理、いわゆる草刈りだとか、砂の取りかえ、これはもちろんでございますけれども、毎年、定期的に遊具の安全点検もさせていただき、それを修繕していくと、そのようなことで進めさせていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 公園の整備ですから、草刈りも初め維持をしていくというのも整備になるのかなという気がするのですけれども、例えば港町の第2公園、砂場の問題、まだ解決していないように私は思うのです。

やはり、自治会に伺ったとかどうのこうのというのですけれども、住民の声をしっかり聞いて、やはり猫のふんの問題とか、そういう問題があるのであれば、やはり早期に手を打っていかなければ私はならないと思うのです。対処をするなり、何らかの手だてをきちんとしていく方向、また子供たちが遊具を求めるとか、そういうものも具体的なものをやはり企画立案していかなければ、私はせっかくの計画でございますから、そういうものがあってしかるべきではないかと、かように考えますがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 地域住民の方々との相談をさせていただきながら、より快適な公園づくりについては今後も継続させてまいりたいと思います。

平成25年には特定公園といいますか、設置に関する基準を定める条例というものも実は議決をいただいております。こういったことでの施設の改修であるとかというのはまだ、現在、着手しておりませんが、そこら辺の調査をさらに進めさせていただきながら、特にバリアフリーだとか、そういった観点も当然、盛り込んでおりますので、そういった視点も含めた公園管理に努めてまいるところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私、町内に公園幾つもあると思うのです。ですけれども、なかなか元気に子供たちが公園で遊ぶ姿というのは非常に頼もしいものがあります。ですけれども、この数年、余り新しい遊具が町内に配置されという記憶はないのです。やはり、子供たちに楽しく遊んでいただけるような、そういうプランニングというのは私は必要だと思います。

そういうことも含めて、しっかりと検討していただきたいとこのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（松見建設課長） 遊具の関係でございますけれども、非常に公園の遊具、特に自由に使われる遊具というのは非常に危険なものもあるようでございまして、現在も非常に国土交通省等から頻繁に通知が来る、いわゆる安全管理ということですね、そのようなことが非常に近年、強く指導をされているところでございます。

そういった中で、公園の遊具整備を考えるに当たっては、老朽化の更新だとか、それはもちろんございますけれども、現在、新たに遊具のプランニングをするという計画がございませぬけれども、日常管理、あるいは利用状況を見ながら、地域の要望等もいただきながら検討させていただくことになるだろうというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

- 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 個々の話は申し上げませんが、今回のこの都市計画公園緑地の後期行動計画10節を見ながら言っているのですが、見ると現在ある公園という施設、それを前提にして、そしてその整備なり、保全なりを行うということが今の全てのように見えるのです。

それは何回か厚文で町内の公園というものをずっと視察させていただきました。そのときに、そこに施設をつくったり、あるいは宅地開発が行われたり、いろいろな当時の歴史的事情から、この最低これだけの面積の公園をつくらなければならないと、当時の法律なり、規則なり、あるいは政令なりいろいろなものがあつたと思うのですが、それでつくられてその後、地域の人でもそこに公園があるのを知っているのだろうかというよう猫の額ほどの空き地がぼつんと残っていて、およそ人もそこを公園として利用したなどという形跡は全く見られないようなものまであるのです。

そういう極端なものは少ないにしても、ここに公園がいるのだろうか、すぐ隣に大きなちゃんとした公園がある場所もあります。そういうようなところをいわゆる緑化された空き地として確保しておくということも必要なのかもしれない。

であれば、そういうような形にすればよろしいし、そういういわば整備と同時に整備も必要なのではないかというようなものがその後の視察後の厚文の意見の中にもあつたと記憶しています。

ただ、利用者の数が少ないから即潰してしまえという意味では全くありませんので、そのあたり用途性と必要性、そういうものについてやはり検討していく必要があるのではないかと、そういうことがこの基本の施策の展開方向の中にも一考あつてしかるべきではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（松見建設課長） この公園緑地の関係でございますけれども、今回、前期行動計画と違うところは、都市計画マスタープラン、現行計画は見直しますという形になっておりまして、後期行動計画の27年度からは推進しますということで、現在、見直し作業を策定中でございます。

それで、公園を減らせるかどうかは別として、今後、厚岸地方卸売り市場の移転等の話も出ておりますので、そういった空き地利用ということでの町民からの要望なども来ております。

そういった都市計画マスタープランの中で検討させていただきたいという気持ちが実はこの中に入れているというものでございますが、何とかご理解をいただきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 ただいま12番委員さんもおっしゃられた公園として明らかに使われていないような都市計画の中でつくらなければならないと、具体的な例で白浜公園、総産でいつも草刈りをさせていただいているのですけれども、ああいう住宅建設も進まないようなところにだっ広く、草生えていますから緑地と言えば緑地なのかもしれませんけれども、ああいった公園の見直しというのが法的に公園、なくすことは多分できないと思うので、やはり有効利用とか、そういうことをどう考えているのかお聞きしたいのですけれども。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 今のご提言、公園の有効利用というふうにお伺いしましたけれども、申しわけございません、私、公園の有効利用、行政側から考えると町民にいかに快適に安心して利用できる公園づくりという観点から考えておまして、町民からの有効利用といたしますか、公園は一般町民方が普通の暮らしの中に使う空き地、広場でございますので、それをどう誘導するかというのは実は考えてございませんでした。

こういったご意見いただいた中で、今後、研究してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 納得せざるを得ないのかわかりませんがやはり、単なる広場ですよね。多分、あそこなんて誰も多分、利用した形跡もないし、多分あそこに看板ありますから一応、公園だとみんなわかっているのかもしれないですけれども、わざわざ行く人はいませんよね。

それで、やはり一応、公園ですから建設課で管理しなければならない、もちろん。やはり多分、法律上つくらざるを得なかった公園だと認識はしているのですけれども、ああいうのはやはり何十年前の法律かわかりませんが、そういったやはり変えていけるような要望というか、国に対して法の改正とか、そういうのもやはり訴えていく必要があるのではないのですか。

人口がふえて、ふえてどうにもならなくて、宅地化していくという状況でしたら別ですけれども、きのうから言われているようにどんどん人口が減少していくよといった中



では、やはり法整備というの必要なこと、この公園のところでたまたま言ってるのですけれども、そういったやはり国に対しても要望していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 一定の土地に緑地を設けていくという考え、基本にあるのは法律でございますけれども、そういった法律の趣旨を改めて研究させていただきながら、その制度改正のあり方といいますか、そのようなことも研究というのでしょうか、これは厚岸町だけの問題ではないのかなというふうな部分もございますので、そういった広く他の自治体との研究状況も勉強させていただきながら考えさせていただきたいなというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次に、11の交通安全・防犯に入ります。

基本構想の変更はありませんので、後期行動計画25ページ、第11節交通安全防犯の審査に入ります。ございませんでしょうか。

6番、堀委員。

●堀委員 ここで防犯灯に関する記述というのがないのですけれども、厚岸町内防犯灯の整備、従来あった防犯灯をLED化しての整備というのは、もう既に充足されたというふうに認識してよろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） LED化については、私どもも何とか取り入れていきたいなというふうに北海道とも相談をさせていただきながら検討を進めておりますけれども、現在のところは、現在、設置されている防犯灯、あるいは交通安全灯が故障したときに、その都度、LED化を一つ一つ図っているというところで、全般的なLED化の取りかえについての計画については現在、めどが立っていない状況であります、修繕については個々にLEDを図る、継続をしていこうということでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。

本来であれば積極的に防犯に役立つ防犯灯とかの整備といった中では、こういうとこ

ろにも記述があつてしかるべきではないのかなというふうには思うのですけれども、ただ、その厚岸町にもそのようにしてLED化された防犯灯というのがあるのですけれども、何と云うかどうしても従前の防犯灯に比べて暗いという感じがするのです。

最近であれば、皆さんも気づいたと思うのですけれども釧路町別保、国道沿いのところの街灯以外に防犯灯が国道沿いについているのですけれども非常に明るいのです。何か直視すると目が痛くなるくらいの明るいくらい明るいのですけれども、何でなのかなと思つたら防犯灯が1灯でなくて、2灯が背合わせみたいな感じと云うか、ちょっと扇形に広がるような形で防犯灯がついている、非常に明るくて、これであれば本当に暗いという印象というものもなく、非常に周囲も明るく照らすといった中でいいなというふうに私は思つたのです。

やはり今後、そのような今、言われたような修繕とか防犯灯の改修が進められるというのであれば、より明るい防犯灯の整備というものをLEDでも十分にできるということがわかりますので、そういうことをぜひ頭に入れて、今後の修繕改修というものに当たってほしいなというふうには思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） そのような検討をさせていただきながら、進めてまいりたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。  
12番、室崎委員。

●室崎委員 11節の交通安全防犯なのですが、交通安全に関してはほぼ交通安全対策の推進ということで網羅されているなというふうに読ませていただきました。

それで、防犯対策の推進というところは、その性質上ということもあるかもしれませんが、大変、概括的なのですね。

それで、その中でちょっとお聞きしますが、2、地域安全活動の充実の④犯罪被害者などのための取り組みや支援活動を推進しますという言葉があるのですが、これは前期5年間でどのようなことをやって、どのような成果を挙げてきて、今後はどういうことをやろうとしているのか、これだけでは全くそれこそイメージがわからないのです。ちょっとそのあたりをもう少し具体的に説明をしていただきたい。

いずれにしても、この犯罪に関しては警察というものがありますから、それを超えて町が前に出るといふことはないとはいふとは思つたのですけれども、やはり町としてそれこそフォローしなければならぬ分野というのがあるかと思つたので、よろしくご説明いただきたいと思つた。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今のご質問の関係でございますけれども、質問者おっしゃられ

るとおり、これの取り組み、支援活動なのですけれども、具体的には我々が直接の組織というよりも、厚岸警察署のほうで厚岸地区被害者支援協議会という組織を持っておりまして、こちらのほう厚岸町のほうも会員になっておりまして、この中で犯罪被害者等の支援等々、情報交換ですとかを行っております。

それと個別の犯罪被害者に対する相談というものにつきましては、具体的にはこの5年間なかったわけですけれども、今後につきましてももしそういう相談がございました場合には、この協議会等を通しまして支援をしていきたいという考えでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 次の節に消費生活というのがありまして、ちょっとそっちとも絡むのですが、犯罪と一口に言いましても、非常に多種多様です。軽罪犯罪がありますでしょう、それだって大口の詐欺事件のようなものから、それからいわゆる個々人を狙ったおれおれ詐欺みたいな詐欺もありますよね。

それから、今度は粗暴犯がありますね。それと薬物なんていうものについてもありますね、また今、新しいタイプの危険ドラッグですか、ああいうものが出てきています。それから今度は性犯罪なんていうのは、全くまた被害者の対応が違いますよね。

そういういろいろなその犯罪が起きては困るのですけれども、その被害者に厚岸町なり、何とか協議会が相談に乗りましよう、私はできるわけないと思うのです。そうではなくて、何かそういう被害に遭われたというときに、その役場なら役場のこういうところへ来れば、どこに行ったらちゃんとしたフォローが可能ではないかと、例えばこういう問題なら弁護士さんのところへ行きなさいと、弁護士さんに関してはこう、こうこうこういう人がいるから役場のほうから紹介してあげますよとか、あるいはこういう問題については、こういうようなところが対応してくれますよという道筋をきちんと教えることができますと、どこへ行っていいかわからない人に道筋を教えるという窓口があるというのは物すごい幅員ですよ。

そういうようなことの一般的情報提供する必要まではないと思いますけれども、ここへ来ればわかりますというものをきちんと町民に知らせる、そういうようなことがまず犯罪被害者などへの取り組みとして非常に大事ではないかと思うのですが、そういうような考えで動いているわけですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） お答えいたします。

確かに被害者の相談を受け付けている窓口、例えば警察ですとか、日弁連さん等々ございます。それで、私たちももしそういう被害者からの相談があった場合には、そこを紹介してしかるべき相談を受けてもらう、そのような考えでおります。

ですので、その辺も黙ってはいわらないというのもありますので、その辺も広報等を通じてPRをしていきたいと、このように考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それと、何年かに一遍、前、私が子供のころはよく大人の人は厚岸は非常に安全な町だと、夜かぎなんかかける必要なんかないのだというようなことを豪語していたのをよく聞きますけれども、さすがに今はそういうことを言う人はいなくなってきた。

それから、この前も何か聞いていますと、昨年、渡りというのだそうですが、旅行のように歩きながら厚岸で侵入、窃盗をやり、浜中で侵入窃盗をやり、根室で侵入窃盗をやりというようなプロがいたらしい、通るらしいのです。そうすると、ばらばら、ばらばらと被害が出ることもあるらしいです。

やはり、いろいろ犯罪対応も変わってきているわけです。それから、このごろちょっと余り聞かなくなったのですが、一時はどう考えても子供をねらっている不審者でないかというような雰囲気の間人が出てきて、防災無線でもって流したこともありました。

あるいは、今、お年寄りや、そういうところをねらってテレビなどではお金を持ってこいとか、振り込めとかというのがありますけれども、実は私も何年か前にぶつかったのは、お年寄りが亡くなって、そのご遺族の方が東京から見えて、私もおつき合いがあったものだから行った、そうしたら台所埋め尽くすぐらい水があるのです。特別な保健飲料です、買わされているのですね。そのようながありました。

あるいは、ちょっとこれは12節にも絡んでしまうのだけれども、はんですね、それを何回も押すと幸せになるのだそうです。そのはんが、これは釧路根室地方でなかったな、札幌方面だったか、北網方面だったかのはんこ屋さんなのです、調べたら、1,000万円以上取られているのですね、次から次とあのはんこのはん、そういうのにもぶつかりました。

ですから、結構、町内にそういう犯罪が都会の話だけではないのです。そういうものの概括的な全国ニュースになるような話を抽象的にしたような情報はよくテレビや新聞や、あるいは町内の新聞折り込みか広報あつけし折り込みのようなもので出てくるのだけれども、もうちょっと具体的に。この町でこんなことが実際に起きた、あるいは未遂に終わった、そういうような情報も町民に流すべきではないかと。あれですよ、何丁目、何番地の誰れさんが引っかけた、そんなことは言いませんよ。そういうようなことも犯罪予防のためには非常に必要だと思う。それが一つ。

もう一つは、今、厚岸でどういう犯罪が多い、この厚岸警察署管内でいいと思うのですけれどもあると思うのです。粗暴犯が多いのか、あるいは軽罪犯罪が多いのか。軽罪犯の中だったら、こんな形の軽罪班が非常に多いのか、そういう犯罪動向、こういうものの分析もやはり町民には知らせていくべきではないかというふうに思うのです。

警察には警察のこと、いろいろな対策部長の考え方もありますが、そのあたりやはり町として積極的に警察と連携をとって、そしてなるべく犯罪被害に遭わないように、みんながそういう意識、常識を持てるようなものをつくっていく必要があると思うのです。

そういうようなことが、余りちょっと地域安全確保の充実の中から見えてこないのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 犯罪の状況の町民への周知関係なのですけれども、(1)のほうの交通安全意識の高揚のところで、地域安全ニュースという、厚岸警察署が発行しているもので、毎月、広報あつけしのほうに折り込みされているものなのですけれども、こちらのほうに町内での犯罪は載っております。

それで、今、委員おっしゃいました厚岸町の犯罪の傾向ですとか、そういうものにつきまして厚岸警察署のほうとちょっとまた協議させていただきまして、どこまで載せられるのか、その辺、協議してより町民が防災の士気を高めて防げれるような対策を講じたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に11、ございませんでしょうか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

次、12の消費生活に入ります。

基本構想での変更はありませんので、後期行動計画27ページ、第12節、消費生活の審査に入りたいと思います。ございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 まず28ページの消費者意識の向上という欄ございますが、ここで消費者団体との連携などによりというところがございます。ここで考えている消費者団体とは具体的にどんなことをいうのか、お答えいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ここで言ってる消費者団体といいますのは、町民の消費生活を支えるためということですので、今、連携を図ってやっているのは厚岸消費者協会ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ここに限らず、消費者団体からちょっと広がりますけれども、ここで消費者講座の開催や団体との連携というような言い方ですから、結局まず町として消費者問題に関するいろいろな情報を知らなければならないのです。全国消費者団体連絡会なんていうものはご存じですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、言われた団体、その類似する団体もいろいろ全国にはあります。

そういった部分は、私もかつては全然承知はしていなかったのですが、以前にT P Pの問題等々ありまして、そういった際に勉強させていただいて、その団体というものは承知しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 失礼な言い方をして申しわけありません。

全国消費者団体連絡会というものは、全国消費者協会連合会もその中に入っておりまして、全国に展開している消費者団体だけで21、各都道府県、大体その都道府県単位で活動している、これを地方消費者連絡組織というのだそうですが、これで24、そういう団体です。

幾つかあちこちにあるだろうというようなたぐいのものではないです。これは割と新しいのですが、今、全国展開をやっているようないろいろあるのですけれども、非常に名前を皆さん知っているのは支部連合会なんていうのもあります。余り知られていないかもしれないが、日本消費者連盟なんていうのもあります。

こういうところで全部一緒になって今、消費者団体連絡会というのをつくっているのです。そして、そこでは会報も出しているのです。こういうようなところと連携するということは絶対、必要だと思うのです。

それから、そういう連携するというのは何が一番大事かという、一番最初に厚岸町はいろいろな消費者問題の情報を常に手に入れているという、アンテナを張るということですよ。

あとは消費者庁がありますね、道消費者センターがあります、全国の国民生活センターだったか、そういうものがあります。俗にこういう言い方されているのでしょ、正式名ちょっと違う。

そういうような情報を入れて、そして町民に提供するというようなことは非常に大事だと思うのですけれども、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

現状も消費者庁を通じて、いろいろな情報も入ってきておりますし、パイオネットというネット上の回線で国内の消費者センターへのそういった事例が発覚した際に新しい情報を入手できるようなシステムを今、入ってきているのです。

それと、最新というかホットニュース的なものも今はインターネットでどんどん、どんどん定期的に厚岸町のほうにも情報が入ってきているという部分では、いろいろなここに書いてあるところよりも行政団体、あるいは関係団体等からのいろいろな情報が入ってきております。

当然、町民の方々に消費生活で時々、その時代時代によって問題の置き方も大きく変

化してきておりますので、そういった部分、情報をキャッチしながら町民の方々に時を見て広報あつけし等の紙面を通じながら紹介をさせていただいているということでございまして、これまでもやってきておりますけれども、それはご提言のあった全国消費者団体連絡会等との連携ということでございませぬが、そういった関係する団体等からの情報をキャッチしながら、町民の方々への情報提供というものに努めているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 こっちはこっちはちゃんとやっているのだから、そう心配しなくていいよと、そういうことですね。

それでお聞きするのですが、この消費者保護対策の充実ということが書かれています。これを見ますと悪徳商法の話に終始しているのではないかと、いわゆる悪徳商法と言われるもの。おれおれ詐欺に代表される、ところが消費者問題というのは今、いろいろと入手されているという話ですので、十分おわりだろうと思うのですが、そういうところのものを見ますと悪徳商法の問題は消費者保護を必要とするもののごく一部ですよ。

例えば、カネボウというか、化粧品メーカーが非常にお肌にいいというクリームを出しました。私は使ったことはありませんが、それを使っている人の中に非常に多く白斑という症状が出まして、皮膚がやられてしまっただけでなくずっと今も苦しんでいる。これにたぐいするような話は幾らもあります。

それから今、テレビではハンバーガーを買ったら変な物が入っているというので騒いでいますね。あれ、ある専門家がテレビで二、三日前に言っていましたけれども、まだ固形物だからいいのだと、あれが目に見えない体に非常に大きな影響を及ぼす薬品ならばまだまだ大変なのだというような話をしていました。確かにそうなのです。目に見えるからこっちの反応は強くなるのだけれども、実は見えない物のほうがおっかないとあります。

こういうようなものに関しても、あるいは特保と言われているものがあります。特定保健何とかかんとかという、薬と食べ物の中間みたいなものでしょう。あれは薬のようなきちんとした審査がないですから、体にいいと聞きますので、それを食べて重篤な症状を起こしている例が幾つも今、医学会では報告されていますし、それをまとめた本もあります。

こういうような情報、そういうものもきちんと消費者に伝えて、そしていわゆる賢い消費者になっていただいて、その必要なものをお金けちして食べなかったからぐあい悪くなったというのならまだ救われるのですけれども、体にいいと聞いてお金を払って、食べたり、つけたりして自分の体をこわすというのでは、これは救いようがないですよ、本人にすれば。

そういうようなものもやはり消費者保護の大きな要素であるというような視点が2の消費者保護対策の充実からはどうも私には読めないのだけれども、そういう部分はこのどこでどのように記載されているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 消費生活、町民の消費生活を豊かにする、究極は今、言われたように賢い消費者を育てるということですね、なっていただくということで大事なことは、そういった賢い消費者になるための知識を得れる場所を行政としては提供するというので、消費者意識の向上というところでいろいろな私どもの能力だけでは十分、町民の方々にうまく伝え切れないという部分も考えられますので、そういったところには専門の方々に来ていただきながら、消費者講演会を開催するだとか、そういうような取り組みを通じて予防的なのをまずやっていくと、でもそうはやっていても被害に遭ってしまうという方もいる。その被害というのは悪質もあれば、今、室崎委員言われたような、そういった部分での被害というのもあります。

そういったときにはどうするのだというところで、この2、消費者保護対策の充実というところの項目になるわけですが、私ども今の質問された部分につきましてはこの③消費生活相談や苦情処理のあっせん、こういったものがそういう相談が舞い込んできたときには、私どものほうで北海道のほうとも連携もとりますけれども、やはり専門的な知識、あるいは対処方法という部分では釧路市のほうの消費生活相談センター、これは厚岸町で委託、管内の町村が委託を結んでお願いしているところですが、そちらのほうの専門家のアドバイスを受けるなりするというので対応をしているところでありまして、また、第一義的にはやはり町民の方々はストレートにこちらの釧路のほうに行きません、やはり役場のほうに相談に来ます。

そういった部分で適切に対応できるような研修等々も行われていますので、そういった部分で厚岸町の消費生活にかかわる相談窓口というものを私どもの課のほうで設置をさせていただいて、担当職員の研鑽にも努めているというところがございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 情報公開という話をするとき、積極的情報公開と消極的情報公開という言葉を使う人がいます。みんながみんなではないですが、積極的情報公開というのは、例えば広報あつけしだとか、防災行政無線だとか、IP電話だとか、ああいうものでどんどん、どんどん積極的に行政のほうから出していくのを言うのだそうです。

消極的情報公開というのは、これを見せてくださいと来たときに、はいといって見せる、これを消極的情報公開と言うのだそうです。

今のお話を聞いていると、何か馬市に行って牛の話をしているような気がするのです。あなたの言っているのは聞きに来たとき、相談に来たときに対応しますよという話をしている、私、被害に遭ったのですと、どうしたらいいでしょうと来たときに親切に相談に乗りますよと、消費者センターだとか、相談センターとかいろいろなところと一緒にやってやりますよという話をしている、それはそれで大いに結構。

私が言っているのは、そういう話はもちろんのだけれども、今、世の中でこんなものが出てきて、これ危ないですよということを町民にいち早く知らせる、そうするとその情報を得た人はそれに手を出さなくて済むわけです。これが今、悪徳商法に関しては



相当出てなさっているし、ここにもそういうような形で書いていますよね、悪徳商法などの被害防止のため云々ということが。

でも、それは別の分野、こういう欠陥商品だとか、あるいは体を痛めてしまうようなものだとかについてだって同じではないですか。でも、この2の消費者保護対策の充実が予防というような、あるいは何とか被害を未然に食い止めるということか、予防でしょうね、やはり。については、悪徳商法に特化してしまって、そちらのほうまでが見えてこない、まさか、などと書いていますから、などのところで全部考えてくださいというのではないと。

だから、そのあたり一考足りないのではないかという話をしているのです。相談に来たから窓口で対応します、どうですかという話をしているわけではありません。もう一度、答弁いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 申しわけございません、取り違えていたようです。

今、言われた部分につきましては、消費者の方々がほしい物を求めて買って、それに何らかの問題があって被害を被っている人もいるという話がございます。そういった部分では、今、ご質問者言われた部分については、1の消費者意識の向上、①町民の消費生活を支えるため、講座や消費者団体との連携などにより情報提供の充実を図りますという部分の中で、私ども、ただ今、言われたような化粧品の問題等々も私どものほうには情報としては入ってきておりますが、町民の方々に対する周知というのは厚岸町から行ってございません。報道、テレビ、新聞等々でも全国的な問題となっているものから、そういった部分を厚岸町独自で広報等を通じて周知をするようなことはしてございませんでしたけれども、今、ご指摘を受けましたので、そういったものも含めまして今後、この1の①で考えている情報提供の充実という部分で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 消費者意識の向上を①に何でもそういうようなものが入るのであれば、②の①なんか要らなくなるのですよ。だって、こっちは消費者意思の向上のために情報提供の充実を図りますと、だからこれは総論で2の消費者対策、保護対策の充実の中でやはりそれを具体的にやっているわけです。

その中に、私が言うのは悪徳商法だけではなくて、欠陥商品等という一文ぐらいは入れておいたほうが、より明確ではないのかということを行っているのです。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 言われる部分もありますけれども、考えられる部分は欠陥商品もありますし、あるいは今はそれほど問題にはなっておりませんでした

けれども、一時期は放射性に対する心配事の問題もありました。時々、そういった部分が出てきておりますので、そういった部分は今、欠陥商品を加えるという部分については、特にそういうことをしても文書的には何も変わるものでもありませんし、影響はないとは思いますが、ただ、私どもとしてはそういった部分は含めてこの先の新たないろいろな対応もありますので、などの中で対応させていただければというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 絶対に認めないぞという強い意志を感じるのですが、こういうものについては、私が言ったのは一例に過ぎないのですよ。もっといい文書であれば、もっといいのです。やはり見ているのは町民なのです。

私はこういう思いがあるのですと言っても、文書読んだ人が感じてくれなければだめなのです。そうすると、現に今、まさに放射能の問題もあつたでしょう。そういうようなものを含めてこういうようなものに対しても厚岸町は具体的にパンフレットの間とか、いろいろなようなことでもって情報提供しますよという思いはあなたに強くあるわけでしょう。

そうしたら、それをわかりやすくする文書にしたらいかがですかということを行っているので、この文書が頭から全然違うものだなんていうことは私は言っていないのです。そういうことなのです。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のこの案の考え方はご説明をさせていただきましたけれども、質問されている委員のほうにはこれでは読み取れないというようなことのでございますので、それであれば町民の方も同様ということになれば、町の考えているものとはうまく計画として、かみ合わないということになりますので、その部分については検討させていただきいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他に12ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次に、13の消防・防災に入ります。24ページ、基本構想の変更とあわせて、後期行動計画29ページ、13節消防・防災の審査に入ります。ございませんでしょうか。

5番、中川委員。

●中川委員 今、委員長言われましたように、後期行動計画の30ページ、ここに(2)の救急病体制の充実強化、②の救急手当ての普及AEDの設置の促進についてなのですから

ども、ここで聞きたいのですけれども、これはいつの議会でしたか、このAEDの設置、それから場所とか数については、この議会で議論されたこともありまして私も承知しているのですけれども、これは釈迦に説法であればいいのですけれども、これは何月でしたか、つい11月か12月にこのAEDが零下3度か5度以下のところに置けば、緊急の場合でも使えないですよというニュースになり、それから新聞に大きく報道されました。

それで私も心配していたのですけれども、いやいやそんなことはわかっているよと、きちんと設置していますよというのであれば、これは問題、心配しなくていいのですけれども、その辺、その設置場所、どのようにされているのかお聞きをしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） この(2)の②応急手当、普及AED設置の促進につきましては、処遇にかかわる部分でございます、まずは。町としては、各公共施設、必要な場所についてはAEDを設置しておりますし、また避難場所として個人のお宅、お寺ですとか神社を指定している場所についてはAEDを設置させていただいております。

基本的に室内に全て設置をしておりますので、設置をさせていただいておりますので、今、ご心配されたマイナス3度以下のところというのは、この冬場でも室内につきましては大体、基本的には5度は保たれているのかなとは思っておりますけれども、改めてそれら調査をしてみなければわかりませんが、それらのことを踏まえて室内への設置ということで町としては公共施設等には行っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、総務課長のほうから答弁いただいたのですから間違いはないと思うのですけれども、ただ、私心配しているのは、今、厚岸の本町では社会福祉センターが主に大きな人数を集めるときに使われますから、それはいつも管理人とか何かいますので、今、課長が言うように3度か5度は保っていると思いますけれども、例えば集会場だとか、山奥のところにも恐らくついていると思うのです。

そういうところが3とか5度、その消防でいう温度を守っているのかどうなのかなのです。皆さん、管理人いるとか何かのところは社会福祉センターを冷氣とれば、そういうところは問題ないと思うのですけれども、心配があれなのです。

もし、学校についていけば、冬休みとか何かで当直の先生はいると思うのですけれども、寒かったら何もならないなと思って余計な心配でしょうけれども、そういう心配をしたものですから、質問させていただいたのですけれども。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 私のほうで捉えている部分につきましては、片無去の地区集会場ですとか、あとは尾幌のふれあい館とかにもついております。全ての地区集会場についているものではありません。必要な場所ということで、片無去地区集会場につきましては、

これは保育所という形で行っておりますので、まずは問題はないだろうと、ふれあい館につきましても通常、管理人がおりますので問題はないというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 そうするとあれですね、今、私が心配して質問することはないよと、もうちゃんときちんとやっていますよということで覚えておいていいですね。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ここで先ほど②のところでご質問されておりますけれども、消防としての事業所などへのAEDの設置に向けた普及促進という部分につきましては、消防のほうでも今、委員がご心配された温度の設定につきましても十分、周知をされた中でこの普及促進を図っているものというふうに考えております。

町として設置をしている場所についても、ご心配される部分は大丈夫であろうというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。  
2番、大野委員。

●大野委員 私も後期行動計画の30ページの施策の展開方向の中の1の④消防施設の整備で、ここに消防庁舎の整備を進めますと書いているのですがけれども、今後5年間の計画ですから、これ有利な補助金等々、資金等々の絡みもあると思うのですがけれども、これいつごろをめどに大体計画しているというか、進めていくのかわかる範囲内で、場所とかの選定もあるでしょうし、いろいろ問題はあると思うのですがけれども、どう考えているのかお聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 現在の消防本部が置かれているところの消防庁舎が耐震性の問題、それから場所的に海に近いということがありまして、それから昭和49年に建てられた施設でありまして、相当老朽化しているということがございます。済みません、訂正させていただきます、昭和50年であります、建設年度がですね。老朽化がひどいというようなことがあって、今、消防のほうの本部のほうで場所のどこにするか、それから財源をどう手当するかということを考えておりまして、ご質問にありますいつだというのはまだちょっとお答えする、できる段階にはありませんが、ありませんがこの総合計画の計画年次の中で対応してまいりたいと、そのように考えております。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 わかったのですけれども、あその場所はやはり地震、津波来て、まず低いところですから緊急時といったらまず一番先に避難しなければならないという状況もございますので、やはり早期に実現できるようご尽力いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 3・11以来、数度津波注意報なり警報なりというものが発令されて、あるいは大雨等があつて、そういうときに防災の拠点の一つであります消防体制が、あの庁舎の場所では構築できないと、したがって資機材を高いところに退避をしなければならないという状況の中で、消防活動をしていただいております。

これを今のままでは町民の皆さんも不安に思っておられることでしょうし、耐震化の問題もはっきりしましたので、その辺、考慮しながらできるだけ早期に対応できるように努力をしてまいりたいと、そのように思います。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 町民の生命にかかわることなので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。答弁はいいです。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、さらにつけ加えさせていただきたいと思いますが、ご承知のとおり、現消防庁舎は3町の本部、それと第1分団の庁舎と相成っております。その移転ということになりますと、第1分団も含めてやる方法もあるでしょうし、さらにはまた完全に安全な場所ということも今、いろいろと検討、実は先般の消防議会議員の皆さん方にはるるこういう考えでおりますということを説明いたしているところがありますが、ただ、今、お話しいたしましたとおり、本部だけの移転、そうすると明解なお話をいたしますと実は湖南地区は安全な場所がないのです。全てが浸水地域です。そうすると、愛冠まで行かなければ安全というものが確立できない。

しかし、消防の役割はやはり消防なのです。火を消す、それから防止をするという、それから救急医療等の役割があるのです。

ですから、津波だけのことを考えればやはり安全ということになりますが、しかし、今言った消防の大きな役割は消火であり、それから防止であり、救急医療、ですからできるだけ街の近くに設置をするということも大事なことです。

そういうことで今、湖南地区においてはなかなか立地条件が悪いと、しからば湖北地帯に立地条件のいい場所があると、そうすると本部は湖南地区、第1分団は湖南地区ということになりますので、大設備な建設のことを考えますと一存に第1分団の庁舎にも本部の庁舎も改築できるのかということになると、なかなか厳しい財政状況であります。

そういうもろもろのことがございますので、それともう一つは沈防災といいまして補助率

の高い起債です、これを利用して建設しよう。そうしますと2年しかないわけでありまして。そういうもろもろの今、財政的なこと、それから位置的なこと、それから第1分団と本部とのあり方等々もありますので、この点、今、早急に内部調整をさせていただいているところでございますので、いつなるのかということではありますが、近く建設したいと、早急な課題であるという私は認識をさせていただいております。

特に防災拠点です、役場と同じなのです。ですから、それが危ないところに現在あるということは、将来の厚岸の安全・安心なまちづくりに当たっては極めてこれから考えていかなければならない大きな課題であるという認識で、早急にこれは解決をしなければならないと私はそういうように思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 この中のAEDの設置についてなのですが、公共施設等には100%に近いだけのAEDの普及がなされたというふうに認識しておりますが、一般の宿泊施設の民泊の場所についてのそのAEDの設置というのはどのような形になっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時27分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

最初の答弁については、ただいま取り寄せていますので、その次の質問から。

8番、竹田委員。

●竹田委員 広がった考えをすると、なぜ今、こういう質問をしたかということ、観光ということの一つと人口増ということで経済効果をもたらそうという、そういう施策の中で泊客が安心して泊まっただけ、そういうソフト面の用立てということも必要だなというふうに思うのです。

そういったことと、もう一つはこのAEDの管理というか、このAEDの持つ特徴としていい面も悪い面もあるのですけれども、体内に直接肌につけるパッドというのがあるのですけれども、このパッドは最近よく聞くのですけれども大人用と子供用があると、大人用のAEDについては子供用は使えないと、子供用と大人用が両方あるAEDが最近の主流であるということで、子供用と大人用の何が違うのかということ、その電流が違うということで、その変換機能がついているAEDが主流なのだということなのです。

この町内の施設についているその他の施設いろいろあるのですけれども、このAEDの効果の実態というのはどのようなになっているのか教えていただきたい。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時46分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） 長い時間申しわけありませんでした。

まず最初、民間施設、民間宿泊施設の設置の状況から資料が届きましたので、まずそのこと、それからお答えさせていただきます。

これ民間に当たるかどうかわかりませんが、消防、また保健福祉課のほうで押さえている範囲ではネイパルへの設置は確認をしておりますが、他の民間宿泊施設への設置は確認をされておられません。

それと町の施設に設置をしているAEDにつきましては、小児用のパットと交換できるものと、パットは同じものを使った上で切りかえ式のものそれぞれ設置をしております。ただ、若干、大人用しか使えないものも設置をされている施設もありますので、これらについては今後の検討とさせていただくとともに、消防による普通救命講習においてもこのパットの交換、それと切りかえの説明もされているようですし、大人用のものが全く小児用に使用できないということではなくて、そのパットをくっつけるのではなくて、話した形で使用することで小児用でも通常に使えるというような講習も行っているということでありまして、町でもそのような形で講習を受けているところでございます。

それでよろしかったでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

- 竹田委員 子供用と大人用に分けるということは、AEDは要するに特別免許も何もなく緊急時に誰でも使える簡単なものの使い方ができるということで、そういうふうになりかかったものが新しい商品として出てきているという世の中の流れだというふうに認識しています。

全く使えないものではないということもわかっています。ただ、簡単に誰でも安心して場所を一々どうのこうのというのは救急救命士しか使えないとか、そういう知識を持った人間でないと使えないというふうになると、せっかく物があっても無用の長物になってしまうということなので、それらの検討をこの中でしていただきたいと思いますというふうに思います。

最初に言った民宿、民泊というのですか、民間の宿泊施設等についての例えば建物の火災関係とかのことについては、施設に対して消防法というのがあって、建物に対してのいろいろな火災が起きたときの手当としていろいろな条件が与えられるわけですね、

改善もすれということになるのですけれども、今のところ法律上では民泊施設にAEDの設置というのは特別置いても置かなくてもいいという状況にまづなっているのかどうか、その辺は僕もちょっとわからないのですけれども、なっているいなくても、先ほど1回目の質問したときに泊まるお客様がこの施設にもそういった設備があるという安心感から厚岸町のところに泊まるのは安心だと言って考えてもらう一つの考え方として、そういう民泊施設のところにもつけていっていただけるよう町のほうからも要望をするようなことをしていかなければならないのではないかとというふうに考えるのですけれども、そこはいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今、民間の宿泊施設のみ答弁をさせていただきましたけれども、今、届いた資料によりますと民間の事業所に設置をされている箇所はごくわずかでございます。

そのことも含めた中での消防署としての、この取り組みを②として、このような形で事業所内でのAED設置に向けた普及啓発を図りますということで、ここに記載をされたものというふうに考えますので、町からも消防署を通じてそのような取り組みを行っていただくよう要請をさせていただきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 続けて聞きます。

このAEDの機械等の設置の部分については、もう100%だというふうに認識しているわけですが、教育委員のほうの各学校施設についてはどういった内容のものかAEDが設置されているのかお聞きします。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 町立学校のAEDの設置状況についてのご質問でございますけれども、現在、町内の全小中学校にはAEDが設置されておりますが、学校によってそのAEDの使用のシステムというのが若干、異なっておりまして切りかえ式のAEDを設置している学校と、パット自体が子供用と大人用が2種類入っているAEDと2種類のAEDが設置されております。

今、個々の学校ごとの状況をちょっと今、再度聞き取りでしてございますけれども、それぞれその設置状況に沿った使用の研修であるとか、そういう部分については学校ごとに教員の救命救急講習の中で使用を練習して、緊急の場合の対応に備えるというような対応をさせていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。



- 竹田委員 わかりました。  
保育所関係とかはどうなのでしょう。
- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。  
保育所並びに児童館、あるいはコアぽんときらくにつきましては全て設置をしております。
- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（高橋課長） 申しわけございません。  
太田へき地保育所につきましては、先ほど総務課長がお答えした切りかえのないものと、あとのものについてはパットの両方が備わっているものという内容になっております。
- 委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。
- 竹田委員 パットの交換の期間というのがあるのですけれども、これらについての取りかえなければならぬ時期だとか、そういうことの集約した帳簿関係というのですか、そういう、その取り扱いというのは各部署ごとにどのようになっているのですか。
- 委員長（佐藤委員） 総務課長。
- 総務課長（會田総務課長） 保健福祉課のほうで、そのパットの交換時期についてはそれぞれ設置されている、民間も含めて押さえておりまして、その交換時期につきましてはそれぞれの保健福祉課が全体を取りまとめているというような状況です。
- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
まだ13番で手を挙げた委員がいるのですが、昼食のため午後からにしたいと思いますので、休憩いたします。  
再開は、午後1時からといたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
13番の消防防災。  
12番、室崎委員。

●室崎委員 午前中にいろいろ議論がありまして、AEDに関して、実は私、消防議会にも席を置きまして、消防議会で道内の中央を視察したときに、このAEDについてちょっと関心がありましたもので行く先々で聞きました。

ところが、私が聞いた範囲でどこでも公共施設のAEDについて管理している使命が行き届いているのだけれども、民間の持っているAEDの状況は把握している町なかったのです。

ところが今、厚岸町のお話を聞きますと消耗品であるパットや、そういうものについても民間を含めて目が行き届いているというお話ですので安心いたしました。

結局、AEDというのは柱に張ったお札とは違いまして、いざというときに使えないとだめなのです。いざというときに使えるということは、いつでも使える人がそばにいるということを意味しているわけです。

それと、消耗品については常に更新をさせていかなければならないと、先ほど温度の問題がありましたけれども、まさにそういうときに、いざというときに使えないのでは困るのですね。

そういう点については今、お話を伺いますと非常に目が行き届いているということでしたので、安心をしたということをもまず感謝いたします。

その上で本論に入りますが、先ほど消防庁舎の移転の話が出ておりました。めどについて明言はできないけれども、近い将来に湖北側にこれが移るというところまでは、まず間違いのないということなのです。

それで、改めてお伺いするのですが、前に私、医療機関の問題を中心にお聞きしたことがあるのですが、この厚岸町の防災体制、防災というよりは大きな地震津波が来たときの救助救援の体制といったらいいかと思うのですが、湖南地区に医療機関がないのですよ。

それで、それを補完するものとして、私、素人の思いつきで医薬品の備蓄だけでもできないかということをお聞きしたら、それを調べていただいたら薬事法の関係でできないわけですよ。今、今度は防災拠点として今までは湖北地区には役場があって、湖南地区には消防本部があると、消防署があるという形で一応、橋を挟んで右と左、北と南にあったのですが、これが全部、北へ移ってしまう。

そうすると、湖南地区のいざというときの体制をどのようにするのかというのは、これはより一層大きな課題として浮かんでくるのではないかと、いやいや橋は震度7でも倒れないものに設計されているから大丈夫ですよという話を昔聞いたことがあるのだけれども、橋の揺れ方と地盤の揺れ方は必ず違いますよね。

したがって、橋のつけ根には大きな穴が開いて、それを補修するまでは橋は使えなくなると考えなければならないと思う。

それから、船を出すといっても昭和27年の大きな津波が来たときの経験をお聞きしますと、大体丸1日は物すごい勢いで潮が押し寄せてきたり、引いたりを繰り返すので、それは1,000トンもあるような船があるなら別でしょうけれども、またそんなものは汽水の関係で使えませんけれども、船の行き来はまずできないと、危険で、というような状況に入るとということも当然の体験から聞いております。

そうすると、橋の部分、すなわち湖北地区と湖南地区は分団されるということを前提としなければならないですね。

そういうような中で広い意味で防災対策ですが、このものについてはどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、この点についてお聞かせをいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まだ、ほぼという言葉をつけていただいて湖北ということですが、万が一といいますか、仮でそういうふうになったときの湖南地区の緊急体制というのが心配されるところであります。

ただ、そのときどきの状況にもよりますが、例えば厚岸大橋が不通となるような地震、あるいは津波等の規模の被害、状況が発生した場合には、恐らく広域的な対応、例えば消防ですと広域応援協定というものがございますから、その対応、あるいは対策本部長、これは町長がなるわけでありましてけれども自衛隊等の応援要請、そういうものが必要になってこようかと思えます。

湖南地区に限らず、そういう事態が想定される場合には湖北の地区でも相当な被害があるだろうということを予測しておかなければならないと思えます。

そこで必要なのは、薬事法に抵触しない、例えば備蓄すべきもの、それらの準備を湖南地区の今、考えておりますのは森林センター、めいばるの脇にある町有施設ですけれども、そこに今、とりあえず今、考えておりますのは水ですとか、毛布ですとかというものの非常食、それから非常食の備蓄をそこに持っていこうということで考えておりますけれども、それらのほかに例えばミルクでありますとか、それから緊急に役に立つ包帯ですとか、そういうその必要最低限と思われるものについての対応というものを考えておかなければならないだろうというふうに思えます。

今、消防署のほうでは、それら救急救命に要する資材、それは当然、持っているわけですがけれども、仮に消防署も湖北に移るということになりますと、今度は向こうでは湖南地区では非常備消防、要するに消防団ですね、消防団は今のまま残ってもらわなければならない、ただちにその庁舎ができるかできないか、これはまだ財源の問題等もありまして確定したお答えは今、この場でできませんけれども、こういう必要なものについて緊急に対応しなければならないものについて考えていかなければならないというふうに思っています。

それから、人的な体制、これも東北のときに250名以上の消防関係者が亡くなられたというようなこともあって、災害時の対応、団員の皆さんにまず自分の命を守ってくださいというお願いをしてありますけれども、災害時の対応について団員の皆さんともよく消防のほうで話し合いを持って対応してもらっていますけれども、常備消防、要するに消防署、あるいは消防本部の職員の動きをどうするかというようなことについては、前段、申し上げましたとおり広域的な対応を速やかにお願いしていかなければならないだろうというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 問題点は十分、把握されているというふうに今の答弁を聞いてて思いましたが、広域で今、阪神大震災以降整備された緊急援助隊というのがあります。専門家は緊援というような言い方をするそうですが、こういうものが入ってくるのには大体24時間はかかるでしょう。

そうすると、こういう大きな災害が来た後、緊急援助隊がこの地域に届くまでの時間、約24時間をみななければならないと思うのです。そこをどうしのぐかですよ。

そうすると、今、先走った言い方で本当に申しわけないのだが、消防署が湖北側に動くとして、それをそういうふうになるのはそう遠くではないというふうに予測しながらしゃべっているのですが、そうすると救命救急士も橋の向こうにはいなくなるのです。そういう中でどうするかということですよ。

これは今、私がこうせい、ああせいと言えるほどの知識も知恵もございませんけれども、もともと医療機関を考えると湖南地区は手薄になる可能性があるのです。厚岸町として市街地の中で医療機関のない地域というのは今でもそうなのです。そこに今度はそういう緊急時の医療処置のできる人も恐らくいなくなるのではないかというような状況があります。

大災害が来たときには、何とかといって青いカードや赤いカードをつけて行って、その青いカードというのは今、処置すれば助かる人、赤いカードはもうだめだろうという人を、非常に冷酷な話なのだけれども分けて行っていかなければならないほど大変な状況が出てくるという話も聞いて、そういう訓練も防災の日にはやるようですね。

そういうもろもろを考えますと、この24時間、何とか生き残ってしのいで、そしてそういう広域の援助の手が入ったときに、それに受け継いでいく体制というもの、これをどうやったらできるのかというのは大変、大きな問題だと思ひまして、この点は今、ここに具体的にこんなことを書けなんていうような私も知恵はありませんけれども、これは厚岸町の防災対策として、やはり大きな課題ではないかというふうに思うのですが、今しお話があれば再度。

●副町長（大沼副町長） 私の記憶では、災害対策本法という法律ができ上がったのは昭和34年だったと思います。その前の年に伊勢湾台風が遭ったこと、それ以前は災対策にかかわる法整備というのが全然なされていなかったということの反省があつて、災害対策基本法も何度か改定があつて、それぞれの役所でやらなければならないことというものを手にされてきたというふうに理解しております。

これは3・11でちょっと変わったみたいでありますけれども、昭和34年の災害対策基本法ができてから以降、日本国では餓死をした人がいないのだと。要するにお腹を空かして亡くなられた、災害で、災害でもって餓死された方はいないのだと。この国はすごい国だと、それはどうしてそうなっているかと言うと、そういう広域的な補完体制がきちんと整備されているからだ。警察、消防、行政はもちろんですけども自衛隊等々のそういう支援体制がきちんと機能して、そういう状況になってきたと。

ただ、厚岸町では、これまでのいろいろな議会の議論もあつて避難場所の見直し、あるいは備蓄品の装備、これは全町民に行き渡る分は残念ながらありますけれども、その

うちの何割りかは水、毛布等の備蓄をさせていただいております。

それで、保管できないものについては例えば住民の皆さんがみずから災害に備えて、食料、それから暖房用品等々を備えて置いていただくようにこれまでも広報、あるいはパンフレット等々を使ってきた、お願いをしてまいってきております。それでも保管できないような問題も大規模の災害のときにはあります。あると聞いています。

それは、本を読んだり、あるいはテレビ、ラジオの報道を見てもそういうことでありますので、そういう必要なものなついて、その本部の移動とあわせてどういうものが必要になってくるのかということ、きちんと議論を重ねて、その備えをしてまいりたいと、そのように考えております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

3番、石澤委員。

●石澤委員 防災対策推進の中で住宅用火災警報器の全戸設置ということがあったのですが、これは何年前でしたか、これまでも設置しなさいよという期限つきでやっていたと思うのですが、これはまだやっていない場所があるということ、こういうことが出ていると思うのですが、その背景はどういう形になっていたのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ちょっと正確な数字は押さえておりませんが設置を義務づける条例を制定をさせていただいております。

7割から8割、設置がちょっと大ざっぱで申しわけありませんが設置が完了しているというふうに消防本部のほうでは捉えているみたいです。残りの未設置の箇所について勧奨をしてみたいという考え方です。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 それはつけられないとか、そういう理由があるのでしょうか。高齢でつけられなかったとか、手をかりないとできなかったとか、そうではなくて機材自体が結構高額でつけられないとか、そういうような問題なののでしょうか、それとも本当にただ設置しなかったというだけでなっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 機器そのものは1基3,000円からのものがございます。取り付けにはほとんどネジ1本でつくものでありますから、そういう物理的な問題ではなくて、意識の問題が強いのではないかというふうに感じております。

ですから、そういう必要性をきちんと理解をさせていただく作業というのは必要になっ

てくるだろうというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 31ページの3、総合防災対策の評価というところの(3)なのですが、安全の確保だとか、避難場所、避難路の定期的な点検に努めるというようになっているのですが、現在、特に御供山の周りの住民たちの避難場所、避難路、こういうものは今、万全だというふうに考えているのか、このこういう施設をつくっていかなければならないとか、そのあたりはどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 避難場所を設定するに当たって、原則的な考え方をこれまでも議会で説明させていただいておりますが、健常者の足で、健常者ですあくまでも。30分以内で到達できる高さ確保できる場所を基本に避難場所というものを設定させていただいております。

ただ、湖南地区の奔渡1丁目界限、これが今、避難場所に設定しているところは御供山に上がっていく塚田弘さんの裏山、ここはもうそこしかないからその場所に設定をさせていただいている、もうとにかく這っても何してもいいから高いところに避難していただきたいという思いであそこに設置をさせていただいております。それが果たして適切な場所かどうかということになりますと、なかなかそうだと胸を張って言い切れる場所では残念ながらございません。そのほかに確保できるのかというと、なかなか確保できる場所もないと、そういうようなこともありまして、これは奔渡自治会の皆さん、それから松葉町の自治会の皆さんからせめて、要するに治山事業で行った擁壁、あるいは防護ネットを超えて上に行ける階段設備みたいなものを整備してもらえないかというお話がありまして、これも考えたのです。なかなか夏場のいい時期ばかりではありません。急傾斜地ですからそういう設備をとっているわけですから、逃げました、崖崩れがありました、あるいは雪崩がありました、それは自治会の皆さんに言わせますと自己責任になるのではないかと、なかなかそういう整備もないと逃げおくれた人はのまれるしかないのだかという話を伺って、北海道のほうにそういう階段設備みたいなものを設置していただけないかという要請をこれまでずっと行ってまいりました。

まだちょっと場所ですとか、箇所ですとかはわかりしておりませんが、ここで森林センターのお話を伺いますと、まず試験的に奔渡のほうに1カ所整備してみるかという話を今、いただいております、恐らくこの年度内にその作業が進んでおられるものだというふうに思います。

それが、効果的だというようなことがあれば、引き続き松葉地区のほうのところに設置できる箇所があるかどうかきちんと調査をしながら、その拡大といいますか、拡充を求めていきたいと、そのように考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 いったん、だいぶ前にテレビを見ていたら、冬に水鳥の調査で、水鳥観察館の職員がアラスカの山を上りおりにあの階段を今、副町長おっしゃった階段を上って行かれたのです。それが何か大変でしょうとか、何か言いながら、そういうのをテレビで見た記憶があるのですけれども、きっと冬期間は雪降って、あの日は雪降った後、必ずかくとか、そういうふうにはなっていないように思うのです。すぐかくようになっていのかどうかわかりませんが、あそこを避難路として使える人は限られているし、それから今、町長おっしゃったように、やはり奔渡1丁目のすごい崖というか、ああいうところはなかなか大変でないのかなというふうに思うのだけれども、根室の消防士だったか、昆布森だったかちょっと忘れたのですけれども、あそこらへんもやはり津波避難路をたくさんつくっているのです。それを見ると屋根つきなのです。屋根つきの階段がついているのです。

だから、どういう事業でああいうものができたか僕もよくわからないのですけれども、そういうのをやはりきちんと情報収集した上で事業を進めていっていただきたいなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今ある松葉地区の階段の除雪につきましては、一般的、町が委託をしているところの業者さんが幹線道路の除雪が終わった後にそこもやってくださいということで、除雪、手作業でやっていただいている状況であります。

後段のほうの屋根つきの云々という話はちょっと勉強不足で申しわけありません。研究をさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 やはり安全対策が自己責任だなんて言われてしまうと、ちょっと町民としてはつらいものがあるので、やはり対策を早急に立てられたいというふうに思うのですけれども、それから今度、御供山まで上がりますよね、一定の。それで上には何があるのですか、上がったら。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） これは25年度の事業だったと思いますけれども、備蓄倉庫、それと備置品、要は冬期間のストーブですとか、それらについては設置をしております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 津波って避難解除をするまでは避難場所まで行ったら戻れませんよね、一般

的には。

そうすると、相当長時間にわたっていなければならないと、1時間、2時間でもう来ないからいいよというのが一般的ではないと思うのです。つい最近というか、何年ぐらい前でしたか、我々も山の手の集会所で一晩過ごしたことがあるのですけれども、長時間にわたって避難生活というか、時間を過ごさなければならないというときのことは、今のところは想定していないのですか。もし、あそこまで駆け上がった人は、そのあたりはどうかのですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 避難場所に備蓄倉庫を設けている避難場所につきましては、その備蓄倉庫の中にストーブ、これは震災以降、あの3月の状況だったものですから暖房の設備が必要だろうということでストーブをそれぞれ備え置いてあります。

また、必要なテント、これは全ての方が逃げられた場合にそれで補えるだけの数は置いてはありませんけれども、必要と思われる数、それぞれ避難場所のほうには備蓄倉庫の中に備え置いている状況であります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 テントを含めて冬期間十分なだけのストーブだとか、そういうものも備えられているということなのですか。例えば一晩、どうしてもそこに避難を続けなければならないという場合には、そのあたりはどうかのですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 油も実を言うと定期的に取りかえながら、とりあえずは一晩、まずは持つだけの備蓄はしているという状況です。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 小屋とテントと言いましたよね、何人分なのかわからないけれども500人も来られたらちょっと、あれなのかもしれないけれども、もし100人の人が来た場合でも何とかその中に収容できるとか、そしてその中できちんと暖を取れるようなストーブも備えているというような状況になっていると理解していいですか。

それとも、そんなに来られたらちょっと困るというものなのか、その辺はどうかのですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 基本的に備蓄倉庫については、あくまでもそこは備蓄倉庫とし



での設置でありまして、その中で人が1日おられるかという難しい状況であります。

なぜかという、その場所が御供山であれば、ある程度、広大な場所がありますけれども、ほかの場所についてはそれほど大きな場所ではないという場所もありますので、備え置いているテントについても500人が来たら、全て500人、そこに収容できるかというできないような状況であります。

その辺については、基本的に備蓄食料もそうなのですが、備え置いているものとしては1割と考えています。7,000人から7,500人というふうに私ども、もし津波があった場合にはその避難者というものを考えておりますけれども、そのうちの1割程度と、その方々が食料については3日間、テントについては一つのテントの中で立って30人ですから、寝るとまたかなりの人数が減ってしまうのですけれども、毛布も当然、備え置いておりますので、それらも含めて全てのそこに避難するであろう人たちの分を全て確保できているかという、そうではないというような状況であります。

これを全てを対応するとなると、また費用もかかってまいりますので、その辺はまた先ほど副町長のほうからもお答えしたとおり、それぞれの個人個人の中で必要なものを準備をしていただくということの呼びかけもさらに必要になってくるだろうというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 意見要望を資料に出していただいたのですが、やはり松葉とか奔渡の御供山、あのあたりの避難についてやはり危惧されている方が特に多いのではないかなと思うのです。やはり逃げる場所が限られているというか、そういうことを含めればこれもどこかに置いているかもしれないけれども、御供山全体含めて、以前の地権者の、今も地権者かもしれないけれども、そういう以前に問題があったこともあるのですけれども、そういう問題もクリアしながら安全な避難路、避難場所を確保するというのをもう少しはっきり明記できるような方向を考えていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 御供山の上部のほうは私有地になっておりまして、その私有地の確保、前土地の地権者が町で取得できないかというお話が相当前にありました。値段をお聞きすると、我々が考えていた数字の数十倍の値段でございました。

私もその場にいたのですが、社長さんと桁一つ間違っていないかというお話をさせていただいた記憶がございます。

まず、そういうことで土地の取得は非常に困難だということ、それかもしあそこに防災拠点なるもの、あるいは避難場所を設置するということになりますと、そこに上がっていく道路整備、これも当然、何カ所か、1カ所では済まないはずですから何カ所が必要になってくるだろうと、それもたしか先代の町長時代にすごく大ざっぱな試算をしたというふうに記憶をしております。その当時に数十億という数字が出てきました。

経済が右肩上がりであり財源が確保できるというような見通しがあるのであれば、そういうことも決して夢物語ではないなという感触は持ってもいいのかなとは思いますが、全然そういう状況ではない、むしろ逆のほうに行っているという状況の中では、今、この時点であの場所をどうする、こうするというのはなかなか言及しがたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私も消防庁舎の移転整備についてお聞きしたい。いろいろとるる質疑があったのですけれども、それを聞いていくと消防の指揮機能、消防機能、そしてまた救急機能の津波防災を配慮した場所への移転というものはやむを得ないのかなという話の中で進んでいるのかなというふうに感じたのですけれども、といったときに、では今、湖南、湖北というふうに話が出ていたのでその言葉を使いますけれども、湖南地区においては、もし湖北地区のほうに動いたときには当然、湖南地区側の消防力、または救急力の低下というものが、先ほど冒頭で町長のほうからも話があったのですけれども、低下というものがどうしても否めないといったときに、では湖南地区のほうにはもう住むことができないかと、今現在、湖南地区に住んでいる人方が、やはりそういう不安というものを大きく抱いてしまうのではないのかなというふうに思うのです。

整備の仕方、また維持の仕方というものの中ではいろいろな方策というものがあるのだと思うのですけれども、どうしても湖北地区のほうに機能の移転を図らなければならないといったときには、まず少なくとも第1分団整備、これを最初に行って、まず消防力の維持というものをしっかりと地域のほうに示した中で、その上で移転、本部機能なり、指揮系統機能の移転というものを図っていただかなければ先に移転して、いやいや財源がないからいつまでも第1分団の整備が進まないのだというようなことが万が一あっても、それは大変なことなので、やはりその整備の順番というものはしっかりと検討していただきたいなど、そういうものを考慮した中での検討をしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 消防本部、あるいは消防署、それから消防団というのは今、1カ所になっているわけですね。第1分団は。

他の委員さんの質問に町長がお答えしておりますけれども、消防というのは災害だけではなく火災、それから救急救命対応、これらに関して何分以内で到達できる距離的なもの、それと人口の密集地のカバー率、カバーできる戸数、人数、これらを勘案して設置場所を考えていかなければならないだろうというふうに思います。

それで今、どっちが先というような具体的な話を委員さんはされておりますけれども、それとあわせて我々が考えなければならないのは、これも昨日答弁をさせていただきましたけれども、財源の問題であります。

それらも勘案してどちらか先に、そんなに猶予できるような状況ではありませんから、

できるものから速やかに対応していかなければならないだろうというふうに考えております。

今、この場でどっちが先だという答弁は控えさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ですから、当然、いろいろな方策の中でいろいろあるのだとは思いますが、少なくともただ機能がなくなる側のほうというものをやはり見捨てないでくれと言ったら悪いでしょうけれども、そこはやはり十分な配慮というものがなければ、しっかりとした消防力の確保、また救急力の確保といった中では人的な配置さえあればできる問題でもあるのだとは思いますが、例えば湖南地区のほうにも消防車1台置いて、常時、救急救命士を2人なり3人、24時間で置くような体制がとればそれはそれでもいいのかもしれませんが、なかなかそういうものでもないといった中では、やはりそういう問題でもないというふうにも私も思いますので、そこまでは強く言いませんけれども、少なくともやはりなくなる側のほうの住民の不安、そのことはやはりしっかりと行政側として受けとめた中でそのケアというものの中での計画の遂行というものを進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

大変重要な質問であったと、そのように受けとめているわけでごさいます、そういう意味において本部、また厚岸消防署が移転された場合の第1分団の庁舎のあり方、ご承知のとおり、分団には第1分団は本部は一緒ですからいいのですが、2分団、3分団、4分団には救急車は置いておりません。

私は、第1分団が湖北のどこに今、設置をするか、これは別の問題といたしまして、消防力の充実強化のためには消防車はもちろん、それから救急車も設置するべきであると、そういう考えでおります。

そのためには、厚岸消防署の分室なるか分署なるかわかりませんが、第1分団の機能の一部としてやるべきではなかろうかと、そのように考えておりますので、どうかその点、ご理解いただきまして、順序どからかとなればいろいろな課題がありますが、既に両立で今、第1分団の場所等も含めて今、検討させておりますので、その点、ご理解いただくと同時に第1分団がどうあろうと充実、強化をいたしたいと、消防力の、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

次に、14の環境衛生に入ります。

24ページの基本構想の変更とあわせ、後期行動計画33ページ、第14節環境衛生の審査に入ります。ございませんか。

6番、堀委員。

●堀委員 ここではまちづくりの指標で、一般廃棄物のリサイクル率というのが出されていて、現状値が32.8%で、目標31年度は52.4%というふうになっているのですが、ここでまず確認したいのが、このリサイクル率でここにも説明で年間に排出されるごみのうちリサイクルされた割合というふうになっているのですが、これはあれですか、ごみ収集として収集した量のうちのリサイクルに回された分というふうに理解してよろしいのか、それとも当然、古紙回収業とか廃品回収業とかの中で、そういうような、厚岸町内での全て出されるごみに対しての減量値の数字なのかというのを、まずそこを確認したいのですが。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまのご質問でございますけれども、ごみ収集していただきますごみ収集量、これにつきましては燃やせるごみ、燃やせないごみ、さらには資源となるごみ、粗大ごみ等から資源化した量との比較でもって、このリサイクル率というものは出てきます。

総体水量に対するリサイクル率でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、古紙回収業とか出された量というのは、ここには入ってきていないという理解でよろしいのかなというふうに思うのですが、どうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 委員おっしゃるとおりです。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 それでは、古紙回収業とか廃品回収業の含めた率というのは何%になるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 古紙回収業の方々は、それぞれの営業の中で進められておりますので、厚岸町としてはそのような数値につきましては押さえてはおりません。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀議員 そういったときに、現状が32.8%、一般家庭から100キロ出されたうちの約33キロぐらいがリサイクルに回されるというようなのですけれども、実際のところはもっと数字が多いということが想定されますよね、50%なり、もう既にこの目標値の50%というものがいっているのではないのかといったときに、この目標値の52.4%という数字。これに今現在入っていない古紙回収業とかの量を含めたときに70%の、そのくらいにもいってしまうのではないのかなというふうに思ってしまうのですけれども、そういうことが実際に可能なのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 数値の押さえはございませんけれども、実態的なことを言うとそのような数値になっていくものとだというふうに推計いたします。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうするとあれですか、52.4%には古紙回収業とかでの廃品回収の量も含んでのものだということなのですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） あくまで資源ごみとなるごみにつきましては、一般家庭、さらには事業者等から出していただいている資源となるごみ、紙類、アルミ類、スチール、便類等々ございますけれども、それら出していただいたのでございます。

古紙回収業の部分については、私どもは押さえておりません。入っていないです。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そういったときに、では一体、町民としてどれだけのリサイクルのごみを出せるのかという話になるのですよ。

前期の行動計画のときに、平成20年度のときに一般廃棄物のリサイクル率が14.3%でした。前期の行動計画をつくったときには目標年次の平成31年には30%のリサイクル率を設定していました。

5年間のうちに、もう既にその目標値を超えているわけなのです。といったときに、これからなおかつ20%近くのリサイクル率を上げようとするときに、では町民にどれだけの負担をごみの分別、排出といった中で今までも十分に町民は一生懸命分別した中で廃品として、ごみとして出しているのですけれども、さらに20%もふやすといったときにはどれだけの労力をここに費やさなければならないのかという問題になると思う

のですけれども、この点についてはどのように考えているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまのご質問でございますけれども、前期行動計画におきましては、おっしゃるとおり20年度の現状値、リサイクル率が14.3%、目標値31年に30%というような目標達成をさせていただきながら、政策展開をいただいたところでございます。

さきに議会等の中でも生ごみ収集が25年4月22日から町民の皆様のご理解等をいただきながら進めさせていただきしました。大変、今までないことをさせていただいた状況でご苦労をおかけしながら、今現在、進んでおりますけれども、その実績が昨年、25年度におきまして前年、24年度には18.4%のリサイクル率が生ごみの分別収集を行わせていただいたと、ご協力いただいたことによりまして32.8%まで、14.4%ふえている状況でございます。

このような中で、ごみ収集体制につきましても、生ごみの収集による堆肥化、さらには焼却残渣物減少によります焼却場の延命、経済経費削減等々の状況等もございまして、昨年度、一般ごみ処理基本計画を改めて見直させていただいた状況でございます。

委員、31年におきます新たな後期行動計画の中で、さらに52.4%までの状況で、町民の皆様これ以上のご負担をかけるのかというご心配、私どもも、今現状も当然、古紙回収業等に出していただいている皆様もいらっしゃいます。町のほうの資源ごみに出していただきますと、また町の収入にもなりますし、資源化率、リサイクル率のアップにかかる状況にもございますし、これからさらにそのような中でのお願い、啓蒙等を進めた中で目標とします52.4%に近づくような中での町民の皆様への周知、お願いをさらに進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうするとあれですか、例えば厚岸町ではこれから5年間の中で52.4%までふやすといったときに、今現在、民間で古紙回収業をされている方々が行っているサービスというものを厚岸町においても出された重量によってティッシュペーパーなり、ゴミ袋なり、そういうものを配るとかという、そういうようなものをしていった中で、いやごみは民間には出さないで厚岸町に出してくださいと、そういう働きかけを今後の5年間でやっていこうと、そういう考えなのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） そのような考えは持っておりません。あくまでも、資源ごみとして出していただく部分につきましては、町の財源になりまして環境基金のほうに積みさせていただくと、一連の緑の循環構想の周知も図らせていただきながら、さらなるリサイクル率の向上を図っていきたいというふうに考えておりますし、現在もいろいろ

と出していただいている上では、生ごみ収集が100%という状況にはございません。私ども、年に2回、ごみ質調査等を行わせていただきますが、昨年度からの中でやはり償却残渣の中には20%前後の生ごみも入っているというようなデータもございます。

これらの状況におきまして、さらに収集関係、徹底いただくような形でのお願いをしていきながら、このリサイクル率を高めていきたいと、さらには先進事例等もございませぬ、資源ごみの収集関係につきましても新たなものがあれば、いろいろと研究させていただきながら当然、資源化できるものについては資源化していきたいというような考え方で今後5年間も進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、町では啓蒙促進だけで実利を行うようなサービスの増加というのは考えていないということなのではすけれども、ではそれだけでなるのかなというふうに思うのです。

それでは聞きますけれども、今現在、分別している種類というものがあるのですけれども、さらに今後5年間において細分化をした中でやっていこうという、それによって収集のリサイクル率を上げようという考えに立つのでしょうか、それについてはどうなのですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 一定の方向の中で雑紙の関係につきましては今までティッシュの箱以上のもので回収をさせていただきましたが、昨年10月から名刺大以上のものにとりするような中で町民の皆様へ新たなお願いをしているところでございませぬし、先ほど重複になりますけれども、生ごみのさらなる資源化率ということで燃えるごみに出していただいているものにつきまして、さらにとりいただくようなお願い、これは場合によっては注意表等を活用させていただきながら、喚起啓蒙を図りながらご理解をいただいて、このリサイクル率にとられる状況だけではなく、厚岸町全体の中でのごみ処理問題ということで対応していきたいと。

これによりまして最終処分場、先ほど申し上げましたがごみ処理場の延命措置もさることながら、生ごみ分別収集を町民の皆様のご協力をお願いしたことによりまして、当初32年までの期間が5年、6年延びるような中で37年、もしくは8年まで、現状の中で施設延命ができるのではないかとというような生計もできてきているところでございませぬ。

今後につきましても、そのような周知をさせていただきながら、厚岸町全体としてのごみ問題ということで町民の皆様と一緒に進めさせていただきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 これでやめますけれども、ちょっと目標値が高すぎるのではないかとというふう

に私は思うのです。これだけを見たときには、今現在でも大変なごみの分別、出す側の一般家庭については大変な苦勞というものをされているというふうに思うのですけれども、さらなる負担、さらなる負担というのは料金的な負担ではないですよ、労力的な負担ですけれども、そちらふえ過ぎないように、既にやはり町民の中にはちょっと細かすぎるのではないかと、ここまでやる必要があるのではないかと、そういうような声だつてやはりないわけではないですから、やはりこの目標値にとらわれて、それでは細分化云々かんぬんとか、雑紙についてもそれでは言わせてもらいますけれども、私方が例えばこういう資料とかで持つものですね、これだつて雑紙で出せるかという場合、やはりそこにはいろいろなものを書いたりとかもしているわけですから、こういうものだつて雑紙としては出せない、全て燃えるごみとして出さざるを得ないというようなものというはたくさんあるわけなのです。

そういった中で、どんなにやっていっても、しかも古紙回収業の分も含んでいない中での5割ですよ、一般家庭から出す100キロのうちの50%リサイクルに充てるなんていうことは、どう考えてもこれはちょっと高過ぎる。高くないというのであれば、これは5年後の次期の総合計画のときの検証の中でやはりしっかりと見ていかなければならない、これが達成できるのかどうかというものをやはり見ていかなければならないと思うのですけれども、町民のほうには新たな負担というものは余りかけない中でごみの分別回収というものを進めていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 厚岸町のごみ処理関係、昭和47年から町民の皆様のご理解をいただきながら、また、委託業者等含めた中で収集業務、さらには焼却等を行ってきた長い歴史があります。

その中で、町民の皆様が一つずつご理解をいただきながら当初は燃えるごみ、燃えないごみ、このような中での分類から始まりましてやってきている状況にございますし、これ以上の負担がかからないようにというお話でございますけれども、当然、やはり町民のご理解なくしてこの施策というのは進んでいかないわけでございます。

長年かけた中で定着している状況もございますけれども、細分化したことによってやはり家庭内で分類の置く場所といったいろいろな問題もあろうかと思っておりますけれども、それらにつきましては改めていろいろな形で周知をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますし、決してこの目標値が高いのではないかとということでございますけれども、やはり目標は厚岸町として高く設定させていただきながら、この目標に向かっていきたいという意気込みもございます。

それらご理解いただきながら、5年後の検証というお話もありましたけれども、この数値ら近づくよう頑張ってもらいたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。



12番、室崎委員。

●室崎委員 今、一般廃棄物のリサイクル率の部分がありましたが、ちょっと1点だけそれに関してお聞きしますが、古紙回収業者が古新聞などを持っていった場合、あれは廃棄物ですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 有価物としての対価となるというふうに理解しております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 廃棄物には入らないのですね。

それでちょっと本論に入りますが、35ページに産業廃棄物の適正処理というのが出ています。ここで北海道が行う適正な処理や処分の指導に基づくとあるのですが、簡単に言って北海道が指導している古紙というのはどのようなものなのか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

●環境政策課長（尾張課長） 大変申しわけございません。

産業廃棄物の関係につきましてのご質問でございますが、市町村におけます産業廃棄物の処理につきましては産廃法の11条2項に規定しまして、市町村は単独に、または協働して一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村で処理することが必要と認められる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができると規定されております。

こういう中におきまして、北海道等の連携をとりながら適正な処理、処分にに基づく指導等を行っている状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 廃棄物処理並びに清掃に関する法律ですか、この産廃法律なんだけれども、また別に法律できたのかな。廃掃法とかという言い方もします、同じものだと考えていいですね。

そこでは事業者や工場や、そういうところに出ているのが産業廃棄物、厳格に言うと

私の家では事務所で出した紙は産業廃棄物、茶の間で出した紙は一般廃棄物というようになるわけですね。うんと厳格に言うと。もちろん、そんなことをやってはおりませんが。

産業廃棄物に関しては排出主体がみずからの利用でもって処理しなさいと、適正に処理しなさいと、一般廃棄物については市町村の責任ですよというのが大原則になりますよね、一応、だけどもあわせ産廃というような形で、そのこの区別を割りと緩やかにして、市町村がその処理をしたほうが適当と思われるものは一般廃棄物と一緒にして処理することも許されるという言い方が適当かどうかわからないのだけれども、そうしましょうということになっています。

今の道のお話というのは、そういう話ですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 申しわけございません、ただいま委員おっしゃっていたような中での、言っていたとおりの状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで厚岸町は相当前にエコトピア計画とか、エコタウン計画というような、たしかカタカナ語だったので余り私もきちんとは覚えてはいないのですが、きのう出して一廃、産廃に限らず厚岸町で出る資源にできるごみは全部資源にしていくことを究極の目的としてどうするかというようなことを考えましたよね。どれだけ実現したかは別にして。

その考え方、考え方ですよ、何%やったとか、どうできたとかという成果そのものではなくて、考え方は今も生きているというふうに考えてよろしいですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 当然、そのような形でいろいろと議論をいただきながら策定した計画に基づいて厚岸町は進めているという認識であります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、この34ページの②のところに生ごみ対策として家庭で出る生ごみの堆肥化の話を一行上げて書いていますが、あそは大別というのか、その大規模草地という、あの敷地の中に堆肥化センターというのがあります。

これは、下水道の残渣の処理というものが紙の上では大きく書かれているのではないかと、それに牛ふんの処理、そして海産廃棄物を初めとする堆肥にできるものは持ち込んでいただければ受け入れて堆肥にしますよということは、たしか今も変わりはないと思うのです。そのようなものは受けられません、それは産廃ですからだめですなどは言

わないと思うのです。

そうしますと、結局、これは産業支援でもあるわけですよ、ほとんど、恐らく海産廃棄物であろうとは思われるけれども、そういうものを産廃なのだから、あなたの費用でやりなさいということになれば、結局、経費がかさみますから既製品のコストに反映していくわけです。それを町の施設で堆肥にすることによって、またそれはそれで有効に利用できるし、処理してもらった業者のほうは大変、助かるということが続けているわけです。小規模ながら。そんな大大規模ではないと思いますけれども。

そういうことを行っていく、いわゆる町内で出たごみのうちの堆肥にできるものは、家庭から出た生ごみだけでなく、そういうものも堆肥にできるものはできる限り堆肥にしていくという姿勢をずっと続けていると思うのです。それは、これからも続けていくと思うのです。

そういうことの一考が、生ごみ対策あたりの後ろにでも一言書かれていることによって、町民はこういうふうにして厚岸町は進めているのだということがわかるのではないかと、そのように思うのですけれども、この③、35ページの一番上の道の指導に基づいてというのは、そういう意味も入っているのだというふうにおっしゃるかもしれないのですけれども、それではちょっと伝わらないのではないかと。相当、一生懸命厚岸町は努力しているわけですから、そのあたりいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ご質問いただきましたとおり、これまでも厚岸町においては地域の産業振興の観点から厚岸町で必要と認める場合、市町村が認める場合に一般廃棄物をあわせて処理することは可能な産業廃棄物について処理することができるということで、あわせ産廃の中で今、おっしゃっていただいたような海産残渣等々を資源化を進めてきております。

今後そのような形で、当然、資源化を進めていきたいというふうに考えておりますし、産業廃棄物の適正処理という中では、これらあわせ産廃等々、項目等はありませんので、ちょっと検討をさせていただきながら、やはりそういう厚岸町独自としての堆肥化センターを持ちながら、今までもこういうごみ政策をしてきている項目につきまして、できれば追記していきたいという方向で検討させていただければと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 35ページに4、有害動物の駆除対策とあるのですけれども、エゾシカは有害動物なのですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） エゾシカにつきましては、農業被害等々もあるような中で

有害動物というような認識であります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 生きていいのですか、有害動物となると。厚岸町の方針としてエゾシカは有害動物だと言い切っているのですか。いうふうに考えていいのですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） それぞれ生息域もあろうかと思いますが、厚岸町におきましては一般狩猟のほかから駆除期間を設けた中でそれら対応している状況でございます。

全てが全て厚岸町外、以外のものであり有害というような認識で定義づけられたということになりますと、これは状況的には適切ではないかと思いますが、ここで私ども環境衛生の中で生活、町民の衛生的で安全な生活環境を確保する中で駆除をしなければならぬような中でのエゾシカにつきましては有害というような中での定義づけをさせていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ここではエゾシカとしか書いていないのです。どういう場合のエゾシカということ。

9ページちょっと見てください。9ページの自然環境の保全というところに、(1)生物多様性の確保と、ここではエゾシカの個体数管理に取り組むためというふうになっているのです。

これ、一般的に有害動物と決めつけるものではないのではないですか、エゾシカの場合。ほかの動物もちょっとわかりませんが、例えば外来動物だとか、この間、きのうもありましたけれども、あるいはミンクだとか、そういうものも含めて、そういうものをどういうふうに管理していくのかということが大事であって、ここにエゾシカを駆除するという書き方は私はまずいのではないかなと。厚岸町はエゾシカを害獣としてしまっていると、この文言には私は非常に不快感を覚えるのですがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） エゾシカに関しましてですけれども、ほかにも野犬やキツネなど野生動物を捕獲するためには狩猟期間を除きまして、その動物の捕獲後の生死にかかわらず鳥獣の捕獲または鳥類の卵の採取等、許可という特別の許可をいただいております。

その中で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、この中でエゾシカにつきましても有害動物というような中での定義をされているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ですから、その有害に当たる定義を明確にしなければならないわけでしょう。ここでは、この書き方は町民の安全及び財産を守るため、エゾシカ、野犬、キツネ、スズメバチの駆除となっています。

だから、これは産業に与える影響だとか、一般的生活で町民のあれで問題になっている部分はやるけれども、そうでない部分はやらないわけでしょう。

だから、この野犬は非常に危険なものだと、これはわかります。私もはつきり。あるいは、キツネはエキノコックスの何かの媒介動物であると、スズメバチも非常に人間に危険をもたらすと。だけど、エゾシカについてはそういう産業の面に影響を与えたり、ただそういう適正な管理をしなければならないというのと、一般的な有害動物としてひとくくりにするのは、私はまずいのではないのかなというふうに思うのです。

私は駆除がだめだということを言っているのではないのです。もともとエゾシカの領域に我々が住んでいるわけです、もともと。産業構造だとか、さまざまな環境の変化によってエゾシカが物すごくふえているわけです。我々子供のころ、山の中に私は住んでいたけれども、シカなんて見たことないのです。シカというのは、山奥に住んでいるもので、その辺の畑に出てくるなんていうことは考えられなかった。

だけれども、これは今の産業構造だとか、開発が進んだその結果、シカにとって非常に住みよい環境といたらいいのか、繁殖しやすい、そういう状況が作り出されてきたことによってどんどんふえているということなので、そのあたりをやはり考えなければ私はまずいのではないのかなというふうに思うのです。

ただ、一般的にこれでは、ここだけを見るとエゾシカは厚岸町は害獣で、駆除の対象動物であるというふうになってしまいますよ、これでは。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） この新たに14節の中で、環境衛生の中で4として有害動物の駆除対策ということの後期行動計画のほうに盛り込まさせていただきました。

そういう中で、町民の安全及び財産を守るためという状況の中で、有害動物とは何かという中での位置づけ、先ほど申し上げた部分もありますけれども、一般的に言われていますのは、北海道、本州含めて日本国内においてイノシシ、カラス、日本ザル、シカ、熊、キツネ等が農林水産物を食べ、悪戯、人間を襲うなどの害をなす動物というような定義がされているところでございます。

そういった中で、ある面では、先ほど4節のほうの中でエゾシカの個体数管理に取り組む、関係機関と連携したもと計画的な捕獲を継続する、さらには捕獲したエゾシカの有効活用について検討していくというような状況の中で整理されて計上させていただいておりますけれども、環境衛生の中におきましても、単にエゾシカが全て思いはわかりますが、厚岸町における中において農業被害等々においては、やはりエゾシカの及ぼす被害、草地、さらには山林での植栽した木を食害するといったような中でも、やはり人間に害を及ぼす中ではそういう実態もあるということでは、委員ご案内のことだと思

ますので、このような中で新たな中でエゾシカが頭にきてはおりますけれども、そういった中でやはり町民の安全、財産を守るための中での施策の展開として新たに組み立てていただきたいと、今までも取り組んでおりますけれども、さらにこういった中で継続していききたいということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 では、アザラシは何で出てこないのですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） アザラシにつきましては、漁業、水産業のほうの節でもって述べさせていただいておりますけれども、アザラシの漁業被害防止対策を促進しますということで挙げさせていただいております。

今、厚岸町に定刻島周辺にいるゼニガタアザラシが漁業被害を及ぼしているということで、これについては漁業者の被害の状況継続してありますので、そういったことを今、防止対策、これをすぐやるということが決まっているわけではありませんけれども、漁協のほうとも、漁業者のほうとも相談をしながら検討していかなければならないということで、こういったものをこれに搭載させていただいております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 だから、結果的にはやはりどうしても駆除しなければならない、私は駆除することがだめだということを言っているのではないのですよ。だけれども、一般的な噛みついたり、刺したり、そういうものと一緒の扱いをする考え方が私は納得いかないのです。

アザラシだって、漁業者にとっては非常に迷惑な害獣なのです。だけれども、あれはきちんと世界的にも海洋動物の中で守られているものですよね。だから簡単に駆除もできない、だけれども場合によってはアザラシだとか、トドだとかも駆除する場合だってないわけではないのです。

ですから、それとこのシカとは私はある意味、同じようなものではないのかなと。ただ、数が多いだけで。だから、その辺をきちんとしていかないと、厚岸は何かすごい町だなと、エゾシカを見つけるとみんな殺してしまうのかというような町になってしまいますよ、ここにこうやって書いているということは。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） エゾシカにつきましては、保護動物にはなっていない状況にはございます。委員おっしゃることも十分理解させていただいておりますが、やはり確かに北海道全体で24年度末で59万頭、さらには昨年度3万頭減になりまして25年度56

万頭という中で、個体調整を図ってきているところでございますけれども、なかなか3年間で目指す20万トンという数値には到底及ぶような推移で対策が講じられているところにはございません。

私どもにおきまして、この後期行動計画策定の中でいろいろな議論をさせていただきました。当然、前期行動計画の中では有害動物の駆除対策という項目立てはさせていただきますでしたけれども、実質、私ども担当課の中でこのような町民の安全、財産を守るための活動をさせていただいている状況でございます。

その中で、改めてやはりエゾシカが及ぼす状況というのは、農業被害におきましても牧草と3億を越す数値が出ております。さらには、町内等々に出没したりしている中では、やはり一方では子鹿等を見ればかわいらしい等々もあろうと思っておりますけれども、やはり被害を被っている町民の方々も多くいるというのも実態でございます。

そういう中におきまして、ここでの項目立てにおきましても、やはり私どもエゾシカにつきましても及ぼす害におきましてはやはり有害の動物というような位置づけもさせていただかなければならないのかなと思っております。

私どもとしましては、やはりエゾシカばかりではございませんけれども、適切な中でこのような有害動物の駆除対策を続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうしたら、この9ページの自然環境の保全のほうの、このエゾシカの個体数の適正管理というのはどういうことを指すのですか。何頭だったら適正管理なのか、厚岸町で。その辺の見込みも含めて町の中に本町地域は寝床のようになっていますよね、シカの。最近はおたちの近くもシカが闊歩して歩くようになりました。

ただ、そういうのをきちんと管理するための対策をどうとっていくのかということが私は大事だと思うのです。そういう目標と、こっちと35ページがどういうふうにマッチングするのか、厚岸町の産業のために適正な駆除だとか、そういうものをしなければならないということを私は認めているのですよ。

だけれども、自然のバランスの上からいって、やはり全くなくしてしまうというわけにはいかないのではないのかなというふうに考えるのです。それに対して、ただ害獣だという考えを持つことに私は非常に疑問を持つのです。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 先ほども申し上げましたけれども、北海道においてエゾシカ対策計画を持っております。その中では、60万頭、23年度64万頭いたシカにつきまして、集中的な対策でもって20万頭まで減らしたいという計画を立てたところでございます。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ道内各地でそれぞれの対策を講じておりますが、やはり全体から見ましても頭数的には前年、24と25年度を比較しますと3

万頭の減はありますけれども、総体頭数としては大きな変化が見られていないというのが実態かと思います。

厚岸町内での推定生息数でございますけれども、これは当然、正確な数字は押さえられておりませんが、私ども有害駆除、さらには一般狩猟でございますけれども、これら駆除頭数、駆除の頭数の三、四倍程度が生息しているのではないかというふうに推計しております。1万3,000から1万8,000、約2万頭ぐらいが町内。

ただし、シカにつきましても多くの報道でもご案内かと思いますが、移動距離等もあります。そういう中では、それぞれの駆除状況に応じた中でシカについても移動しているものというふうに考えております。

適正頭数の駆除、一方では自然環境の保全の中では個体数管理ということで出させていただいておりますし、先ほど来の中でご質問にきちんと答えられていなかったかなということで改めて反省しておりますけれども、ここで有害動物の駆除対策というふうに言われているエゾシカにつきましては、事、草地等に出没するエゾシカについて、農家の皆様からの要請等に応じた中で駆除を行っているというような中での位置づけのエゾシカでございますので、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 これ、環境衛生にかかわるところですよ。産業だとか、産業振興にかかわる部分でないのです。だから、農業のほうにちょっとあったかどうかかわらないけれども、アザラシについては、そのことをきちんと書いているのです。農業のほうにはそのことが書かれてないような気がするのです。

アザラシについては43ページに防止対策を促進しますと、農業についてはそのことがないのです。

（「44ページ」と発言する者あり）

だから、そっちに書いていけば私はいいののではないのかなというふうに、そして有害動物とするのは、厚岸町が何丁目ですか、それでは。エゾシカを有害動物と決めたのは、厚岸、道内の自治体で。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまの質問でございますけれども、北海道の許可を得た中で駆除対策を行っているものでございます。その年度年度の中で申請を上げて、許可をいただいて駆除を行っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 どうしてですか。その、それは北海道の許可だけなのですか、それとも厚岸町として、このエゾシカは有害動物だというふうに決めているのですか。



●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 市町村につきましては、厚岸町だけではなく、管内、市町村、さらには根室等々、北海道内で駆除対策が行われておりますし、先ほど申し上げましたとおり、有害長寿としての許可を北海道の許可をいただきまして駆除対策を講じているものでございます。

さらにはちょっと補足させていただきますが、先ほどの中で有害動物の駆除に関しまして農家被害等々も申し上げましたけれども、さらにはやはり交通被害等々で事故に遭われる方等もいらっしゃいますし、そういう面では環境部分、生活環境に対する影響も大きく出ているというふうに認識しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次に、15の情報ネットワークに入ります。

24ページ、基本構想の変更とあわせまして、後期行動計画の37ページ、第15節情報ネットワークの審査に入ります。ございませんでしょうか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 情報ネットワークということでデジタル化が進められた中で、例えばこういう話があるのです。厚岸町に来たのですけれども、車で走っているとデジタル化になったのでも、車の中でテレビが見れない地域が相当あると。これらについては実感していますか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） もととのアナログ方式の車でのテレビチューナーについては見れなくなったということは認識しておりますけれども、デジタル化に伴って新しいテレビチューナーが見れないかどうかというのは、ちょっと確認はしておりません。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 普段、車にテレビ等がついていて、テレビをずっとつけっぱなしにして、厚岸町をずっと探索したことという経験がないからそういうふうに言っても何のことなのだという話になってしまうのです。

だから、そういう話をしても無駄だなとは思ったのだけれども、厚岸に来た人で他町村から観光で来た人、何を言うかということ、まず建物に入っただけ、建物に入ったときにはWi-Fiが使える環境が少ない、ないと。例えば、飲食店に入ってもない、Wi-

F i 飛んでいますかと、うちはないです。

結局、外で車で運転してテレビ、家族で見ようと思っても、テレビが入らない地域がいっぱいあるのです、厚岸町には。

何を言いたいかというと、この情報ネットワークといった部分で、やはりこのソフト面で先ほどからずっと言っているのですけれども、観光客に来てほしいといった中で、そういった状況を提供するというよりも、情報をつかみたいという、この町に聞いても熱湯とか、要するにW i - F i があれば、情報のスピードが物すごい早いわけですよ、携帯にしても、タブレットにしても、パソコンにしても、そういった通信網があれば一つ、例えば調べろとしたときに、一般の普通の携帯の電波であれば非常に時間がかかる。ところがW i - F i 環境があれば非常にスピードが速いといった部分で、厚岸町はそういった部分、例えば先ほど言っていた民泊の部分のサービスといった部分、A E D の問題にもそうですし、いろいろな部分についても言えるのですけれども、この情報ネットワークといった一つの部分についても厚岸町は弱いと。そういった部分の環境をこれからか変えていかなかったら、厚岸町に来てほしいという願いはあるけれども、そういった情報網、そしてそういう環境が整っていないのは現状だということなのです。

そういったものをどんどんやってほしいと思います。そういう考え方がここらは感じられないので、今、聞いたのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 観光の面からちょっと私のほうからお答えをさせていただきますけれども、W i - F i の環境で観光面で整備がされているところという味覚ターミナル、対応がなされております。

ただ、観光客というのはコンキリエだけ利用するわけでもありませんし、いろいろな観光施設がございますが、そちらのほうではまだ十分、整備されていないのが現状でございます。

また、先進的な観光地に行くと宿泊施設等に入ってもW i - F i の環境が整っているという状況がありますけれども、町内のそういった施設ではまだ整備が未整備だと。公共の施設につきましては、町が必要に応じてその検討をするということになると思いますけれども、民間の宿泊施設等々につきましては、それぞれの所有者における整備を促進をお願いするということになろうかと思っておりますけれども、この後にも入りますけれども、当然、厚岸町については交流人口の増加という部分では、これから館右の重要度というのはますます増してくるものと思われま。

そういった意味では、どんどん、どんどんニーズというのは変わってきておりますので、それに伴って整備というのは時々によって変わってきております。

そういった部分にできるだけできるようなことを行政は行政で、あるいは民間は民間の守備範囲の中で叶野なところから順次進めていく、努力をする、あるいはお願いをするという対応をしていきたいというふうになっております。

●委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 まさしくそういうことをお願いしたいわけですね。

というのは、1月8日に東京の海洋大学のほうにちょっと行って来ました。そのときに他町村でやられているスタディーツアーという、そういう役目を果たしているのですが、この中でどんな問題点がありますかというのは一つ、それから今、国で地域の創生と、地域の活性化をするには何が地域にとって必要不可欠なのか、これから何が大事な分野なのかということのテーマもありました。

そこで勉強したのは、僕が厚岸町においてはありますかということで提案したのは、まずこれから6番堀議員が厚岸にもし高速ができれば、すぐおりれる場所のインターチェンジということが言っていました。

国は高速道路と高速道路ということでどんどん進めていって、逆に地方創生といった考え方と全く逆行していった高速道のつくり方をして、2丁。3丁飛んでから山の中を走って要約小さな町にインターチェンジにおりれる場所があるということで、一つ一つの町に全くインターチェンジをつくらなかったということでもあります。

それと、この情報ネットの部分についても都会よりもいなかのほうがずっとずっとおくられているといった部分で、今まで国がそういうことをしてきて、急にその地域の創生、地域を活性化しなければいけないというふうに言ったところで、今までやってきたことと逆行しているのではないかという意見がたくさん出ていました。

そんな中で、そのインターチェンジもそうなのですが、この情報ネットということについても、やはり今の若い人、観光客は情報を頼りにして来ています。そういった部分をもっともっと国に働きかけなければいけないし、我々もそういうことの部分についても勉強しなければいけないと、町としても今、課長が言ってくれたとおりに観光人口交流を深めていくためには、そういった部分をどうしてもネックになってくるということで、ソフト面でやらなければならないことがたくさん出てくるのだろうというふうに思います。

例えば車で走ってもワンセグ、それからフルセグというふうにテレビが変わりました。そういったテレビも見たくても町内の中回って歩いても、ちゃんと走りながら見える場所ってほんの少ししかないのです。僕も半日かけてあちこち回ったのですけれども、実態は本当にそうなのだなというふうに実感しました。

テレビを見ながら走ってあるくというのは危ないのですけれども、運転手1人だったら多分、見ないのだろうと思うのですけれども、家族で車で来たときに、テレビを見ながら走るというのが多いわけですよ。ただそういったその苦情が出てくるのではないかなというふうに思うのです。

そういった部分で、これからその公は公、民は民という、その両方の立場で、ではWi-Fi環境がないので町が補助するからぜひつけてくれというふうにはなかなかなくていけないものもあると思います。

そういったお互いの事情をこれからクリアしていくためには、こういった施策がいいのか、こういったことでいち早く厚岸町はその情報ネットの環境等に観光を通じて一生懸命頑張っていますよというアピールを早々にしていかなければならないと思うのです。

そこには、端的に言えば早々にできる環境を整えていくための施策として何を考えら

れるのかということをお聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、質問委員の言われている内容を見て最もだなというふうには思っておりますけれども、いざ、その実現するためには当然、財源というのがありますし、公共的部分を整備しようとする場合、あるいは民間が整備しようとするための支援、それをまるっきり厚岸町というだけではなく、国なりいろいろな制度があるかもしれません。

そういったものも含めまして、そういった充実した受け入れ体制のできるような環境に向けた整備には、まだまだ勉強、あるいは研究していかなければだめだなというふうには思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 光ケーブルの耐用年数ってどのぐらいなのですか。老朽化のことが書かれているのですが、ちょっと説明願いたいです。

それから今、竹田委員言っていたW i - F i の問題、私も非常に興味があるのです。厚岸丁に居ではコンキリエと駅前のホテル、このホテルがW i - F i 飛んでいる施設なのですよね。

それで、役場だとか、病院、あみかに行けば飛んではいるのですけれども、しっかりガードがかかっていてつなげないという状況になっているのです。厚岸も結果、せっかくあれだけの施設をしているのですけれども、町内情報というのがありますから、その辺がどうしたらいいのかというのがあるのですけれども、やはり旅行者だとか、そういうひとは、そう拠点にはそういうものが今、飛んでいるのだという時代になってきているのです。

大概、ホテルに行けばもう、これでやればいいというふうになっているし、そういう人が多く時代に、その地域に行ったときにすぐ情報が得られるというようなことを考えると、やはり厚岸町のこの施設のそういうものも流せるような仕組みをやはり取るべきではないのかと、議会で電子機器を使うことが認めた中にインターネットは使えませんよということを決めは別に考えるのではない。やはり、一般の人たちがそういうものを使えるような状況、行政としてやはり開けておくことが大事ではないのかなというふうに私は思うのです。

その辺はどうしてもだめな部分はきちんとガードをして、そして出せるところは厚岸町の情報がそういうものに提供できるようなシステムに術とすべきではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） まず、私のほうからはケーブルの耐用年数ということでございますけれども、ほぼ、大体一般的に言われているのが20年というふうに言われていますけれども、20年たったら全くだめになるというものではございませんけれども、目安として20年というふうに言われております。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 2 時56分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 無料公衆無線LAN整備促進協議会というものが、まだ仮称でありますけれども、設置をされるようでございます。

この中で、今後、協議をされていくことになるかと思っておりますけれども、その訪日外国人向けだけではなくて、結果的に日本人向けにも利用ができないかということも検討されるかと思っておりますが、とりあえず厚岸町として民間主導にはなりませんけれども、そちらのほうに、協議会のほうに入会をするということで厚岸町としては手を挙げております。

今後、これが結果的には2020年の東京オリンピックをめどにした形での整備みたいなのですけれども、今後、これがどのような形で進められているかということも踏まえながら、町としての検討をさせていただきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ケーブルについては、まだしばらく大丈夫だというふうに思うのですけれども、ただ、そういっていただいたら、いつの間にかだめになってきたとか、そういうことがありますので、やはりきちんとしていただきたいなというふうに思うのですが、この無線LANですか、これらについては5年後ではやはりちょっと今の急速な時代の進歩というか、その次にまた違うものが出てきて、またそこから始まったら次の5年後になって、いつまでたっても結びついていかないのでは、私は困ると思うのです。

ただ、やはり厚岸の情報をいろいろ発信したいとか、そういうことを言っているわけですが、やはり有線だとか、それだけではなくてやはり無線でそういうものも発信できる仕組みができていますから、先ほど言ったように厚岸町の施設も含めてどうするのか、やはり早急に協議を始められたほうがいいのではないのかなというふうに思うのですが、それは無理なことなのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 先ほどまちづくり推進課長のほうからもご答弁させていただき

ましたけれども、この件につきましてはもう少し内部で研究、調査をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） ほかに、15ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で、基本構想の変更のうち、第2章第1節と後期行動計画第1章を終わります。

次に、基本構想の第2節にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくりに入ります。

1の水産業に入ります。25ページの基本構想の変更とあわせて、後期行動計画は40ページ、第2章第1節水産業から進めてまいります。ございませんかでしょうか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 水産業でお尋ねをさせていただきます。

行動計画のほうで、40ページなのですけれども、まず41ページの厚岸町の漁業の生産量、その下のまちづくりの指標で漁業生産額目標値、31年で61億1,000万円の目標値に設定をなさっておられますが、一番取り扱ただけでは61億というのは厳しい数字なのかなというふうに理解をさせていただいたのですけれども、平成24年が57億7,000万円で、平成31年に61億1,000万円の計上の根拠というのですか、どういうことでこういう数字を設定されたのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） この目標数値でございますけれども、基本は構成調査という調査を基本にしております。基本的に、水産庁がやっている調査なのですけれども、市場の水揚げと、それから昆布などは市場の水揚げに入ってきませんので、それもプラスした数字が構成調査で出てまいります。その数字をもとにしております。

それで、今年の3月に地域マリンビジョン計画というものの策定をいたしましたけれども、その段階で平成36年、10年後の目標を立てております。それにつきましては、過去10年間のデータ、構成調査の数字をもとに回帰分析という一般的な統計手法、こういった経済データの分析や予測をする場合によく使われる統計手法ということでございますけれども、その手法、その分析でもって予測をした数字が目標を立てております。

今回、この5年計画ですので31年をその数字に当てはめまして目標を立てさせていただいたという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 それではしつこいようなのですけれども、昆布も入っているということであれば61億というのは可能な数字なのかなと、この31年時点で市場の取り扱いが幾らで、

昆布が幾らで61億になるのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、次に参ります。42ページだと思うのですが、42ページの(2)効率的な栽培漁業の展開、①で厚岸ニシン資源育成協議会の運営云々となっているのですが、43ページのほうに施策にかかる取り組み主な事業などで図表が出ています。

それで、上から5段目に漁場整備と漁場資源管理、魚礁設置、昆布魚場改良、ヒトデへの支援などとなっているのですが、当初、5年前にはニシンの中間育成が計上されていたのですが、今回ここになくなっているのです。ニシンの中間育成が平成26年度で終わるという話を伺っているのですが、今後それではニシンの稚魚の中間育成というのはどうなるのだろうと、センターや組合はどのように考えて、今後どうされるのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 金額の関係でございますけれども、31年に予測をした金額というのは55億5,100万円という数字が出ております。これには昆布も入った数字でございます。大体、昆布10億ぐらい、ちょっとその中身はきちんとした数字を押さえていないのですが、約10億ぐらいがここに入っております。

それで55億5,100万円、それに目標ですので10%プラスした目標を立てて61億1,000万円というふうに……（発言する者あり）ただ、市場の数字というか、水揚げ金額というのは物すごい変動が多くて……。

それとニシンの関係でございますけれども、この42ページの2の(2)に効率的な栽培業務の展開ということで、厚岸湾ニシン資源育成協議会の運営及びニシンの資源に関する調査に対して支援しますということに記載させていただいております。

北水研のほうからニシンの稚魚の供給というのは平成26年で終了するというので、昨年、そういった報告がされまして、何とか継続をしていただけないかということで、町長この協議会の会長でございますので、北水研のほうに出向いていただいて、要望などもしたのですが国の機関としては試験研究の部分で種苗生産技術に関しては、もう確立したと、そういうものについては実際に今度は民間におろす、あるいは地元でやってくださいと、技術は確立したので、その技術でもってそういったことを地元でやってくださいというような形の方向になってきておりまして、そういうことで、その放流についてはできないということになってきております。

ただ、北水研のほうもまだニシンの変動が物すごく大きい、その年の漁獲の変動というのは大きいものですから、そういうものに対しての調査というのは継続していきたいと、そういうことで町も、それから漁協も含めて北水研と今後も調査については続けていきたいと思いますというような話になっておりまして、そういったここにその記載をさせていただきます。

ただ、漁組のほうでは、その中間育成、北水研からの稚魚の供給は受けられませんけれども、他からの移入も含めてことし、今年度さらに検討をしていくということで話を進めているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 非常に私は残念なのですよね、町長が会長でということになって、そういう立場にあっても技術が確立したということは私なりに理解はできるのですけれども、次なるステップに踏み込めなかったのかなと中間育成に何とか道なり町を巻き込んで、町、漁協がやはり主体となって、近隣の漁協さんも含めて中間育成、稚魚の技術も確立したわけですから、稚魚の生産に向けて取り組んでいかなければやはり資源の回復というのはなかなか難しいのかなという気がいたします。

非常に残念だなと思いますが、組合のほうでもそれを了承されたということですから、今後は追跡調査、それから水源の維持管理にしっかり努めていただければなと思います。

次に参ります。42ページの4、漁協経営の安定化と担い手育成、ここに(1)経営の安定化、これの④漁業協同組合と連携して策定した浜の活力再生プランに基づく漁業所得の向上に取り組みますと。書いてあることは何となくわかるのですけれども、この浜の活力再生プランは具体的にどんなことをされるのか、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

それと、あわせて浜の活性化ということになると活力ということになると、何といても後継者対策も大事ではないのかなと、この辺も含めてこのプランの中にあるのかどうかも含めてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） この浜の活力再生プランと言いますのは、水産庁が平成25年度の補正予算でもって、こういった政策を打ち出したものでございます。

内容につきましては、水産業の持続的な成長産業化を図るため漁村地域の所得の低迷と浜ごとの課題を把握し、必要な対応の方向性を明確にするということで、それぞれの地域がそういった地域水産業再生委員会というものをつくりまして、その中でいろいろなその問題点、それから所得の向上につながるような施策をこのプランで策定をしてくださいと。

そのプランを水産庁が認めたものについて、水産庁もいろいろな補助事業について優先採択をするというような流れになっております。その策定をして、こういったものが対応できるかという、省エネ省燃油活動推進事業ということで、大きな船のいろいろな付着するようなものを清掃をして、それによって効率的に燃油の削減を図って10%の削減を図るですとか、あるいは省エネ機器の導入ということでLEDの、サンマ向けのLEDの設置に対して補助をする、あるいは船外機の4サイクルへの推進、4サイクルへの移行に対して補助をする、あるいは漁業経営セイフティーネット構築事業ということで、原油価格ですとか、そういう経費がかかる分、それから水揚げがあった分のさっ引きの中で大きく通常よりも経費がかかって所得が減ってしまうというようなときに、セイフティーネットということで所得補償のような制度が対応できるというようなことになってまいりますので、そのプランを昨年12月に漁協が中心となって町もその中に参



画しておりますけれども、その策定をしまして水産庁に提出をして、今月になってから承認をしたという通知が届いたようでございます。このプランが承認をされましたので、今後、具体的にいろいろな漁協のほうでは先ほど言った事業の組み立てをしていくということになると思います。

それから、その中で後継者対策ということでございますけれども、これにつきましては漁業後継者対策ということで、このプランの基本方針に載せているのは漁業収入に必要な資格取得に対する支援に取り組む、それから先進地視察等研修に対する支援に取り組む漁業者の資質向上を図る、それから漁労作業の省力化を推進するため船場機等の共同利用施設の整備に取り組むということで、この3項目を掲げております。

以上でございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に水産業ありませんか。

5番、中川委員。

●中川委員 ここでお聞きします。

後期行動計画では、42ページの(4)地域に根差した試験研究の推進とあります。②ですか、カキの親貝の確保に努めます、ここにあります。これは組合と町のことから、いつも水産振興の皆さん方、いろいろとご指導をいただいて、今までこれに努めてきたわけですがけれども、ここに書かれていますので、今後、今までもいろいろとご指導をいただいてきたのですけれども、これを見ますとこういうふうに書いてありますので、今までのやり方よりもっと私は大きく何かやってくれるのかなと思って今、読んでいたものですから、ここに書かれた目的といたしますか、今までのようなやり方であれば言うようにご指導いただいて組合とともどもやってきましたのでわかりますけれども、ここに②で書かれていますので、5年計画ですから、もう少し計画を大きくこういうふうにするのだというあれがもしあるのであればここで答弁願いたいなと思います。

それから、この43ページに施策にかかる取り組みとありますけれども、ここに漁場整備と漁業資源管理、括弧でヒトデ駆除への支援と出ています。これは、これもそうなのですけれども、町から一時補助金等々いただいて今、ホタテ班等ともやっています。それで、今ここで課長にお聞きしたいのは、今ヒトデの業者に聞きますと物すごいヒトデが減っているのだそうです。

それと、今、病気ではないかと、普通5本あるのですけれども半分がなくなったり、そしてまた腐ったようなヒトデが随分見られるのだそうです。それで我々もこれはどうなのだろう、これ海の中がどういうふうに変ったのだろうと喜んでいいのか心配もあるわけです。

だからそういうことが行政ですから、指導所などからお聞きしてある程度もしわかっていたらそれどういうわけなのか、もしわかっていたら答弁していただきたいなと思って今、質問立たせていただいたのですけれども、物すごい減っているのだそうです。

それでも生きているものも、早く言えば、人間でいえば■■■■というのでしょうか、病気でまともであれば5本なら5本あるのが、2本も3本もなくなったのが……

●委員長（佐藤委員） ちょっと中川委員、今、前段に不適切な発言があったので、取り消してください。

●中川委員 済みません、取り消します。

そういう、その病気のヒトデがいるということなものですから、喜んでいいのか悪いのか、これまた別な魚とか海に影響を与えても困りますので、その辺もしわかっていたら……

●委員長（佐藤委員） 中川委員、前段言った言葉をまず取り消して、それからまた進めてください。わかりますね、今、不適切な発言。

●委員長（佐藤委員） わかります。

訂正させていただきますけれども、そのことは人間で言えば■■■■ようなということだと思えるのです、今、委員長から指摘を受けましたけれども、それを取り消させていただきます。

●委員長（佐藤委員） 皆さんよろしいですね。

（は い）

●委員長（佐藤委員） ではどうぞ続けてください。

●中川委員 それで、もし振興課のほうで何か捉えていましたらお知らせ願いたいのですが、2点お願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 厚岸の環境に適したカキ親貝の確保に努めますということで、42ページの(4)の②ということで挙げさせていただいております。

これにつきましては、カキえもんの種苗生産をするに当たって親貝をセンターの開設当初から厚岸由来の親貝と思われるカキを集めておりまして、それを親貝にして今までカキえもんの種苗をつくってまいりました。

ただ、それもどんどん、どんどんそれを確保できればいいのですけれども、全然なかなか自巻式の島もなくなっている状況の中で、そういったものの確保もできなくなってきました。

そうすると、親貝というのはどんどん、どんどん減っていくということになって、将来的に親貝がないというような状況になってまいります。

それで、この今、厚岸の環境に合うカキを親貝をほかの地域にもカキというのはいろいろなところにありますので、そこのカキを調査をして、厚岸のカキと交配させたりす

ることによって、厚岸に合ったカキを増産することができないのかというようなことでもって調査を今、始めております。そういった取り組みをここに載せさせていただいたという内容でございます。

それとヒトデの関係につきましては、ちょっとその病気のお話については私、聞いておりません。ちょっとそういった情報は得ておりませんでしたので、確認をさせていただきたいと思います。

もし病気があるものがふえているというような状況であれば、委員おっしゃられたように大変なことでございますので、年前に聞いていた部分では反対にどんどんふえているということで挟み漁もなかなかできないような状況になってきているということで聞いておりましたので、ちょっと認識が違ったものですから、それらについてはまた確認をさせていただきながら状況、それから指導所とも対応していきたいなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今そのカキの関係で質問してよかったなと思うのですけれども、私こういう計画というのは初めて聞いたのではないかなと思っています。質問してよかったなと思うのですけれども、今まで指導入れましてセンターの脇にテントでやっていたよね。

そして、それをやはり漁民から、課長おわかりのように数量をふやしてくれという要望があるものですから、だけどころいろいろ工賃やら手間賃がかかり高くつくって来てあれしましたので、その関係かなと思って、それをもう少し量をふやして、我々組合の要望でふやしてくれることかなと思ったのですけれども、そうしたら間違った各地方の親貝を持ってきて、ここに厚岸のあれに合うような貝を研究してくれるということで今、よかったなと思っていますけれども、それでわかりました。

それからヒトデは今、私が言うようにそういう話ですので、もし指導機関から等々わかりましたら組合のほうにも教えていただきたいなと思うので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今、ホタテの原版のカキの種苗生産ということにつきましては、42ページの上のほうにつくる、育てる漁業の推進の(1)の②にホタテ原版を用いたカキ種苗生産の可能性を検討しますということで記載させていただいております。

3年間ということで、震災以降3年間、試験的な生産をやってまいりまして、そので上がった種苗についてはいい状況があるということでもって組合さんのほうからも継続した要望を受けております。

今、組合のほうともいろいろ協議をしている状況でございますので、そういったことでもご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

- 堀委員 私も42ページ、浜の活力再生プラン、これについては今でなくてもいいです、この総合計画の中でなくてもいいですから、例えば次期定例会のときくらいまでには資料として新たな取り組みとして皆さんに資料として出していただければなというふうに思いますのでお願いします。

それについてはいいのですけれども、第3種漁港、厚岸漁港の整備ということで、市場機能移転といった中でだんだん、その話というものがどんどん、どんどん現実味を帯びてきているわけなのですけれども、この市場の建設自体についてはいろいろな意見等もあり、またいろいろな方策も検討されてきているのだと思うので、それについてはいいのですけれども、ただ従来、厚岸町が行ってきていた漁港施設の背後地に漁港環境施設の整備というものを従来やってきていました。

今回、その市場機能が移転するに当たって、当然、この5年間の中では漁港環境施設の整備というものをどうするのか、例えば今だと若竹の第1埠頭にトイレだけがありますし、また湾月町のプールの横のほうにもトイレはあるのですけれども、ただ陸揚げ港としての第2埠頭はいいにしても、やはり準備、休憩する場所、第1埠頭のほうになると思うのですけれども、やはりそちらのほうが今現在のトイレだけでいいのかという、やはりそういう検討というものはこの5年間の中でされなければならないし、その方向性というものを早目に出さなければならないというふうに思うのですけれども、このような検討というものはされているのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 具体的にはまだ検討には入っておりません。

ただ、それが必要だという認識は持っております。今、屋根の形態、あるいは岸壁の幅ですとか、屋根の高さですとか、そういった屋根つきの岸壁のこういった形にするかというような協議を今している段階で、まだ全体像の形がまだこれからの段階です。

そういったものが今年度、ことしそういったものが進んでまいります。そういったものにあわせてそういうものも検討を始めていきたいというふうに考えております。

- 委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

- 堀委員 それでは市場のほうの建設自体でどのようにするかというものは、それはそれで別なのです。漁港の機能として準備休憩の場所というのはいまもう既に決まっているわけなのですから、ではここでどういうふうにするかということがやはり、それはもう既にやっていかなければならないし、トイレだけでいいのか、またシャワーを真龍のところにあるようにするのか、それともそれよりももっと漁民、創業者からも要望の高い浴場をつくるのかというようなものは、やはり早目にやはりそういうものはこの5年間の中でも早目に方向づけをつけていかなければ、先ほど来から何回も出ていますけれども、財源の確保といった中でもやはり大変だと思うのです。

早目にやはり行動を立てて、早目にその建築計画を立てて、そして財源をどのように

設けていくかというものは、やはり検討期間が長くて損はないと思うのです。そういった中では、ぜひ早目にやっていただきたいなというふうに思います。

あと市場機能の移転に関していうと、当初、漁港の一番湖南地区側のほうに移るといったときにいろいろな懸念事項というものが示されてきていたと思うのです。買受人組合さんとかからが主にそうだったと思うのですけれども、そういうようなものもいろいろと誤解や、また説明もしながら、だんだん解消はされていってきているとは思いますが、ただ去年の9月ぐらいですか、一度、若竹の第2埠頭でサンマの水揚げをやったときがありました。こちらの湖北側の岸壁側のちょっとしけで使えなかったといったときに、急遽やったのですよね。あのとき私、行って見たのですけれども、まずトラックの確保がなかなか難しく、入港から2時間たってもまだ水揚げが始まらないとかという状況の中でもあったので、あれは臨時的な1日だけだったのですけれども、果たしてそれが移ったことによって常態化してしまうのではないのかというようなやはり不安というものも出てしまうのではないのかなというふうに思うのです。

そこら辺の検証、そしてまたその解消するためにどのようにするか、戻って年計画のほうにも漁港施設の整備に伴っての道路整備といった中での都市計画の整備といった中での記述はあったのですけれども、やはり交通の利便性というものも確保しながら、あのときはただトラックの確保といった中でまた別の要因もたしかあったとは思いますが、やはりそれだけではなくて常態化するような中でも、そのような問題というものが惹起されたらやはり大変なので、やはり去年のようなどきの、ああいうときの検証というものをやはりきちんとしておくべきではないのかなというふうに思うのですけれども、それについていかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 漁港環境施設ということでトイレですとか、そういう休憩施設のことについては、それだけが先に走るということにもちょっとならないものですから、ある程度、その形が見えてきた段階でそういった検討に入りたいというふうに考えております。

遅くならないように、遅きに失さないようにそういうきちんとした対応で検討していきたいと思います。

それから去年、しけ模様でもってこちら側の岸壁では揚げられないということで、向こうで揚げたと、そういう臨時的な対応もありましたけれども、ことしについては今度、具体的に今、岸壁の高さですとか、屋根の高さですとか、柱の位置ですとか、そういった検討にも入っています。

それから、あわせて今のルートの問題なども検証が必要になってまいります。それについては、開発さんのほうと協力しながら、そういった検証というのはしていかなければいけませんので、それについてもきちんと対応してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 他に水産、ございませんか。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 42ページの3、漁港施設の整備促進というふうになっているのですが、真龍側に今、防潮堤というのか、正確な名前忘れたのですけれども、あれの整備が今、進められていますよね。

それで、かなり向こうまで宮園のほうまで今は入っていつているのですが、工事の車両等の出入りを見ると、最近に向こうのほうから随分出入りしているように見えるのですけれども、たしかあの工事を含めて無堤区間をなくしようというような計画があったと思うのです。

それで、すぐその自動車の板金屋さんあたりかな、あのあたりをふさいでしまおうというような計画があったのですけれども、それらはいつごろをめぐりにしてそういうふうになっていくのか。

それからもう一つは、あの工事をやったことによって最近、大きな嵐があるたびに、非常に波が立ってしまって、個人の住宅等に波しぶきだけでなく、海藻まで飛んできってしまうというような状況が続いているのですけれども、その対策をきちんとしていただきたいという要望が非常に強いのですよね。

そういうものも含めて今後どうなるのか、これには盛り込まなくてもいいものなのか、1種漁港にしても、第3種にしても開発、あるいは道の仕事ですよね。今やっているのも道の仕事だと思うのですけれども、そういうものも含めれば、ここにそういうものも含まれていなければならないのではないのかなというふうに考えるのですけれども、それは道が勝手にやっているというふうに考えていいのか、それとも町民要望だとか、あるいは漁業者の要望があって、ああいう工事が行われていると思うので、そういうことを考えればここに掲載されて、きちんと事業を進めていくということになっていかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 今、真龍護岸の整備が進められております。

今、磯田元気水産のところまでことし工事をする内容でもって、今、工事が進められております。

ことし、その工事が向こう側のほうまで終点といいますか、そちらのほうまで行きます。そうすると、来年は今度こちら手前側のところの100メートル残っておりますので、そちらのほうに工事が入ってくるということで、工事が進められる予定になっております。

その工事につきましては、41ページの漁業生産基盤の整備というところの中で、③に海外浸食対策の取り組みを促進しますということで載せさせていただいております。この中でそういう護岸の関係はこの中で読み込むように考えております。

それと、海水がしけのときに家のほうまで飛んでくるというような状況につきましては、おっしゃられるとおり、そういった状況が出てきております。当初、前と同じ形の護岸の形であればのはずなのになぜそういう形になるのかなということで土現さんのほ

うともいろいろ話をしておりましたけれども、ちょっとこの矢板の部分に当たったものが吹き上がってというような形で、そういった現象が前の護岸よりも大きくなっているという状況については、建設管理部のほうとも確認をして、そういった現象が起きているということは伝えております。

その建設管理部のほうも今、その対策をどういった形でとるかということについては、道のほうにも伝えて協議をしているということでございますので、それにつきましてはある程度、そういったものが見えてまいりましたら、その地域の住民の方にもお知らせをするようにしていきたいというふうに考えております。

それと無堤区間ですけれども、これについては今、やっている工事は護岸の工事です。そして、その宮原組の社屋のほうは漁港の施設です。そのつながりの部分が空いているというような状況でもって、北海道と開発局のほうにその間をどういった形で整備をして、どういった形でもいいから整備をしてほしいというお話をさせていただいております。

ただ、今、やっている北海道が、建設管理部がやっている護岸の事業ではできないという話はされております。ですので、しからばそこをどちらが、どういった形で整備をするのかということで、それについては強く投げかけをしておりますので、それも今後、さらに強く要望していきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。この③、そうするとこちらの矢印図面にすれば一番下がそれに当たるといふふうに理解していいですね。

潮がかぶるといふか、これについては以前はそれほどでなかったのが、あの工事をやったことによって、そういう被害が出るというのはやはり工事にやはり問題があるというふうに言わなければならないと思うのです。もし、被害の訴えでも出れば、ちょっとややこしい話になってくるのではないのかなと。ただ、住民の皆さんやはり安全が第一だということで皆さん我慢しているのだと思うのですけれども、余りにも被害が大きいということが続けば、自分の財産を守るというのもやはり大事なことですから、それなりの対応が出てこないとも限らないというふうに考えるのです。

そうであれば、やはり町としてもその対策を強く要望して、いい方向で解決していただくようなことを考えて進めていってほしいなというふうに思うのです。ですから、それも全部終わってからなんていうのんびりしたことではなくて、やはり早急に手だてをとっていただくようなことを進めていっていただきたいと。

それから、この無堤区間の問題はあの3・11の津波の後のあそこから津波が押し寄せたということをややはりこの近辺の人は皆さん実感しているわけですよ。ですから、その近くに住んでいた人が避難しようとしたときに、もう膝まであって転びそうになったといふか、そういう人まで出て、もし間違えれば人身事故で済めばいいけれども、それ以上のことが起きる可能性もあったといふようなことを聞いて、ちょっと背筋の寒い思いをしたのですけれども、それについてもやはり何かボール投げ合っているのではなくて、やはりきちんと、あの段階ではたしかどちらかが対処しましょうという話だった

と思うのですよね、あの当時。

ですから、やはりそれをきちんと詰め切っていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 真龍護岸の関係につきましては12月にもちょうど委員からお電話をいただきまして、そのときも現場を確認させていただいて、写真も撮って、あまもが窓に張りついているような状況も確認して、改めて建設管理部のほうにこういった状況だということで強く申し入れをしております。

今後もし引き続きその対応を早急にしてほしいということで要望をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、その無堤区間のことも、いずれにしてもどちらかでやらしてもらわないと困るということで、そういう話を北海道のほう、それから開発局のほうにも話しております。

今、その護岸がまだ工事期間というのはまだ3年ほど残っておりますし、それから漁港のほうもずっと継続している中での話しになってまいりますけれども、これもきちんとそういった要望活動はしておりますし、さらに続けてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、次、農業に入ります。ございませんか。

3番石澤委員。

●石澤委員 この全体通してみますと、EPA、さらにTPPで間違いなく将来に不安を抱えている、それから後継者が帰ってこないという含めて、それを回避するためいろいろな施策が出されているのですけれども、まずTMRのことなのですけれども、ここにTMR、厚岸のいいところはこのTMRなどというものをに入れてこなかったというのがいいところだなと思っていたのですけれども、今回ここに出てきました。

それで、トライベツは浜中農協の関係もあって出ているのだと思うのですが、TMRというのはいろいろな意味で問題が多いものなのですけれども、それはきちんと調査した上でここに挙げてきたのでしょうか。

牛の事故とかセンターの赤字、ふん尿の問題等々があって、TMRやっているところでうまくいっているというのはそんなにないと思うのですけれども、ここに上げてきたこれというのはそれぞれ調査した上で上げてきているのですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。



- 産業振興課長（阿部課長） トライベツのTMRセンターにつきましては、今年度、完成をしまして、実際、実質は平成27年度から本格稼働するような形になっております。

ここに上げさせていただきましたのは、太田農協さんといろいろ協議をしていく中で、そういったことも検討していかなければならないということでこういったことも盛り込ませていただいております。

赤字の問題ですとか、そういういろいろな問題は確かにあります。ただ、今の形態でもって全てがいいかという、そうではない部分もありますので、それについては広い観点でもって検討していくべきだと思います。ですので、そういう協議の中でこういったものも今後、検討していかなければならないということで載せさせていただいたということでございます。

- 委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

- 石澤委員 なぜ危惧するかといいますと、今ここに2番の農業経営安定、担い手の育成、確保とかありますけれども、その(1)の④担い手の規模拡大や新たな経営展開などのための前向きな投資とあるのです。

多分、アンケートをとっているからわかると思うのですが、現状維持という農家が道内では70%近くありますよね、厚岸町も現状維持の農家が多かったと思うのですけれども、それがこの中に入っていないのですよね。現状維持の農家というのは前向きの農家でないと捉えているのかなと思うのですが、なぜここに入らなかったのですか。

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 平成25年末、昨年3月にひと農地プランを策定をさせていただきました。その段階で、その112件の農地を持っていらっしゃる、経営をされている方たちにアンケートを行いまして、その中で中心となる経営体ということで112件の農家さんが、このひと農地プランに搭載をさせていただいております。

この中で101件が中心となる経営体、それからそれ以外ということで将来的に縮小する、あるいは離農をするというような意思を表示されたところが11件というようなことで、そのプランを策定させていただいております。

前向きにという部分でいきますと、これは規模が大きいから、あるいは規模が小さいからということではなくて、今までなかなかいろいろな問題があって設備投資もしてこなかったというような状況もありますし、そういう中で新たな畜産クラスターというような事業も始まってきます。

そういったところで、そういう規模の大小にかかわらず、その何に向かっていこうというところには当然、いろいろな支援をしていかなければならないと思いますし、そういう中で、このところではその制度資金にかかる償還軽減対策というようなへことも出ておりますけれども、当然、償還を軽減する利子の部分についてはそれぞれの制度の中で、町の負担なんかもする部分も出てまいりますし、そういった意味での支援は当然

しなければなりませんので、そういったことでやはり何とか頑張っていくという農家さんについては、その規模の大小にかかわらず支援をしていかなければならないというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 今言った畜産クラスター事業ですよ。これ、トラクターを、うちの場合もそうですけれども、個人です、農家も小さいです。トラクターを入れたいと手を挙げますけれども、法人でなければだめだという縛りがかかります。法人だったらいいと、だけど法人にするのだったらいいですよみたいな感じです。

でも、そうではないはずなのです。農家をそこで、厚岸で酪農をやるという、農家に対してきちんとした支援がなければだめだと思うのです。それが新しい新たな経営展開、だから新たな経営展開ということは、何かほかのこともやりなさいと、6次産業化しなさいみたいなこともあるのでしょけれども、それは早々できるものではないのです。

やはり、今そこで、その農地を生かして酪農するということに対しての支援がないと、いろいろな形の酪農の形態を認めないと地域がなくなってきます。あるところの話を聞いた、厚岸ではないです、大きなところ。それは、回りが畑作地帯で酪農は1件です。そこで牛が2,000頭、違うかな。1人あたり35頭ぐらいの計算で従業員を4人抱えているような大きな農家です、5人いたかな。そのほかに自分の家族がいますから、10人ぐらいで1戸の経営体をやっているというところがありました。それは平均ならして1人あたり35頭ぐらいです。

ということは、35頭の小さい農家を10戸つくったほうが地域にとってはプラスになると思うのです、大きいところも必要だとは思いますが。大きいところがだめだと言っているわけではないですけれども、今そこで地域として生きていける、生きていきたいと思っている、例えば配合飼料を減らし、化学肥料を減らし、自然の中に行かされて放牧中心でやりたいとか、そういういろいろな方法を模索したい人たちを今この担い手の大規模新たな経営展開のためにという形で、このクラスター事業もそうですけれども、国の言っていることは少しでも大きくしなかったらもう出しませんよというのでは、そこにいる人たちに次に考えることといたら、今のうち、TPPも来るから離農しようみたくなくなってしまふのです。

それから、新規で入ってくる人だって描いてくるのは、結構、北海道に描いてくるのは大草原の小さな家という、そんな感じのイメージで入ってきます。そして、放牧でやりたい、けど実際来てみたらまるっきり違うのではないかというイメージを持って帰っていく人だっています。そういう人たちを支援するためにもいろいろな形態を認めて、今回、この酪農経営の事業に対して13日の農水委員会かな、そのときに私たちの畑山さんが質問した中で、地域で考えてくださいと、上で決めることはないですと、地域できちんと考えてくれれば、その事業は使えますよというのを確認していました。

だから、やはり地域がどういうものを考えて、酪農地帯、この厚岸町において酪農をどうするか、規模拡大するだけではここはもうやっていけないし、厚岸町のこのコントラスト意外にいい事業だと思うのです。個々がきちんと持って、バンガーサイロを持つ

て事業をやっています。

それは、そのことは個人の責任でやっていますので、それで営農が成り立っています。そういう意味では厚岸はいい経営をしているのではないかと思うのです。それにわざわざTMRをやることもないだろうし、トライベツの場合は地域全体で話し合っただけのことですけれども、それもある意味きちんと見てやらないと大変なのではないかなというのが私の中に危惧としてあります。

それでも、彼らというか、トライベツ地区の人たちはみんなで話し合っただけで運営をしていくという立場になっていますから、それはそれでいいと思いますけれども、わざわざTMRを出してくる必要はないのではないのかなと思うのです。

私たちが今やっている放牧草地型酪農なのですけれども、放牧中心にやっています。それは、ほとんど本当に牛に病気にならないような、土も健康であり、牛も健康であり、そして人間も健康に暮らせるような、そういう経営をやりたいと、生きていくための酪農なのです。生活をするための酪農なのです、そういうやり方をしてきました。そういう人たちに少しずつですけれども、北海道全体に広がっていています。

そういうことも含めて、ここにある担い手の規模拡大の中にもう一つ、何か前向きでなければだめだということではなくて現状維持も含めた、その農家に対しても資金を貸し付ける、貸すことができるような、抵投入ですけれどもやはり牛舎が古くなった何らかしの場合はどうしても、その部分を改築したいということもあります。

だから、それを含めて、そういうのをここに対する支援というか、資金の貸付などもあったらいいと思うのですけれども、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） この(4)で担い手の規模拡大や新たな経営展開などのための前向きな投資ということで、これについては規模拡大をすることを前向きなことと言っているわけではなくて、規模拡大をする部分にも、それから現状維持の中で設備投資をしていかなければならない、当然、その現状維持ですとつけるわけではなくて、機械の更新なども当然、出てきますから、そういったものも経営を続けていく上で前向きなことになると思います。ですので、規模拡大だけの支援をするということではありませぬので、そういったことをご理解いただきたいとします。

●委員長（佐藤委員） 他に農業ございませぬか。

2番、大野委員。

●大野委員 3番委員と同じようなところなのですけれども、ここでコントラクター、TMRセンターとか今、議論されていたことは乗っかっているのですけれども、以前にも酪農ヘルパー事業制度とか、乳牛検定事業への助成、今は中山間のほうから支出をしていただいていると思うのですけれども、この国の事業いつまであるかわからない制度で、そういった支援を1項目入れなくてもよろしいのかどうか、それともその文言をどこのところで解釈できるのかをちょっと教えていただきたいと思うのですけれども。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今、その部分についてはおっしゃられたように中山間の中での対応などがされております。

もともとはそういった補助などもしてきていた中で、その中山間事業でそういったものを活用しながら、そういった補助なども、そういうそちら側の活動の中で対応をいただけるということの協議の中で進めてきております。

その部分で、ことしその中山間事業については平成26年度で終わりますけれども、平成27年度も継続していくと、以降も継続していくという方向でいくというふうに国のほうで進められているというふうに聞いております。ですので、今の中で継続した形でもって対応を継続していくということでございます。

それで、そのことについては具体的なそのものとして、そういうような状況なものですから、具体的な形では載せておりませんが、継続をしていく方向では考えているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 言いたいことはわかっているのです。僕的には、強いて言えばこの農業後継者に対する高度で専門的な技術の支援とか、理屈をつければいけるのかなということも思うのですけれども、やはり以前やっていて、町も厚岸町乳牛検定組合とか、一応、町を絡んでいるのでやはり今後の施策の中にやはり盛り込んで、単独事業で補助はしていませんけれども、そういった支援をしていただいているので、国の動向はどうあれ、やはりそういった文言とか、技術的な指導ですとか、いろいろありますけれども、やはりそういったことを考えて今後、政策展開していただきたいなと思うのですけれども。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 委員おっしゃっていただきましたように、(2)の次世代を担う担い手の育成確保の中での②の高度で専門的な知識や技術を習得するというようなものも読み込めると思いますし、またその2番目の②のところでは経営体質の強化を図る諸対策ということで、読み込ませてもらいたいなど。

いずれにしても、継続はする方向で考えておりますので、何とかご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後4時44分休憩

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

他に農業ございませんか。

9 番、南谷委員。

●南谷委員 1 点だけ伺います。

47ページ、今、大野委員が伺ったその下でございませう。公共牧場整備事業、町営牧場の設備、草地整備など、平成28年度まで最初にもらった書類は28年度までの事業、29年度以降は空白になっていまして。今回、改めてこの短い間に31年までの継続事業と、こういうことなのです。

今、きっと道営整備事業の世帯主の関係が終わったので、こういうふうになったのかなというふうに理解をさせていただいたのですけれども、まず1点目なのですけれども、この後、29年度以降どういうふうにするのかなと、再度事業を継続するよということでございますから、この内容についてお尋ねしますし、以前、私、町営牧場の設備、施設の関係で確かに草地もそうなのでしょうけれども、施設関係の整備というものに対しまして一般質問をさせていただきました。

これらの関係について、今回、この計画で町営牧場の施設、管理というものがどうなっていくのか、もし具体的な提案があるのであれば、ただ文書に書いてるだけではないと思うのです。この5年間で町営牧場の施設管理、草地ではなくて、牛舎も含めてどのような捉え方、簡潔にお願いします。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 当初、28年までのというのはそのとおりでございませう。おっしゃられたように今の草地整備事業の分だけを想定して、それを載せていたということで、実は施設整備も今、考えております。それらをちょっと失念しまして、その分を除いていたということで、今、最終的にはこの31年までの形に載せさせていただいております。

今、施設整備で考えておりますのは、平成26年度、今年度、診療所の改修をさせていただいております。その後、今、課題として残っているのが隔離牛舎の整備、それと乾燥舎の整備が今、課題として抱えております。

ですので、これについては3カ年事業の要望にも出させて要望させていただいておりますけれども、そういう施設整備を今、想定をして、こういうふうにしていくということでございませうので、ご理解いただきたいと思います……（発言する者あり）

セタニウシの計画については、一応28年度までということで、そのセタニウシ団地の分は採択をいただいております。

その後は、これまた新たに要望をしていかなければなりませんけれども、まだセタニウシがある程度、完了が見えてきた段階で次のまだベタンベウシ団地も大別団地もあり

ますので、そういったものは新たに計画づくりをして要望していかなければならないというふうに考えています。

ですので、その施設整備もそうですけれども、草地整備のほうもそういったセタニウシがある程度めどがついた段階で次の段階に入っていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 前向きに検討していただくのだからありがたいのですが、少なくともこの5カ年にあるわけですから、相手があるわけですから、担当課としてその辺の詰めぐらいはやはり本計画に原案ぐらいは持っていたきたいなど、このように思います。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 大変申しわけありません。

セタニウシの話ですけれども、次の段階では今、草地整備で課題として残っているのは大別団地でございます。新たな計画策定を北海道のほうに働きかけていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 46ページの2、農業経営の安定化と担い手の育成確保というところで、ダブるかもしれないのですが(2)の次世代を担う担い手の育成確保、ここで新規就農だとか農業後継者の問題が触れられておりますけれども、新規就農の場合は一定の厚岸町も制度を持っていると思うのです。

前からしているのですが、後継者の対策というのは勉強することしかここには載っていないわけで、ただ離農して新規就農するほうから見ると非常に効率的なわけです。

ただ、そういったもやはり時代の求めるものにあった経営を新しい担い手になる人は、その辺のことを考えていかなければならないというふうに考えるのですが、そういう中でその前のほうに(1)の4に担い手の規模拡大や新たな経営展開などのための前向きな投資や地方借入金の償還負担の軽減など、制度質にかかる償還軽減対策支援に努めますというのがあるのですが、このあたりもう少し膨らませた考えを持って、この後継者のための制度をもう少し明確にしたほうがいいのではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新規就農の部分、新規就農者と後継者という部分では、そ

の後継者の対策というのが確かでないという状況でございます。

新規就農者と後継者の違いというのは何かと言いますと、新しく一から施設のストックから始めなければいけないという部分と、後継者はその親の代でそういった基本的な基盤を持っているという部分での違いがどうしてもあるものですから、新規就農者に対しての取り組みが国の制度の中にも出てまいりますし、なかなか後継者の部分については出てきていないということは、そのとおりでございます。

その後継者に対して今、新しい国の制度の中でも、例えば新しい取り組みをする、例えば6次産業化ですとか、そういうようなものに取り組むと、親とは別のものに取り組むというようなことに対しての支援制度、補助制度というようなものは出てきております。

ただ、なかなかそのまま後継者になるという部分についての支援というのはなかなか難しい状況でございます。何とか後継者も減っていくというような状況にありますから、私どももそれに対しての制度が何か出てこないかな、できないかなということは考えますけれども、なかなか国の制度についてもそうですし、町独自でそこに対してその支援制度ができるかというのは、今の段階では難しいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今の制度だけを考えるとそういうことだと思うのです。けれども、結果的には担い手を確保するというのがやはりなかなか大変なことで、結果的には後継者不足が離農につながっているということになっていると思うのです。それを新規就農で補うというのも、これもまた大変なことだと思うのです。

ですから、やはり、もし後継者の対象者がいるのであれば、それを励ますような制度をやはりきちんとつくっていくことが大事ではないのかなと。すると経営基盤がしっかりしていれば、後継者としてやっていこうというふうになるのかもしれないけれども、そこまでいっていない農家の場合は、やはり特に後継者になることをためらってしまう、そういうことがあるのではないのかなというふうに思うのです。

そのあたりを踏まえた展開を行政、あるいは農業団体が力を合わせてつくり上げていくということが大事ではないのかなというふうに考えるのですが、そういうことに向かっているという気がないのか、今、制度がないからということで諦めていいのか、そういう問題ではないと思うのです。

要するに、基幹産業が衰退してしまうわけですから、そのあたりをやはりきちんと行政として考える手だてをとっていくというふうにしていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昨年、新規就農者に対しての支援制度については条例の改正をいただきまして、つくらせていただきました。後継者、いわゆる後継ぎの関係につ

いてはおっしゃられるように私どもも今後の大きな課題だというふうに認識しております。

それに対して、なかなかその制度もありませんので、すぐ何かができるということではございませんけれども、大きな課題としては持っておりますし、それについては今後も農協のほうともいろいろなことで相談をしていきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ぜひ、この問題はただ厚岸町の問題でないと思うのです。どんな地域の農村に行っても同じような問題抱えていると思うのです。

ですから、ぜひ連携をした取り組みで、やはりそういう制度を創設するかということにぜひ町長先頭にやっていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 2番目の⑤の下のように、関係者が一体となって策定した根釧酪農ビジョンに基づいた対策ということで、根釧酪農ビジョンというものを載せさせていただきます。

これは何かといいますと、釧路と根室管内の首長と、それから各農協の組合長がメンバーになりまして、釧路総合振興局と根室振興局が間に事務局的な内容でもって、この検討会議というものを組織しまして、そこでこのビジョンを今、策定しております。

そこでは、釧路と根室のこの酪農地帯ですので、共通の課題を抱えております。そういった共通の課題を抱えておりますので、その釧路と根室がそろって国に対して、あるいは北海道に対していろいろな対応を求めていく、あるいは協働でもっていろいろな取り組みをするというようなことを、このビジョンでもってつくろうとしております。

3月までにでき上がる予定でおります。ですので、そういった中でも共通の課題のものについてはいろいろな話ができると思いますし、そういったところでそういうふうに取り組みを予防する、課題に載せるというようなことも含めて検討していきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） それでは、5時20分まで休憩させていただきます。

午後5時03分休憩

午後5時20分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

他に農業ございますか。



(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ次に進みます。

次に、3の林業に入ります。

基本構想の変更はございません。後期行動計画48ページ、第3節林業の審査に入ります。ございませんでしょうか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次に、4の商工業に入ります。25ページの基本構想の変更とあわせ、後期行動計画52ページ、第4節商工業の審査入ります。ございませんか。

6番、堀委員。

- 堀委員 53ページの大きな2の中小企業の振興というところで、③に地元中小企業の受注機会拡大に向けた支援策の検討を行うというふうになっているのですけれども、ただ、商工会からとかも、やはりこの受給機会の拡大というのはもう何回も要望として上がってきているというふうに思うのですけれども、ではこれから5年間かけて検討するのかなというのです。検討だけで、それでは終わってしまって、何も策がとられないのであれば全然意味がないわけなのですから、やはり検討ではなくて、検討を実施するとか、そういう、その前段では中小企業の振興計画の着実な推進というのもあるのですから、やはりここはもっと力強い表現というものがやはりほしいと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） この地元中小企業の受注機会の拡大、これにつきましては、これまでも厚岸町としてはそういった考え方の中で進めてきてはおりますけれども、これまでの議論の中で北海道も行っておりますけれども方針を策定するだとか、そういったことでのご提案も今までの議会の中でも言われております。

そういったことを実は中小企業振興計画の中でも今、検討をさせていただいております。ただ、地元中小企業の受注機会を拡大するための手だてという部分では、いろいろな手法があるかと思えます。

そういったものを考えていきたいということで、今現在でどういった形の中でその拡大を図っていくかというのが明確になっていない中では検討という表現にせざるを得なかったのですから、こういう形で載せさせていただきましたけれども、当然、こういった部分については中小企業振興計画と連動する形で進めていかなければならないものだというふうに思っております。

この計画というものが先般、さきの議会の中では今年度のできるだけ早い機会にということで私はお約束をさせていただきましたが、今現在、まだでき上がっておりません。

これにつきましては、さきの議員協議会の中でもいろいろご説明を若干させていただきましたけれども、大きく流れが変わってきている、それと地方創生という中では地域のこういった消費の拡大の部分についての目も向けられてきている、補正対応の中でも行われてきていると。

それと、総合計画の中でも関係団体等と協議をするとそういった要望というのは強く出てきているという部分があって、この計画の最終的な詰めに至っていないというのが現状でございますけれども、この総合計画、来年度からスタートするわけですから、何ぼ遅くても3月までにはこの計画というのはでき上がらなければならないということでございます。

それに基づいた中小企業の地元企業の受注機会の拡大のための取り組みというのは可能な限り早く、後期行動計画の中で進めていくという考えの中で進めさせていただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、この空き家だとかのほかに、この空き店舗等の活用の問題が非常に重要になってきていますよね。それがどう利用していただくかということと、それが活用できるのかどうなのかというのが、非常に大事な問題だと思うのです。

最近はNPOだとか、そういう団体で何かそういう活用できる物件等がないかというような話も聞いているのですけれども、どこにどういうものがあって、どういうふうになれば使うことができるのかということが大事だと思うのです。

そういう点では、そういうものをきちんとつかまえるというか、どういう状況なのか、そしてどうすればいいのか、そういう情報を役場、あるいは商工会がいいのかどうか分かりませんが、そういうところで、そういう一つ一つの物件等で今、活用されていない、そういうものを押さえて情報として持っておくということが大事ではないのかなというふうに思うのですけれども、現在はないのではないかなと思うのですが、あるのでしょうか、ないのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 現状の中においても、お店屋さんというだけではなくて飲食店も含めると現状、存在はしているということでございます。

それと、先ほども言った中小企業振興基本計画やる際に商工会であるだとか、地元の商店街の方々、経営者の方々、いろいろなお話を聞いていく中で、商工会は商工会の独自の中で1件1件の聞き取り調査もやってございます。

そういった中では、今後の5年、10年先を見据えるとやはり後継者もいなくて閉めざるを得ないのだという実態も明らかに。特に、湖南地区の松葉商店街については1桁に黙っていたらなるという状況が見えてきていると、そういった部分ではそのまま黙って手を招いていると商店街といっても体を成さなくなるという部分ではますます疲弊してしまふ。

だからといって後継者、子供さん方という部分は実際、この地を離れて出ているということを考えると、以前の議会の中でもお話ししましたがけれども、商工業についての後継者対策ということになると、今までの家族的な光景ではなくて、第3者がその店舗を使ってお店なり何かをやりたいというような提供を考えていかないと、商店街自体が残らなくなるのではないかというふうにも業界のほうで考えてございます。

ただ、問題としては厚岸町の店舗というのは住宅と店舗がつながっているという状況がございまして。店舗だけお貸しするというふうになると、それを間仕切るといったときにトイレだとか、流しの問題だとかといういろいろな問題もあります。

しかし、そういった方向で考えていかないと厚岸町にとっての商店街がなくなってしまうという危険性、危機感を十分持っております。そういったための支援策というのも行政と商工会と一緒に考えていかなければならないねという部分を押さえておりますので、空き店舗については10減るものを10存続させるということは、これは難しいかもしれませんが、それを幾らかでも減らせるような、そして地域のコミュニティーの場としての使い方というのも一方ではあるかと思えます。

そういった部分は今後、いろいろ相談しながら商店街というのは人が集まって、語って、そしてコミュニティーの場というふうな重要な場とも認識しておりますので、そういう施策のほうにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そういう方向でお願いしたいのですがけれども、やはり今、ここが1条通の以前、衣料品店だったところを障害者団体がそこを購入して、改修して、今、運営をしていますよね、そういう事例もあるわけですから、そういうものも含めてやはり商売をする人だけでなく、地域とかかわりの持てる事業を展開することを考えている人たちにもこういう物件があるのだということを押さえておけば、そういう人たちにも使っただけのような方法もあるのではないのかなというふうに思うのです。

ですからそういう二重、三重の利用の仕方というか、コミュニティー施設みたいなものも含めて考えていただきたいなということをやはり盛り込んでいくべきではないのかなと。それでなければ、この商店街はますます疲弊してしまうというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、言われる部分、十分認識してございます。

まだ、皆さんのお手元に見せる状況にはなっていない中小企業振興計画の中にもそういった部分の問題、大きく取り上げてございます。

そういった部分も、この総合計画の文字面上は出ておりませんが、中小企業振興計画という中で十分、検討させていただきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

5番、中川委員。

●中川委員 異議ありませんといってそのまま質問させていただきますのでお許しください。

今、2人の委員からあったのですけれども、私もここで簡単ですけれども質問させていただきます。

12月の暮れにある商店に行きまして、景気どうですか、いやさっぱりよと。大手企業が入っているから、みんなそこに町民が買われてさっぱりだ我々はと、こういう話なのです。それで、今、ここにありますように中小企業の振興、今、課長も答弁されていましたがけれども、厚岸町も商工会も中小企業の振興だ振興だと言っているけれどもさっぱりよと、商工会も町もさっぱりだなど、こういう話ですよ。

それで、中川さんも機会があったらひとつ我々の気持ちを言ってくれというから、ちょっと言わせてもらうのですけれども、それで言っているその厚岸町も、いや私もわかりませんよ、聞いた話ですから、さっぱりそう言いながら大手から買っているのだと。

それで、これならよくなるよなどと、そしてその人口も5年計画で減る減ると言っているから、減ったら大手なんかみんな撤退してしまうだろうと、その前に大手のおかげで我々中小企業が潰れたら厚岸どういうふうを考えているのだろうと、そういう話もしていまして、そこで言っていましたのが厚岸町の商店街から買ってくれるのは心和園、今、社会福祉協議会が移りましたけれども、そこだけだ厚岸町から買ってくれるのは、言っていることはあれなのだけれどもさっぱり町まで大手から買われて、機会あったらひとつ言ってくれというから今、課長にお二人の尻馬に乗って質問させてもらったのですけれども、ひとつよろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 町のほうも中小企業振興基本条例というものを制定をして、そしてできるだけ町についても地元企業育成のための取り組みというものも責務として掲げております。そういった意味では、できるだけ地元から物を購入するのが、それは当然のことだと思います。

ただ、役場の費用は住民、町民の皆さんの血税、全部がというあれではなくて血税でございまして。ですから、同じ物を購入するのに、例えば2割も3割も高いものを地元から購入する。地元で購入すると、それが回ってきて税金だとかいろいろな形で町の経済にも資することは十分、理解できますけれども、余りにも差があるものについては町外から求めざるを得ないのも実態であります。

そういった経費の削減において、またその部分を違う行政サービスに振り向けられるという部分もあります。

ですから、その兼ね合いがどこの部分がというところが難しいところでございましてけれども、全ての物を町内で購入できればいいわけですが、どうしてもそういったことを考慮すると、町外に求めざるを得ないという実態もあります。

ただ、そうは言えども全部が全部、町外に出ていくと地元の企業というのは残れなく

なるのも実態でございます。役場だけが地元の物を買うことによって町内の企業を守れるかといったら、そうではありません。町民がこぞってそういう意識に持っていかなければならないわけでございますけれども、そういった考えは特に持ってございます。

そして、そういうこともありますので、先ほど6番委員から質問のあったような地元の中小企業の受注機会の拡大に向けた、そういった検討をどういうふうにしていくべきなのかというものも検討させていただいて、それを後期行動計画の中では実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

次に、5の観光に入ります。基本構想の変更はありませんので、後期行動計画の55ページ、第5節観光の審査に入ります。ございませんか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 時間もないので簡単に申し上げたいと思います。

この観光に入る前にも言ったのですけれども、厚岸町として観光に力を入れるということのこれからのテーマとして、一つの考え方として既存のものを大事にしていく、例えばここにも書いてあるのですけれども旅行目的では景勝地、見る観光、カヌー、乗馬などの体験型観光、地域の特産物を味わう食の観光というふうにあるのですけれども、これは今の厚岸町の既存をできる限り使っていこうと、守っていこうという施策ですよ。

今、これからの観光の中でもっと大事なことは何かということの勉強会があったときに、こぞって言ってきたことは強みという部分を言われました。その強みの一つの中にどこにもない地域の中で、どこにもないものを一つつくろうよというテーマを上げて、それが一つの強みになっていくということがありました。ぜひ、この観光の中のテーマの中に厚岸にしかない強みのものが一つつくっていくというテーマをぜひこの中に入れていただきたいと思います。

地域を言うと、まだこれ特定ではないので余り大きな声では言えないのですけれども、日本全国の中にカキがあります。このカキ殻をある型に入れて、大きく育ったときにキューブ型のカキをつくるとか、ハート型のカキをつくるとかという取り組みをして、それを特許、または商標登録をとろうという取り組みが実はテレビ等で見ました。

この取り組みはどこの地域もまず今やっていないので、ぜひ特産物になればということで取り組みたいというふうに報道されていまして。私はそれを見たときに、どうしてそういうものをつくるのかといったら、やはり地域ブランド化しても、いつか人は飽きてしまうということですね。すばらしい景観だと言っても、何度も何度も見てに来て、そのうちやはり飽きてしまうということで、大変、見る観光、体験型観光、特産物を味わうと言っても食べることも、見ることも、体験することもいつかは飽きてしまうとな

ると、どんどん、どんどんリピーター客をふやしていかないと観光というのはやっていけなくなってしまう。そこに、ある程度の持続していけるものをやはり強みとしてつくるのが、地域に残る一つの強みであるというようなことを言っていました。

ぜひ、この観光についても厚岸町として強みのあるものをみんなでこぞって考えながら、町民あわせて、町一体になって考えていかなければならない施策でないのかなというふうに思います。

町長もいつも、この町に住んでよかった、また来たいという、そういう町をつくるということを考えると、厚岸町はそういうことを全面的に推進して考えていかなければならない一つの施策だろうというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ごもつともだと思います。

それで、実は先ほどのもう過ぎた商工の部分とも連動する部分でございます。厚岸町の経済をこれから守っていこうと、あるいは企業を、お店さんを守っていこうとしたときに、やはり悲しいのだけれどもやはり人口は減っていくのだろうと、少子高齢化というのはやはり進んでいくのだろうと、そうすると町の中の循環するお金というのは必然的にそれに比例して減っていくのだろうと、黙っていると。それを解決しないといけない。

厚岸町は幸いにして食料生産基地だと、漁業や農業で取れたものを外から厚岸町の町の中にお金を持ってこれる、そういう町だと。ただ、そのお金を外に出してはいけないと、町の中で回さないといけない、そういう考え方です。

それと、プラスアルファで行くということでは観光でございます。人口が減っていった活気がなかった町に誰も魅力を感じないと、そうしたときに交流人口という部分で観光客を1人でも多く入れることによって人口減少する部分を少なからず補えられるだろうと。ですから、観光というのはこれからの厚岸町にとって最も重要な産業になってくるだろうというふうに考えてございます。

ただ、今までの観光というのは、質問者言われたように景色がいい、食べ物がいいというばかりが主で今まで進めてきました。近年になって体験型観光という部分にも目を向けて取り組んできております。

観光を進めるときに、やはり町民にとって観光してよかったなと思われることは、観光客が入ってきてくれたことによって、厚岸町の町の中にお金を1円でも多く落としてくれるようなシステムをつくらないといけないのではないだろうか、そのためには旅行者だけに任せるのではなくて、こちらのほうで商品を開発をして売り込むというような部分までいかないといけないのではないだろうか。

そういった部分では、観光推進の母体となる組織がきちんとしていかなければならないという部分の問題点を考えながら、観光協会においても、実は本日、3時から研修会を行ってございますけれども、ことしは弟子屈町のほうのツーリズム、弟子屈のほうから講師を招いて勉強会を開いております。それは、民間の中でもそういった問題意識を持ってきて取り組み始めてきてきております。

それと、行政においてもそういった考え方ありますものですから、57ページの観光推進体制の強化と広域連携という部分の(1)の③、ここで時代に即した観光ビジョンの構築に努めますということで、今、実は観光の部分の計画というのはアクティブタウン厚岸プランというのがあります。これは平成2年に策定したものです。

これに基づいて、味覚ターミナルが建設されたり、厚岸大橋のライトアップがされたりという部分で、全てではありますけれども半分ぐらいの事業化は進めてきておりますけれども、その時代と今は変わってきている、もっともうける観光を考えていかなければならないという部分で、これはいろいろな団体との懇談会をやったときにいろいろな提言を受けながら追加をさせていただいた項目でございます。

そういった、この観光ビジョンの再構築の中で、今、質問者言われたものも含めて検討していきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他に観光ございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 大変よく本質を捉えていらっしゃると思って感服いたしました。

その上でお聞きするのですが、そういう新しいタイプ、熱海あたりに代表される観光政策から脱却して、新しいタイプの観光事業というものをつくっていかないと、これは厚岸のまさに生き残りにかかわる問題に入っていくであろうということだと思っております。

そういう観点があるから、この56ページの地域資源を生かした観光の推進というところにガイドという言葉が幾つも出てくるのだらうと思います。自然ガイド、観光ガイド、それからその下には公認ガイドというふうに出てきています。

それで、前期の行動計画の中で、実際にやってきた中でガイドの育成というようなものはどのように行われて、成果を上げたのか、またこれからの問題であるとすればどういうふうに行っていくのか、これはもう恐らく今おっしゃったような理念で観光行政を進めるていく、いわば一つの大きな柱ではないかと思うので簡潔で結構ですから、説明してください。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 前期の部分と言いますと今年度まで入るわけでございますけれども、その中では観光協会としての主な取り組みというよりは、厚岸町も構成団体になっている3町の広域観光推進協議会、この中で実は今年度も行っておりますけれども、北海道のアウトドアの検定試験制度というのがございます。

それに、これは段階的に講習から検定から、それとオールラウンドのガイドというような認定制度になってございますけれども、その段階に応じた取り組みをしたいという人が出た場合に、そちらの協議会からテキスト料の支援をしますよというような制度も実は進めてございます。

実は、この制度を使ってという部分では、今年度、釧路町と浜中町のほうでは若干、動きがあったわけでございますが、厚岸町の中では動きはありませんでした。ただ、今

度は行政主体の中で、北海道の緊急雇用制度を活用して、今、実は厚岸味覚ターミナルのほうで雇用をさせていただいて、その方にはアウトドアのいろいろな講習会だとか、検定に向けた勉強を今していただいております。そういった取り組みを前期では行ってございます。

後期の部分でございますけれども、これまでの取り組みの中でも見る、あるいは食べるというものにプラス体験が必要になってくると。厚岸で体験で主なものといったら一番、頭に浮かんでくるのはカヌーだとかという部分がありますけれども、そのほかにも簡単なカキむき体験も、これも体験のうちです。潮干狩りも体験のうちです。

そういった自然を利用したいろいろなツーリズムへというものが今、出てきておりますけれども、それを進めるというのは単に地域外から来られた方を厚岸町はここに来たらこういうことができますよ、さあどうぞやってくださいとやってしまうと、ややもすると自然を破壊するという恐れがあります。

それをさせるためには知識として、これを行うために、カヌー一つ行うためにも、うちの別寒辺牛川は時期によってはタンチョウが営巣しているだとか、そういった季節ごとによってのマナーというのも当然、必要になってきます。

そういった知識を持った人を育てていかないと、単に体験観光をする方々が大きくふえたからよかったでなくて、気がついたときには貴重な自然が破壊されていたといったことも困ります。

それと一方、観光というのは日常と体験できないものを、あるところに行って非日常的なことが体験できるのが観光と言われております。ですから、厚岸に来て自分たちは何も思わないのだけれども、厚岸の人の暮らしを見て厚岸に来るとこんなことがあるのかなど、文化に触れることも観光と言われております。

そうすると、そういった地元ではわからないけれども、地域の人が来たことによって感動するのは何かという勉強もしないといけない。そういった部分もガイドの観光ガイドという部分ではありますので、すごくガイドの中でも範囲は広いわけでございますが、そういったさまざまな需用はあるかもしれませんけれども、それを全てに5年間の中で全部やるかといった場合にはいかならないと思っております。

そういった観光客の需用に応じたガイドがどういった部分がまず厚岸を育てなければならぬのかという、必要に応じて可能な限りガイドの育成に努めていくということで考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これはぜひ進めていただきたいのです。同じ景色を見ても脇にきちんと説明できる人がいるといないとでは景色の意味が変わるわけです。

それで、今まさに、その厚岸の歴史だとか、文化だとかというお話もあったわけですが、そうなるというところでは教育委員会だとか、そういうところではまたそういう形でいろいろ動いているわけです。

そういう厚岸町内のいろいろなこの専門性を持った部署の連携も非常に必要なのです。道や国がやっているアドベンチャー何とかかんとかがガイドというようなものとはまたち



よっと違うのですよね。函館まで行ってガイドやれと言ったら全然できないけれども、厚岸では非常に詳しくて、全部が主導できるというような人が大事なわけです。

そういうわけで、これはひとつきちんとしたものを育てるように体制づくりをぜひお願いしたいということなのです。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） これも実は各種団体との懇談会をやったときに同じような意見も言われました。ガイドの必要性というのは十分認識できる、でも、今いる厚岸町内の人でそういう知識を持った人いるのだよと、そういった知識を持った人を有効に活用するということだって掲げないといけないのではないと言われて、ああそうだなということで、実はこの56ページの括弧に体験観光の促進の②知識を持った人材の活用を初めという部分を実は、これは原案のときから今回の計画策定の提案する内容でつけ加わさった部分でございます。

今言われた、この知識を持った人材というのが民間の方も当然いるでしょうし、町の職員の中でもそういう対象は当然おられますので、そういった部分の年頭に入れながら進めていきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他に観光ございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

次に、6の雇用に入ります。基本構想での変更はありませんので、後期行動計画58ページ、第6節雇用の審査に入ります。ございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 59ページ、施策の展開方向で2の就業支援の充実というところがあるのですが、1から6まであって、特に私が伺いたいのは3、それから4、この部分について意識の啓発に努めますとか、充実に努めますというような言葉が並んでいるのですが、実際にこれが厚岸町内では現在どういう状況にあるのか、育児、あるいは介護給付か何かのとれるような職場環境に、ある事業所が実際にあるのか、あるいは根拠も含めてそういう取り組みをしているのか、そのあたりではどうなのか。これは遠い将来の目標で、ちょっと厚岸の現実とは掛け離れているのだというような程度のものなのか、言われている割には町内ではちょっと実態が見えてこないのですが、そのあたりをちょっと説明をしていただきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 特に③の部分でございます。雇用機会に対する就業

環境の整備という部分では今、国挙げて地域創成という部分、人、あるいは仕事、町という部分では、これが一番大きい部分だと思うのです。地方の町は雇用の環境を充実させて、そこで働く方を1人でも残す、多くするというをしないと、人はどんどん、どんどん仕事を求めて出て行ってしまうということでございます。

ただ、これについては行政がこうなさいということでは当然、町がそれぞれの事業主に向かってできませんので、法だとかの趣旨に基づいてこういう制度、あるいは待遇を改善すると、それに対する国の支援制度もこうありますよと、そういう制度紹介をすれば踏み込んでその取り組みに応じてくれる事業主だって中には出てきてくれる可能性もございます。

そういったことで、その意識を変えていただくために行政としてはそれに向けた情報を提供するというようなものをこれまで以上に組み込んでいかなければならないのだろうなという意識であります。

それと④の障害者の就業支援ということでございますが、これについても事業規模に応じて割合としてはこのぐらい、障害者雇用をなさいという目標数値というのは国から示されておりますけれども、町の中の事業所でそれをクリアしているところというのは、実際、調査は役場の中でまだ行っておりませんので何%になっている、あるいはゼロだというお答えはできませんけれども、そういった国の方針なりに達成するために、やはり町としてはこれも障害者を雇用するようにしてくださいと投げかけできます。

ただ、それについてもお願いというふうにならざるを得ないわけなものですから、どうもほかのところから見ると推進します、努めますという自発的なことでの表現でできるものと、このように啓発に努めますというような、促すような形でしか表現できないところあります。大変苦しい答弁にもなっておりますけれども、そういう時代の背景、あるいは町の中にはそういう問題というのはございますので、この趣旨に沿って町内の事業主の方がこちらの方向に向いてくれるような形で取り組んでいきたいという考えで載せさせていただいているものでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 やはり地域を守ると、あるいは事業主は事業主で、自分の事業展開に沿った人材というのを確保したいということと、今、こういうことを求められる、そういう時代ですよ。

そういう中で、なかなか思うように進めることができない、苦しい胸の内を明かしていただいたのですが、やはり厚岸町、町内の人間をやはりこの町から条件が整わないばかりにいい人材まで利用してしまうということはやはり惜しいことだと思うのです。

そのあたりについては、やはり今、もう大企業では何かあるたびにリストラだとか、何だということで職場を失う、あるいは差別待遇を受けるというようなことが大企業でも起きる、今でも起きているわけですが、やはりこの厚岸町の雇用対策がやはり浸透していくようなことを進めていかなければいつも絵に描いた餅だを掲げて、こういうふうになればいいのだけどもという思いを何十年も続けるというのも、これもまた切

ない話ではないのかなというふうに思うのです。

そういう点では地元の業者の方々の理解をいただくということとあわせてやはり、行政としての働きかけが強く求められているのではないのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） そのとおりだと思います。

それで、特に若者を厚岸町から1人でも出さないという方向で進みたいのです。厚岸町の組織の中に雇用対策連絡会議とございます。これは町長が会長を務めておりますけれども、毎年、こちらのほうの会議で、実は業界の方々の代表者にも来ていただく、今は高校というのが一つになりましたので、翔洋高校の校長先生だとか進路指導の先生方にも来ていただいて、学生はどういうものを求めているのか、企業側はどういう人材を求めているのか、それと近年雇用した新卒者がどういう状況なのか、そのまま引き継いで働いているのか、何かの理由によって離職されているのかということ、いろいろそういった情報を交換する場所を毎年持っております。

実は翔洋高校というのは、今現在は今年度の卒業生は78%、今現在、就職内定されておりますが、昨年度までは100%ということで、核家族継承もありますけれども100%ということで、就職率は十分いっているのですが、ただやはりこちらに来ている生徒の中にはここで身につけて、厨房というか、調理の技術を身につけると、それを生かしたいという方もいます。そうすると、どうしても町の中に残れなくて、町外、あるいは大きな船舶会社のほうの厨房に入るだとか、ホテルのほうに行くだとかという部分で自分の夢を果たすために町外に出る方もいます。これはだめだとは言いません。

ただ、地元に残って働きたいという方も大部分おります。そのときに、ミスマッチがあります。町内の中では、これは言って差し支えないと思いますが水産加工場というのが人材不足で困っております。そのために、海外からも手伝っていただかないと労働力の確保ができないという部分がございます。

過去に雇用対策連絡会議の中で水産加工の代表者の方のお話を聞くとうちは1人でも雇用したいと、入ってくれと、そうすると水産加工も年のうち、月によってでこしゃこあるのですね、特にサンマの最盛期なんていったら朝早くから夜遅くまで仕事をしなければならない、給料はちゃんとそれに見合って時間外の手当も払って支給はしているのですけれども親が黙っていないと、こんなつらい仕事をさせるわけにはいかないといって親が来てやめさせたという事例もあるようでございます。

そういうような、やはりミスマッチというのも町の中に十分あって、よく町長は雇用対策会議の中、あるいはいろいろな関係者の話をしたときに厚岸町は職場というのはたくさんあるのだと、働く場所はあるのだと、ただミスマッチが解消できていないのだという部分があります。

そういったミスマッチというのは、これ解消するのは実は大変難しいわけですが、そういった子供たちが地元の産業を支えるというような就業感を持てるような教育というのも一方では必要になってくるかと思っておりますけれども、そういったもの

を含めながら就職環境の向上という部分については関係する業界等々も連携をとりながらお願いをしていきたいなというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、次に進みます。

以上で、基本構想の変更のうち第2章第2節と後期行動計画第2章を終わります。

次に、基本構想の第3節優しさあふれる健やかに安心して暮らせるまちづくりに入ります。

1の保健医療に入ります。27ページ、基本構想の変更とあわせて、後期行動計画の62ページ、第1節保健・医療から進めてまいります。ございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 まず、本論に入る前に前提としてお聞きするのですが、行動計画ですね、62ページ、63ページをざあっと読ませていただきますと健診というものが、健康診査とか健康診断とか言われるものです、これが非常に強く強調されております。

ただ、これが読みようによってはいわゆる保健、予防の問題としているような気がするのです。でも、これは予防に最も近いところにある、すなわち保健に最も近いところにある医療ですよ、その点どういうふうにお考えでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えしたいと思います。

おっしゃるように今回、この現状と課題の中でも健診を受ける方の率が低いということで、特に20代と40代、健診を受け始める年代になりますけれども受診者が低いということで非常に危惧をしまして、それらの受診率を高めたいという思いがございまして、こういう表現にさせていただきました。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 健康診断、健診ということで病気がごくごく初期に、小さいうちに、軽いうちに発見されて手を打つことによって重篤なものにならないで済むということは大変、大事なことです。

ただ、それは病気になっているからわかるのですよね。あなたは今は全く病気はないけれども、あと半年ぐらいたったら初期のものだけでもこうなりますよということは健診ではわかりません。

それで、その部分、すなわち今、病気には全くその気はないけれども、病気にならないようにするのはまさに保健、健康づくりの問題なのです。それで、その部分とい

うのは非常に大事なのです。前にも委員会で私申し上げましたが、骨粗鬆症というのは大体、中学生ぐらいまでのカルシウムの摂取によって決まりますよね。二十歳過ぎてから幾ら牛乳飲んでも、今あるカルシウムの減らすスピードを少し落とすことができても、新たにふやすことは不可能ですよ、人間の体は。

そうすると、大体10代の、学者によっては十二、三、遅い人で十五、六と言いますが、までの生活によって60過ぎてから骨粗鬆症になるかどうか決まってしまうという話まであります。

だから、この健康づくりというものをどうするかということは、非常に大事ですよ。それで、ここでいろいろ書かれていると思ひまして、また、みんな健やか厚岸21というのを、そこでヘルスプロモーションの考えに基づいてきちんとやっていると思うのです。それについては今いいですが、その63ページの(2)を見ますといろいろな健康づくり啓発事業を推進していくということが書かれています。

そこで、2は心の健康づくりを中心にお書きになっているのですが、②は。①は心身ともに健康でというから同じようなことなのかな。見ていきまして、職場とか、職種という視点が見えてこないのです。厚岸町のこれは成人の話なのですが、病気、けが、みんな一緒にして、何というか傷害とでも言うのかな。その中で非常に多いものの一つが膝、腰の痛み、それと肩の腱の断裂、これが全国や全道の平均に比べると非常に多いのだそうです。

これはやはり、仕事の内容によるわけですね。使い過ぎとか、そういうことになるのでしょね。そういうために例えば町立病院のPTの方たちはいろいろな指導をしているようです。そういう職種によってこういうところを気をつけて、こういうふうにすると同じ仕事をしていても大分防げると、あるいは一回に持つ量を少なくして何回かにすることによって、抑えることができる。あるいは、こういう運動をすることで、ちょうど運動選手が本番に入る前に準備体操をするようなものですよ。そういうことをやることできる、いろいろあると思うのです。

そういうものもやはりこの健康づくり啓発事業としては非常に大事なのではないかと、そして先ほど言いましたヘルスプロモーションというのは、あなたの健康はあなたの個人責任ですよと、だからあなた自分でもって健康づくりをなささいという意味ではないですよ。みんなで支え合って、そして私たちの健康をつくっていきましょうということですよ。その視点で言うと、この職場とか、職種ですね、その職業集団と言えいいのかな、そういうような視点というのは、これはやはり大きな一考になるのではないかと思うのです、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

まず、私この健診の重要性ということを最初に申し上げましたが、基本方向の中で今回、前回の企業方向の中では保健予防に努めますというような記述をしていましたけれども、今回、そこに健康増進という言葉を加えさせていただきました。

確かに委員おっしゃるとおり、病気になる前の普通の取り組みが大事だという形でこ

の基本報告の中に健康増進という言葉を加えさせていただきました。

それで、今おっしゃった職域ですとかの部分でございますけれども、(2)の健康づくりの啓発事業の推進の中の①のところに地域や職域等の各種団体を活用したというふうに、ここで健康教育をうたわせていただいております。これにつきましては、現在も例えば自治会ですとか、職域に保健師が出向きまして健康教育教室を実際にやっておりますので、この部分につきましては病気を未然に防ぐというか、病気にならない体をつくるということで非常に大事だと考えておりますので、これは重要視をしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました、1番のほうで職域という言葉の中に全部含めると、わかりました。②のほうには家庭、地域、学校と心の健康づくりというところでは職域というは入ってこないのはどういうわけなのですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 心の健康づくりに関してでございますけれども、この部分の記述、家庭、地域、学校などというような表記をさせていただいております。確かに職域とかという形では加えさせておりませんが、ここについてはなどということに含まれているというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それを言うなら①にもなど書いてあるのですよね。

わかりました、余り深くはもうしません、問題点ということは十分意識して、具体的な施策の中ではそれを生かしていくということだろうというふうに思って、このあたりでその点はやめます。

それと、保健予防サービスの充実というところがありまして、そこで虐待防止のための取り組みの充実ということが書かれています。これはあれですか、この文書をずっと読むと子供を対象とした虐待防止の取り組みと、虐待される子供に対する対策というふうにずっと読めるのですか、そういうことですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） この記述に関しては児童に限ったものではないというふうに考えております。全体という形で考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 他に1の保健・医療ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。

次に、2の地域福祉に入ります。27ページの基本構想の変更とあわせまして、後期行動計画の65ページ、第2節地域福祉の審査に入ります。ございませんでしょうか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 お聞きいたしますが、まず最初にそれほど大きな問題とは思わないのですが、66ページで一地域で支える福祉の体制づくりというところの⑥、ここにアイヌの人々の生活や福祉の自立に努めると、一行起こしてきちんと書いていただいているわけです。

それで、実はこのごろ一部にアイヌ民族などというものは存在しないのだというようなことを公言して、またそれを支援するような何かグループもあるようです。そういうのが出てきていますよね。その中で、厚岸町としてはきちんとこういう制度をこれからも力を入れていくのだということを明言しているわけで、そうすると、そういうことはいわゆるアイヌ民族存在論などというようなものもありますので、厚岸町としてのこういうアイヌの人々というものに対する見解をきちんとしておく必要があるのではないかなど。今ここで、その見解を述べてくれというわけではないのですが、何かがあってそういうことを聞かれたときというのは変な話ですが、表明しなければならないようにときにうろたえるようなことのないように、厚岸町としてはこう考えていますということをごきちんとしておく必要があるのではないかと思うけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） おっしゃるように、その辺の見解につきましてはきちんとした考えを持って当たっていきたくと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 それでお伺いいたしますが、先ほどもちょっとお聞きしたのですが、地域福祉というのは全体にかかる問題ですよ。この後、高齢者福祉だとか、障害者自立福祉だとかというようなものが出てきて、それはまたその分野でということになります。

総論的なものだと思うのですが、そこで今、虐待の防止に関しては法律もできましたよね。それで、そのような状況を例えば私のうちでそういうことが起こっている、隣の家の人がそれを見たというようなことになったときには、その隣の家の人が通報しなければならない義務がありますよね。通報義務というものが法律上、明記されました。

厚岸町内でも決してないわけではないのですよね。これも私がぱっと思えるのは、例えば育児に疲れた親が子供を虐待してしまうというようなものがポンと頭に浮かぶのですが、実はそれだけではないのです。介護を受けているお年寄りに対する介護をする人がいわゆる介護疲れということから虐待が起きてしまったり。

あるいは、今、言われているのはDVという言葉で言われていて、恋人同士の間でもそういう暴力行為が起きると、これなんか私のような年代ではちょっと解せない話なのですが、現実にはあるようです。

そういうようなものを含めて虐待の防止ということについての地域の体制、これはもちろん個々のケース全部違いますから言えないのですが、相当部分については周囲からの支えで、例えば介護する人の場合には介護して疲れ切っている人を支えることで虐待収まると、育児に疲れ切っている親に関しては周囲からの支えによって子供を虐待しない済むようになるというようなことはあるようです。

そういう意味でも地域の体制というのは必要ですよ。そういうことはやはり1項目必要ではないでしょうか。

それから、今、昔からあったのかなという声随分聞こえるのですが、引きこもりという現象が非常に多いのですよね。目につくのです。町内でも目につくのです。これについては通報義務はないのですけれども、一つには若い人、20代とか30代前半の引きこもり、もう一つはひとり暮らしのお年寄りに出てくる現象、それが私は何件か見ております。

こういうものに対してもやはり、これを周囲で支えて何とか助けてという言い方はちょっとおかしいのですけれども、やはり地域の支えが必要ではないかと。そういうものについても、この地域福祉の施策の展開方向あたりには一行あってしかるべきでないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

おっしゃるように、いろいろ今、DVですとか虐待の事例があります。実際に保健福祉課のほうにもいろいろ地域の方から情報が寄せられております。何件か保健福祉課のほうでも対応させていただいたと、地域の方からありがたいことに情報提供が結構いただいております。その都度、担当者を中心として集まって、あるいは関係団体という形で学校であれば教育委員会も入ってという形で進めております。

そういう部分におきましては現在、大きな社会問題でもあります。おっしゃるように地域福祉の中では虐待という、それに類する言葉がちょっと入って……申しわけございません、ここの保健福祉課が関連している地域福祉の部分では今、おっしゃいましたものは載っておりませんが、この後期行動計画の107ページになります。総体的に総務課の所管で1の人権意識の啓発で(1)人権擁護委員との連携ということで、ここに町として全体的に載せているということでもあります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 実はそういう発想がよろしくないのではないかと思います。

これはあれですよ、事務分掌の内容の本ではないのですよね。これは総務課が所管であります、これは福祉課の所管でありますという解説を受けているわけではないのです。



総務課でそういう問題についてまさに人権の問題として捉えて、人権擁護委員などを含めた中でそういう対策を練っていきますということが107ページに書いてあるのは私も読みました、大いに結構です。今、言っているのは地域福祉という観点からどうなのかと聞いているのです。

そうすると、二つ書いてあっても二重記載ではないわけでしょう。地域福祉の推進の上でこれは非常に大事な問題なのだからということでもいいではないですか。あっちに書いてから遠慮してこっちは書きませんでしたというようなものではないですよ。そして、同じ問題をこっちの観点からと、あっちの観点からで書かれているものこの中に幾つもありますよ、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

確かに、実際に先ほども私のほうから説明したとおり窓口となってかかわりがあるのは保健福祉課ということでいきますと、おっしゃるようにその部分ちょっと記述、検討させていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ここで地域ボランティア、NPO、事業者、自治会、老人クラブなどの団体や福祉関係者など連携協力し、町民と行政の協働による共に支え合う福祉のまちづくりを目指しますと書いてあるのです。

それで、下のほうに施策の体系、地域福祉は地域で支える福祉の再生づくり、地域福祉活動の推進、地域福祉施設の整備というふうになっているのですが、この地域というのが非常に何を指して地域というのか、ここを見ていると非常に難しいなど、盛んに地域で支え合いとかという言葉を使いますよね。そして町民の多くは住みなれた地域や家庭で暮らし続けたいと望んでおりますということなのですが、そしてずっとその下のほうを見ていくと、また福祉サービスは利用者一人一人の自己選択、自己決定で契約する仕組みとなっているため、障害や認知症などにより自分の意思でのサービス選択、契約困難な人に対する支援の取り組みを進めていますというふうになっているのですけれども、その自分で選択するのと、支援の取り組みと選択するまでも自分では行っていないように思っている、あるいは支援が周りで見てもどうしても必要なように思うというようなある意味、見た目と本人の自覚とそういうものの開き、ギャップのある人たちが結構、私の近くにもいるような気がするのです。

それで、ただ本人は自覚がない、一般に話をすると私以上に物事をよく知っていて、どう対応すればいいということがきちんと、滑らかに話をしてくれて、瞬間的にはこの人は全然問題のない方だなというふうに思うけれども、やっていることを見ると、とてもそういうふうには思えないと。

あるいは、ずっとちゃんとやっているなと思っている人が突如、ある日とんでもないことをやって大騒ぎをするとか、そういう事例があるのですけれども、やはり厚岸の町

でそれぞれ住んでいきたいという人たちに対して、地域の我々がどうかかわっていけばいいのかというのが非常に難しい時代になっているということを最近、しみじみと自分自身の周りで起きている、事象を見て感じるようになってきているのですよね。

それで、そういう人たちの家族はそれではどうなのかということになれば、電話で話したらしっかりしていて、うちの母さんなんか全然問題ないよと、余計なことをしないでちょうだいというような剣幕で話をされるというような状態が最近あちこちで出てきているわけです。

そういうことで、地域でやはり一緒に仲よく、そしてそういう人たちも含めて安心な生活ができるように地域もそう思いながらやっていくし、もし助けることがあれば助け合いたいという気持ちでやっているのですけれども、その辺がなかなかうまくいかない問題が出てきているのですよね。

そうすると、行政の側もいやそんなに困っているのだったらもっと何をしようということになってほしいのですけれども、それ以上やるとというような、ちょっと引くような対応もたまにあるのですよ。

ですから、そのあたり地域で支え合うということがすごく強調されているのですけれども、我々としてどうしたらいいのか、行政はどうするか、そういう場合には行政とこうやってやりましょうという連携がほしいのですよね。

それと今、盛んに個人情報の問題がありますから地域で支え合い、支え合いってこうやって書いていても、その人がどういう状況なのかということを知らないで余計なことできないのですよね。そういうあたりは本人どういうふうに反映されているのですか、そういう問題については。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） まず、この地域で支えるということの地域でございますけれども、基本的には住まわれている地域と、基本的には自治会単位という形を考えてございます。大きくは厚岸町全体という形になりますけれども、通常でいきますと居住している自治会単位という形になろうかと思えます。

今、おっしゃったように先ほど申し上げたとおりでいろいろな事例、DV事例、あるいは今おっしゃったちょっと高齢者で行動が変ですとか、そういう部分が見受けられるというような情報も提供していただいております。その際に、包括支援センターのほうで基本的には高齢者については対応いたします。

その際、一番ネックになるのがご家族とかが遠方におられる場合、電話で連絡するか手段が緊急ではないので、その際に今おっしゃったように、いやいやうちのおばあちゃんは大丈夫ですとか、おじいちゃんは大丈夫だというような最初はそういうようなことをおっしゃいます。

ですけれども、いろいろ何回か電話で話しをしているうちに大分、理解していただくことが多いです。最終的にはこちらのほうに来ていただくというケースもございました。

ですので、地域の方々には情報提供いただければ非常にありがたいですし、行政としては極力というか、必ずというか、せつかく情報を寄せていただきましたものですから、

その情報を大事にして、適切に対応していきたいと思いますので、今後につきましてもそういう地域の方からの情報を大事していきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それは行政の側ですよ。ところが、近くに住んでいる我々は、そうやって情報は発信したと、きっと役場のほうで対応しているのだろうと、何となく車も来ているようだというふうに思いますよね。

だけれども、それがよい方向に向かっているのか、やはり依然として地域としても見守りが必要なのか、地域は余計なことを言わないで黙っていれということなのか、そういうことをやはり教えていただかないと、その人にどう地域がその後かかわっていくのかということが難しいのですよね。

それぞれの事例や特徴がありますから、その人の人格形成だとか、いろいろなことがきつとあるのだと思いますけれども、そういうことが我々が何か絡んでいけば、絡んでいくほど誤解されても困るし、絡んでいかないともう私はどうでもいいと思っているのかというふうに思われても困るし、そのあたりの兼ね合いというはすごい難しいのです。

ですから、やはり情報は両方で共有し合わないだめだと思うのです。片方がやりました、やりましたからいいですではなくて、適当な時期にやはりきちんと情報を出してもらって、そしてそれが安定しているのか、さらにそうは言いながらもまずいほうに進みつつあるのか、改善の方向に向かっているとか、そういうことをやはり一定程度やってもらわないと、なかなか地域の支え合い、地域での福祉活動といっても限界があると思うのです。

ですから、みんな自治会の計画の中にもそういうものを含めながらやっているはずなのです。ですから、やはり出せる情報と出せない情報あるかもしれないけれども、そういうもので、この部分にはかかわってほしい、あるいはかかわってほしいなと思うようなことはきちんと出していただかないと、本当に今までにない事象が随分出てきているのです。

そういうことをやはりわかってほしいし、こういう中に盛り込んでいただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

おっしゃるとおり、情報をいただいてそのまま、今その方がどういう状況になっているかということ、その方に、あるいは自治会の担当者というか関係している方にお伝えしないということは片手落ちでございますので、個人情報の絡みもありますけれども、今、こういう状況になっていますということで、迅速にわかった段階でお知らせをしていきたいと、それをすることによっておっしゃったとおり地域で支え合う、支えるという形ができると思いますので、そのお伝えした段階でまた新しい情報ですとか、こうなっているよということで情報をまたいただければと思いますので、個人情報の絡みもござい

ますが、それに触れない部分につきましては速やかにお伝えしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

- 委員長（佐藤委員） 他にござひますか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。

次に、3の高齢者福祉に入ります。27ページ、基本構想の変更とあわせまして、後期行動計画67ページ、第3節高齢者福祉の審査に入らせていただきます。ござひませんか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで、まず第一にお聞きしたいのは、まちづくりの指標というのがござひます。これが老人クラブ加入者数だけなのですね、項目が。

それで、この老人クラブに関しましては、何か時代の変遷と老人クラブのイメージというのが少しそごが出てきているのではないかという気がするのです。

ある時期の私がまだそういう問題ははるか、はるか自分の向こう側にあると思っていた年代のころのイメージというのは、本当にもう現役を完全に離れてしまったお年寄りがお集まりになられて、楽しみやちょっとした旅行などをやると、はっきり言って若い者に余り面倒を掛けないようなところで自分たちの楽しみをやっていく会というようなイメージで、若いころの自分は見ていました。

今、老人クラブに入らないかと誘われる年になってしまいました。ところが、私の同年の人を見ていますと、老人クラブに入らないかと言われたときに、おれが老人クラブになんか入るような年ではないだろうということを口にするかどうかは別にして、みんな網羅しているのです。

どうも、老人クラブという名前がうまくないのだという人もいますし、いやいやもうちょっと中身も昔とは変わっているのだという人もいるのです。

やはりかつて60というのは村の私の船頭さんはという童謡がありましたが、ことし60のおじいさんというのですよね。今、60なんていったら現役ばりばりですよというふうにどんどん変わってきていますよね。

そういう中で老人クラブのあり方もまた変わってくるだろうし、場合によつたらその名前そのものも変わってしまうかもしれないというようなことなのです。そうすると、老人クラブ加入者数をもって、高齢者福祉の指数というような指標というようなこと自身が、少しそごが出ていないかなという気がします。

それで、例えば高齢者福祉のまちづくり指標として、これはもちろんあっていいのですけれども、キャラバンメイトだとか認知症サポーターの数なんていうのは指標なりませんか。あるいは、老人大学とか、あるいはそういうような名前でも生涯学習のほうでやっていますよね。そういうところにどれだけの人が参加しているかというのは指標になりませんか。

あるいは、これも保健福祉課かな。今、何ていうか知らないけれども転ばない教室な

んていって、健康づくりのことよっていましたよね。そういうようなものも、この指標になりませんか。そういうものが何にもここにはない中で、老人クラブ加入者だけをもってまちづくり指標というのは、ちょっとこれおかしいのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） おっしゃるように高齢者人口がただいま増加してございます。その中であって、老人クラブに加入される方、おっしゃるように減っているということでございます。これは全国的な傾向ということでもありますけれども、これについては例えばライフスタイルが昔と変わったと、あるいは考え方も変わったということ加入、以前のようにある程度の年齢になると、対象になると皆さん老人クラブに入ったというような時代ではなくなったということも言えるかなと思います。

ただ、その地域における自治会における老人クラブの意味というか、そういうものも当然、役割は大きいというふうに考えております。例えば、ある老人クラブではいろいろな活動も工夫されて、活発に活動しているというような老人クラブもあるというふうに聞いてございます。

ということからいきますと、その老人クラブ、これからもできるだけ入っていただいて、そこで地域の方と交流していただいて、活動していただくということも大事ではないかなということ考えてございます。

おっしゃるようにキャラバンメイトですとか、いろいろな取り組みの部分につきましても指標としては載せる指標として載せることは悪くはないというふうには考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 私は老人クラブに入るなどか、老人クラブの支援をするなどか、老人クラブの存在意義がないとか、そんなことを言っているのではないのですよ。老人クラブというものの持っている意味、それらも十分にわかっているつもりです。

ただ、かつての老人クラブが果たした役割を老人クラブを名乗らない集まりがやっている事例だって今あるのですよね。

それから、それをもってまちづくりの指標と唯一の指標とするということはおかしいのではないかということ言っているのです。老人クラブに入ってくださいませ、そして老人クラブの役割を果たしていただくことについて町が支援することもやぶさかではありません、それはよくわかります。そんなことをどうのこうのと言っているのではないのです。

高齢者福祉がこの町でどれだけ実を上げてきているかということの指標に、老人クラブの会員数がふえましたということだけをもって指標とするということになりますかということ言っているのです。

●委員長（佐藤委員） 休憩。

午後 6 時51分休憩

午後 6 時52分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お時間とって申しわけございませんでした。  
このまちづくりの指標でございますけれども、この項目につきまして検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 高齢者の社会参加の促進だとか、それから支援体制の充実だとかというところがあるのですが、実はこれ後ろのほうで教育委員会所管になるのでしょうか、スポーツの話が出てくるので、そっちには触れられているのですけれども、高齢者福祉という観点からということであえて、それをわかっていながら申し上げるのだなど。

高齢者のスポーツの支援ですね、こういう体制も非常に必要ではないかと、1日でも長い時間、今、要するに生活の質というふうに日本語で訳されますけれども、それを高めていくために運動というのは非常に必要なのです。適切な運動。

そういう意味ではゲートボールとかパークゴルフの果たした役割というのは物すごく大きいですよ。そういうものについても、高齢者福祉の一環としてやはりどこかに1行挟んでおく必要があるのではないかという気がするので、あえて申し上げます。

それともう一つは、特にひとり暮らしのお年寄りなのですが、食生活が非常に悪く言うとおろそかになってくるのです。特にある時期、栄養指導のほうで、ある程度以上のお年を召されたときには肉は食べないほうが良いという指導があったようです。それは常識として頭の中にかちっと入っているのです。肉類を全然食べないという方が私の知っている方でも相当、だって肉は体に悪いのだから、若いうちは別だと、こういう言い方をするので。

ところが、肉を全く取らないということは、やはり栄養の非常に偏りを起こすらしいのです、というようなレベル以下の話が多いのです。きょうのお昼何食べた、1日2回しか食べない、1回はちょっとした漬け物にご飯にお湯かけてさらさらと済ませてしまったと、そういうようなひとり暮らしのお年寄り結構いるのです。

そうすると、この食という観点からもやはり高齢者の健康を支える何らかの支援といえますか、そういう体制も必要でないのかと、そういう点についてもやはり一言入れていたほうが良いのではないかというような気がいたしまして、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） まず、高齢者の食生活の関係でございますけれども、これにつきましては保健医療の健康づくりの部分で既に自治会ですとか、老人クラブということで回らせていただいております。要望があれば出向いて保健師なりが行って食生活の指導と、あるいは健康、それこそ体操ですとか、そういう部分の指導も行ってございます。

高齢者の部分の運動、スポーツの記述でございますけれども、これにつきましてはこの部分には現在入ってございません。これにつきましては現在、健康増進という観点からもスポーツの重要性もありますので検討させていただきたいというふうに考えます。

- 委員長（佐藤委員） 他にございますか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、次に進みます。

次に、4の障害者、障害児福祉に入ります。27ページ、基本構想の変更とあわせまして、後期行動計画69ページ、第4節障害者、障害児福祉の審査に入ります。ございますか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、次に進みます。

次に5の子育て支援に入ります。基本構想での変更はありませんので、後期行動計画の72ページ、第5節子育て支援の審査に入ります。ございませんか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 ここをずっと読ませていただきました、72ページ、73ページ、74ページまでですが、子育て支援というものの範囲なのです。これはあれですか、子供の出産をしてから、その児童、小学校に入るぐらいまでを言うのでしょうか、それともお腹に赤ちゃんのいるときからなのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 一般的に子育てといいますと生まれてからという形に考えがちでございますけれども、現在の国の考え方は妊娠する前からと、妊娠する年からという形で国のほうでは捉えております。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 私がふと思ったことよりもまだ広いのですね。

それでお聞きするのですが、この子育て支援の充実とか、子育て環境の整備、幼児教育の充実というふうに具体的な施策の展開が書かれています。妊婦の支援というのが出てこないのではないかと思いますのですけれども。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

この5節の子育て支援の部分では妊婦という言葉は出てきておりませんが、第1節の保健医療の施策の展開方向の中の2の保健予防サービスの充実ということで、この(1)の保健事業の推進ということで、ここで妊婦ですとか、あるいはお父さん、お母さんに対する部分の記述がされてございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これは健康計画でしょう、厚岸町が行っているプレママとか言うのですね、行政のほうで、その支援ってあれですか健康教育だけでしたか。釧路の産院へ通う、今、厚岸町内に産婦人科ないですから、ですから必然的にこの地域の大都会といたら釧路ですよ。そこに通う、そういう支援策だとか、いろいろやっているのではないですか。そういうものがまさに子育て支援の一環ではないですか。

先ほど来というか、きのうからずっと出ている話は人口が少なくなっていると、子供の産まれる数が少なくなっていると、その流れにさおさす微々たるものかもしれないけれども、厚岸では子供を安心して生むことができ、そしてその子供を育てるに対しても非常に厚い支援があるのだという町にしていかなければ、厚岸で生まれる子供の数は減ってもふえないですよ。もちろん、それだけではないですよ。だけでも、せめてものということですよ。

そういう意味からの子育て支援のときに、妊娠以前からのいろいろな支援策を厚岸町はやっていかなければならないでしょう、当然、考えているわけでしょう。そういうものをやはり、ここに一行あってしかるべきではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 子育て支援の部分で子育て環境の整備の中で②の児童手当や福祉医療制度の充実のほか、各種助成などの経済的援助に努めますという記述がございまして、この部分が今おっしゃった妊婦の通院支援ですとか、あと出生祝金ですとか、あるいは子供・子育てお助けブック配付事業ですとか、あるいは保育所、幼稚園の助成という形になっております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。



●室崎委員　そういう思いを込めたのです、わかってくださいという話なのですね。だけど、一番最初、私聞いたときにあなたのほうで言ったではないですか、子育て支援といふときは世間では出生からのことをイメージして考えるのが普通だと、でもそうではないのだということを言っているわけでしょう。

　そうしたらやはり、そういういわば妊娠以前からの出生前の部分についても厚岸町は考えていますよということを行入れて強調していい話ではないかと、そういうふうにするのですよ、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　今、ご説明した②の各種助成という記述でございますけれども、もう少しわかりやすいような記述に改めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員）　他に子育て支援、ございませんか。  
9番、南谷委員。

●南谷委員　基本構想、子育て支援、子育て支援サービスの充実と云々とある、経済的支援に努め、安心して子供を生み育てることができる子育て環境を目指しますと。行動計画のほうなのでございますが、このそれぞれの課題や取り組み方向については、全く私は異議はございません。

　強いて言えば74ページ、(3)の就園児の保護者の負担を軽減するため、就園児の奨励費を支給するなど、子育て支援をいたしますと、こううたっているのですけれども、今回、子育て支援をこれからの5カ年の計画を立てるとき、私は当初、もう既に5年前にこの計画、おおむね立てておられるのですけれども、そのときは私は承認をさせていただいたのですけれども、厚岸町の少子化に向けて、オール厚岸で子供の多くのお母さんたちが子育てに手間がかかる、そうすると保育所、それから民間の幼稚園やそういうところに入っていただくと、活用していただくと、その際、やはり何といたってもお金だと思うのです。

　就園児の保護者の負担軽減、厚岸町は国の決められている基準どおり、大体ルールにのっとって定めていると思うのです。どうなのでしょう、この計画を立てるに当たって、むしろ厚岸町として子育て支援をするのであれば、ゼロにするというわけにはいかないかもわからないのですけれども、ある程度、子供たちの若いお母さんたちや経済的にもう1人という踏ん切りをつけるための方法として、政策としてそういう方向というのは考えられなかったのでしょうか、いかがでしょうか。

　私は、政策の一つとして厚岸は保育園料とか幼稚園料は民間のものにも等しく、むしろこぞって行ってもらうと、そのためには町が面倒をみますよと、そのくらいのもものを持って、プランニングがあってもいいのではないかなと、このように思うのですけれどもいかがですか。そういう案というのは検討されなかったのでしょうか、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 今回の行動計画の74ページに記載されております就園児の保護者の負担軽減の部分でございますが、こちらのほうは教育委員会の管理課で所管している私立の幼稚園の就学奨励の補助金の部分の記載ということでお答えをさせていただきます。

厚岸町の部分につきましては、公立の幼稚園がございませんので私立幼稚園2園、さらには町内から通園している釧路の幼稚園に対する就園児の奨励ということで、お子さんの数に応じて決まった補助金を助成をさせていただいているところでございます。

これにつきましては従前から行ってきているものでございまして、お子様の数によって、それから所得によって金額が変わってまいります。そういった中で、今まで例えば一番所得が多ければ1人当たり、1万6,000円程度のものから保護世帯等であれば12万3,000円等の、段階的な格差はございますけれども、そういった金額の範囲の中で幼稚園就園にかかる補助政策を展開していると、そういった流れの中ではこの5年間、さらにこれからの後期の事業展開の中でも制度的な拡充を見込めないわけではございませんけれども、現状維持の中でできる精一杯の補助政策をとらせていただきたいというような形で今回、この後期の行動計画に網羅させていただいたというような内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 それは知っているのです、知っていて言っているわけだから。だけど、ある家庭では10万、5万、保育所に出すのに払わないとだめなのですよ、それだけ収入あるかもしれないのです。だけど、片方はゼロかもしれない、どっちがいいのかというのはいろいろ議論あるかもしれないけれども、ある程度、国の基準にのっとって町としてもやっているのしょうけれども、少なくとも厚岸町として子育て支援をするのだというのであれば、そういう議論があってもよかったのではないのかなと、そのぐらいの思い切り、そういうものが厚岸独自のその施策というものが、やはりこれからの時代、3人でも4人でも、お子さんがいてもお母さんは一生懸命働けるよと、安心して入れるのだと、そういう環境づくりというのもやはり議論をしていただかなければ、プランづくりしていただかなければ、私はこれからの時代、必要ではないかなと考えますがいかがですか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 南谷委員の思い、大変よくわかります。わかりますけれども、やはりそうは申しましても、やはり厚岸町全体の財源的な部分もございまして、子育て支援の中でできる精一杯の施策という中で進めさせていただいているということも、一方ではご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

これにつきましては、今後のこれからの中で、さらに内部で検討しながらどういった

施策がとれるのか、そういった部分はまた教育委員会内部の中で幼稚園の部分でござい  
ますけれども、さらに研究を重ねさせていただいて、方向性がどうなるべきなのかとい  
う部分についても考えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願い  
したいと思います。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 ぜひ、財源のことということにはならないと思うのですよ、私は。いろい  
ろな政策があるわけですから、従来の基準があるよと、それではやはり町として私は子育  
て支援にはそういうことが必要ではないのかなと、ほかのものちびちびやっても、それ  
よりも安心して子供を育てていける環境づくり、そのためにはどうなのだと、経済的負  
担、これはやはり大きな要素だと思うのです。

そういう部分もやはり、計画づくりの中では議論していただきたい、ぜひ、だめなら  
だめでもいいのです。でも、そのくらいの意気込みを持って厚岸町のプランづくりはし  
ていただきたい、このように思いますがいかがですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 保育所の関係でございまして、保育所につきましては  
町の単独事業といたしまして、第3子以降の子の部分については保育料の減額という  
施策は今現在もやっております。その部分につきましては、この子育ての施策につい  
ては、今、委員おっしゃったとおり、非常に大事な部分でございまして、全く検討し  
ないというふうにはなりませんので、その辺は内部でいろいろ考えていきたいというふ  
うに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 第3子からと言っているのですよ、でも厚岸町の平均3子までいっていま  
すか。その辺もしっかり考えていただきたい。やはり実効性のあるものでないだめだ  
と思うのです。1子と第3子、お母さんにしたらひとりっ子も3人いようが、条件がそん  
なに違っては困るのですよ。子供は平等だと思うのです、私は。

その辺、やはりしっかり議論をしていただきたいなど。ぜひやれということではなく  
て、そういう発想を持って、よく町長は言われるのですけれども、物によってはきちん  
と先行していかなければならない、だから今までどおりではいいのだと、こういうこ  
とでは私はだめだと思うのです。厚岸は少子高齢化になってきている、小学生が少ない、  
そのためにどうしたらいいのか、やはり実効性のあるものをきちんと見定めていただ  
きたいなど、このように思います。いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

今回、ご審議をいただいております第5期の行動計画含めて、厚岸町の総合計画、これからの厚岸町の将来を見据えた指針でございます。どういうまちづくりをするのかという論議をいただいているわけございまして、今、南谷委員から大変、重要な課題という私は認識をいたしたわけであります。

なぜかと言いますと、いろいろな施策がある中で、これからの厚岸町はきのうからいろいろ議論されておりますが、人口減少、そしてまた少子、もちろん高齢化もあります、何といたしても今、課題になっておりますこの第5節子供支援というのがこれからの最も重要な課題になっていると、私はそのように認識をさせていただいているわけであります。

今、保育園、そしてまた保育所、さらにはまた幼稚園等々のお話ございました。その気持ちは私も十分に理解できますし、さらにまた子育て支援の中でいろいろと議論を重ねてきたところでございます。

実は端的に言いますと厚岸保育所、真龍保育所、宮園保育所、へき地保育所もありますが、とりあえず3カ所のお話をいたしますと、財政的な大赤字なのです。あわせて約1億5,000万円ぐらい、町負担をしなければならない赤字状況にあります。これは、保育料をいただいた中での中のお話でございまして、そういう実態というものもあるわけでありますが、しかしながら、これからの今、冒頭申し上げました人口減少、さらにはまた少子化の関係について重要な課題であると、そういう改めてそういう認識をいたしておりますので、今後それらの課題も含めてこの後期行動計画の中でどのように対応していくか、そういうことで進めていかなければならないと、これは保育だけではなくて、この子育て支援、全体の問題、最も何回も言います最重要課題であるという認識を持っておりますので、ご理解をいただきましたと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に子育て支援。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今まで議論されているのですが、この国の施策で認定こども園のことはずっと言われてきているのですが、厚岸町は当面、この幼稚園、保育所、そういう形で進めていくというふうに理解をしていいのかなのかと。

それから、この子育て支援に対する考え方、さまざまあるのですけれども、今も町長、答弁に少子化の問題が言われておりましたけれども、やはりこれもどれをやればすぐいい方向に行くかというのが難しい課題だと思うのです。

ただ、そういう中でやはり、2子、3子で子育てをする家に対する、家庭に対する支援というか、そういうものはやはりある意味、少し手厚いものがあるといいのではないのかなというふうに私は思うのです。

自分の子供を育てたいときはどのぐらいあったか今になれば忘れてしまうのですけれども、やはりこういう時代できちんと教育をしなければならない、いろいろなことを進めていくという中では、子供を育てることに非常にエネルギーを使う、財政的にも、そういう家庭をやはり支援をするということが非常に重要に今の時期、特になってくると、これは厚岸町だけではなくて、それこそ国全体がそのままでやはりだめになる

というふうに私は考えるのです。

それだからといって外国から労働者をどんどん連れて来いばいいというものではないと、やはり日本をきちんと支えていく人たちを、人材を社会全体で育て上げていくという立場をつくっていかなければ、ただ書面上なぞただけでは、私はだめではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） まず、認定こども園の関係でございますけれども、現段階では町としては町の管轄での認定こども園という形では、今の段階では考えてございません。といいますのは、現在、私立幼稚園が二つございますので、町が認定こども園をやることになると、その経営も圧迫するという形にもなりますし、私立幼稚園と今後、どういう考えで認定こども園に手を挙げるかという部分もございますので、現段階では町としては認定こども園への移行は考えていないということでございます。

それと、子育て支援の関係でございますけれども、おっしゃるようにいろいろな意味で各自自治体、いろいろな助成なりをしております。厚岸町においても単独で4事業、行っておりますけれども、これにつきましても今後、内容を検討していきたいというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そういう支援事業をもう少し住民に知っていただく、あるいはいろいろな協議の場でもこういうものがあるのだということが、それが有効に活用されているのか、どうなのかも含めて不足しているものがさらに充実させなければならぬし、そういう議論をする場もぜひつくっていただきたいのです。

それでないと、支援事業をやっています、やっていますと言っても、その成果が見えないのでは事業をやっている価値がないと思うのです。こういう事業をやったから厚岸はすごい取り組みだということでみんなから評価をされるというような事業になっていかないと困ると思うのです。そのあたりではどういうふうに考えていますか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 現在、町では子ども・子育て会議という組織がございますので、今、来年27年度からの執行に向けていろいろお話ししてございます。

その中でいろいろな町民の方が委員になっておりますので、意見をいただく機会があると思いますので、そういう機会を利用して広く意見をいただきたいというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

3番、石澤委員。

●石澤委員 この子育て支援の充実で保育のニーズに合った保育サービスの充実をというところがあったのですが、これは認可保育所、へき地保育所だけでしょうか。地域に地域保育所がありますよね。今、地域保育所で地域保育所3カ所かな、その中の1カ所が保母さんが見つからないでとても大変な思いをしているところがあるのですけれども、そのときの給料の面を含めても地域的に人数も少ないという地域保育所なのですが、そこで子育てをしたいということに対する支援で、4月からの保母さん1人は決まっているような話は聞いていますけれども、今、本当にある意味障害を持っている子供を抱えている親御さんはすごく困っているのですよね。

それを、前にも質問しましたが、今その辺のめどはどういうふうになっているのですか。ここに保育ニーズに合った保育サービスの充実をとなっているのです、その地域の保育所もこの中に含まれると考えていいのか、そして今の状況はどうなのか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今おっしゃった保育ニーズに合った保育サービスの充実という部分でございますけれども、これは認可保育所とへき地保育所の部分でございます。

ですが、おっしゃっているように地域の保育所がございます。この部分につきましては今、現在保育士がいないという状況は把握しておりますし、2名いたところの1名が見つかったということで聞いておりますし、情報を私たちもいただいて保育士を探しておりますが、ご承知のように、なかなか保育士が不足しておりますし見つからないという状況でございます。ですが、これからも手を尽くして探していきたいというふうに考えてございます。

なお、町の認可保育所であっても、なかなか臨時職員がいないと、通常の部分が補充できても、例えばおっしゃったように障害児が入るという部分で急遽、1人必要になったという場合につきましても、なかなか見つけにくいというふうな状況になっております。

ですが、手を尽くして探していきたいですし、その地域の保育所につきましても、できるだけこちらのほうでも協力していきたいというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、次に進みます。

次に、6の社会保障に入ります。基本構想での変更はありませんので、後期行動計画75ページ、第6節社会保障の審査に入ります。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ前に進みます。

以上で、基本構想の変更のうち、第2章第3節と後期行動計画第3章を終わります。

次に、基本構想の第4節個性と感性がきらめくまちづくりに入ります。1の学校教育に入ります。

28ページ、基本構想の変更とあわせて、後期行動計画の80ページ、第1節学校教育から進めてまいります。ございませんか。

3番、石澤委員。

●石澤委員 学校教育の部分で、教育活動の充実ということで、ここに習熟度別指導というのが入ってきました。これは、学力、複数の集団のグループに分け、少人数でそれぞれのグループで指導をするのだということなのではございますけれども、厚岸では実際、これ実績はあるのですか。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） ただいまの質問は習熟度別指導ということで、いわゆる少人数指導の中の習熟度別指導ということになります。

それについては、今現在も現実で行っておりますし、これからもやっていくということになっております。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 厚岸での取り組みの場合は、進んでいる子供、それから少しちょっとおくられている子供と完全に分けてやっているのでしょうか。そして、学年は高学年で小学生からですか、低学年ですか、高学年ですか。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） 全ての教科、全ての学年ではなくて、その学校の実情によってあります。

例えば算数、算数を二つの学級を三つに分けて、そして行っているという実態です。さらにそれについても段階別に分けている、学ぶものによっては三つに分けている場合もありますし、同じように二つに分けて、少人数にして分けている場合もあります。段階に分けたものを習熟度別、それから二つに分けたものを当別と言っているのですけれども、その習熟度別というのが6年生、5年生、4年生という学校もあれば、低学年でやっているということで、統一してはやっていないのですけれども、その実情に応じて行っているということです。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 なぜこれを聞くかといいますと、子供たちというのは教え合いながら行きますよね。だから、グループに分ける中に覚えるのが早い子、それから少しゆっくりな子とか、その中で早い子が全てがいいというわけではなくて、ゆっくりな子の質問を受けながら、その子たちと一緒に覚えていくという過程があると思うのです。

それを、今見たらできる子、できない子と変な意味ですけれども、そういう分け方をしていないというようには感じるのですけれども、その中で低学年からやるとき、もう僕は算数は全然できない子なのだと、私はここの部分、もう私はできない子という、その諦めが起きてしまうような弊害は厚岸の場合は起きていないですか。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） 今、本当に重要な部分なのだと思います。分けることによって自分はできないグループなのだとか、僕はできるグループなのだというふうに思われるのではないかということだと思えるのですけれども、そういう実態はないです。

というよりも、むしろ自分がわからないところをわからないことをしっかり教えてもらえる、少ない人数で教えてもらえる。1年、一つの中でどんどん、どんどん、特に算数なんか進んでいってしまって、それこそ落ちこぼれてしまうという現状がありますので、そうではなくて、わからないところはしっかりわかるように教えてもらう、またずっと固定でもないです。この単元に苦手な子は、この単元が苦手だということがありますので、そのときにはこのグループに入ってという、状況によってその集団がどんどん、どんどん変わっていくということも習熟度別指導の特徴の一つです。

子供たちが特にわかるようになりたいというところを充足する、支援していく形態だというふうに押さえていただければと思います。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 これから英語の授業なども入ってきます。それで、すごくマイナスの面が出てくるのではないかという、すごい心配だったものですからこういうふうに質問したのですけれども、ティームティーチングを積極的にということも、これもやっていくことは必要だと思うのですけれども、子供の先をちゃんと、必ず子供は伸びてくるのだという観点で教育をしていってほしいと思います。

それで、この習熟度別が出てきたことで、これ学力テストの関係もあって学力を上げるということを終点にしたのかなというふうに考えたのですけれども、そうではなくて子供個人のそれぞれの学力をきちんと伸ばすということ考えた上での習熟度別というふうに思っているということですね。

いじめとか、それから自分に対する落ち込みとかと、そういうような軋轢みたいなのは、今、厚岸の中では起きてないというふうに判断しているのですか。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。



- 教委指導室長（滝川室長） 本場に質問されているところ十分注意しながら進めています。

一つのキーワードはやはりわかるとか、できるということを大切にした授業づくりを進めていきたいと思います、わからないまま進んでいってしまって6年生、5年生になったときにはもう小学校1年生、2年生まで戻らなければならないという現実も今までありました。

それをできるだけ低学年の中で少なくしていきましょうということで始まった少人数指導、または習熟度指導ということになります。

ですから、わかる、できるということをしっかりキーワードにしながらこれから進めていきたいと、今までも進めてきましたし、これからも進めていきたいと思います。

また、その中でいじめだとか、そういう部分はすごく懸念されることだと思いますけれども、全てが全部つながっています。体力にしても、それから学力にしても、それから学校生活の中での友達関係にしても、全ていろいろなものが絡み合っているのですけれども、子供たちが自分がやればできるのだという思いを積み重ねていくこと、それからわからないことをどんどん挑戦していくのだということも必要ですし、またはその中で友達と一緒に学んでいくという学び合いということ 키워ワードにしながら進めている学校、特に大きな学校はそういう形で進めているのですけれども、そういうことを大切にしながら授業づくりを進めているというところでは。

- 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 第5期厚岸町総合計画審査特別委員会谷口要求資料の中の意見だとか要望というのがありまして、8ページの第4章個性と感性がきらめくまちづくり88から読んでいったら、私の頭では理解しがたい記述がずっと続いていくのです。

意見、要望だったのが、これは何なのかなというふうに誰がまとめたのかわかりませんが、機能の充実についてだとか、衛生整備について、行政との連携を図りたいとか、こういうふうに書いてあるのですけれども、これでは全然私、どういう意見要望があったのか、全くわからないのですけれども、これは教育委員会がこういうふう考えたということを書いたものなのか、これはどういうものなのか。

湊谷課長からわざわざ前の日に電話をいただいて、ここまでわからないからいいのではないかと行ってしまったのですけれども、これ見てわかりますか。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後7時36分休憩

午後7時40分再開

- 委員長（中川委員） それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

たします。

審査を続けてまいります。

教育委員会管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 今般の総合計画の特別審査の別冊の要求資料として出させていただいた中の、教育委員会の意見集約の部分でございますけれども、8ページの88番の部分につきましては、町外から通勤している教員の方々……

（議事進行）

- 谷口委員（聴取不能）

- 委員長（中川委員） 休憩します。

午後7時41分休憩

午後7時54分再開

- 委員長（中川委員） 再開いたします。

それでは、ここで委員長と交代のため休憩いたします。

午後7時54分休憩

午後7時55分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。

基本構想の第5節みんなでつくる協働のまちづくりに入らせていただきます。

1の町民参画によるまちづくりに入ります。基本構想の変更はありませんので、後期行動計画の96ページ、第1節町民参画によるまちづくりから審査を進めます。ございませんでしょうか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで情報公開、情報管理の充実を進めるということがうたわれています。

その2番として情報公開についても非常に積極的な文書になっています。町民と行政の情報の共有化を積極的に進めると、積極的にとうたっています。大変結構なことだと思います。

それで、ちょっとお手数ですが前に公告式に関して私お聞きいたしました。そのときに、結局、そのお話では条例を変更しないで運用で実をとるといようなお話だったのですが、現在、その運用ってあのときには私は思いつきで申し上げたのは、同じ公告式によって公告されたものと同じ文書、内容の文書ですね、写しだ。それが、例えば町民

ホールに置かれて手に取って見れるというようなことで、まずはできるのではないかと  
いうことなのですが、現在、それだけで行われていますか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 委員からご提言をいただきまして、速やかな形でそういう形を  
とらせていただきました。今、現状までその段階でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あとホームページに載せるとか、そういうことも簡単にやる気になればでき  
る問題だと、そしてそういうふうになっていますということをやはり町民にちゃんと知  
らせなければならないですよ、そのあたりをお願いしたい。

それから代表監査員、お帰りになってしまったのだな。監査員事務局長はいますか。

●委員長（佐藤委員） 休憩。

午後 7 時57分休憩

午後 7 時58分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

●室崎委員 ちょっとご都合で代表監査員も事務局長もいらっしゃらないので、これは一  
応話だけをしておいて、この後の扱いにさせていただきたいのだけれども、監査委員がど  
のような監査をして、どのような結果を得たかという内容について、公開のできるもの  
については町民に対して公開すべきでないかということの前に私、申し上げのだが、そ  
のときには答弁は代表監査委員からの答弁はこれからよく勉強させてもらうという話に  
収支してしまっていて、その後がどうなったかがちょっとまだわからないのですが、ここ  
で情報公開についてこれだけ積極的に進めると書いてあったのであれば、当然、それに従っ  
た動きがあるのだろうと、そのように今、期待しております。

そういうことで、これについては恐らくこの後、本会議に諮ったりいろいろな機会が  
あると思いますので、そこで結構ですから、今こういう質問があったということを保留  
しておいて、それこそ後でお答えしていただけるようにお取り計らいいただきたい、そ  
ういうように思います。

●委員長（佐藤委員） わかりました。  
総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 前段の部分で、私のほうからもまず最初のときに委員のほうか

らご提言をいただいたときにホームページへの公表ということも申し上げましたので、これも速やかに公表できるような形をとって、町民の方々に、町民の皆さんに周知をさせていただきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番さん、そうしたら今の質問、総務課長はそういう答えをしたのですけれども、改めてまた監査委員から。

●室崎委員 総務課長は監査委員のことについては答えられないでしょう。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 8 時01分休憩

午後 8 時02分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
10番、谷口委員。

●谷口委員 情報の発信について広報広聴活動の充実というところの(2)の②ホームページやSNSによる広報広聴活動を推進しますとあったり、それからこの一番最後の町ホームページ等による情報の発信ということが言われているのですけれども、これも先ほどWi-Fi等の活用等も含めて理解をしておいていいのかなのかということと、町民参加によるまちづくりの推進(1)協働のまちづくりの展開、(2)町政への町民参加機会の拡充というところで、各種の計画づくりに当たって審議会などにおける公募委員の拡大やとなっているのですが、現在も、もう公募委員というのは相当いらっしゃるのですか。私も今まで散々機会を捉えて質問などをしてきたのですけれども、今まで余りいい答弁がなかったような気がするのですが、現在はどうなっているのですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まずは前段の部分でのところで、先ほどのWi-Fiの部分という、かかってくるものなのかということなののですけれども、これはあくまでも町のホームページ、それとSNSというのは下のほうで注釈がついているかと思えますけれども、今現在も行っておりますツイッターですとか、ブログを使った町政情報の即座の発信ということでご理解をいただければというふうに思います。

審議会などにおける公募委員ですけれども、今現在はいない。総合計画で公募委員を1名したという状況ございまして、ほかでは今現在はいない状況になっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 その総合計画で1人やったというのは、どういう方法でやって、私、全然知らないでいたのですが、それは、そういうことを言うこと自体が失礼なことなのかもしれませんけれども、教えてください。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のほうからお答えをさせていただきます。

総合計画策定審議会定員20名ということでございますけれども、その審議会条例の中で委員構成、いろいろ作業別でいろいろあるのですけれども、その他町長が特に認める者という者も委員の中に入れることになってございます。その枠を使って広報誌の中で、総合計画を今、策定作業を進めていますと、町民の方々からの意見を聞きたいということで、公募委員の募集、これについては人数は上限3名ぐらい枠を持って公募をしましたがけれども、実際に町民の皆さんから1名の公募委員として参画をしたいという申し出がありまして、いろいろと選考は中でしたのですけれども、その手を挙げていただいた町内の婦人の方でございますけれども、その方に公募委員として入っていただいたというものでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それは1回だけやったのですか、それともそれ以外の方法では周知はしなかったのですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 周知の方法ですけれども、広報誌、それとIPでの周知という形でやらせていただきました。

会議につきましては、その審議会開催から実際には5回ほど開催されておりますが、その最終的な町長への諮問をもって委員については解かれたということになっております。

●委員長（佐藤委員） 他に1番ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次、2のコミュニティーの育成に入ります。基本構想の変更はございませんので、後期行動計画の98ページ、第2節コミュニティーの育成の審査に入ります。ございませんか。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 コミュニティーの育成というところで、自治会というものを非常に重要視して、それが大きく正面に出ております。

それについてお聞きするのですが、自治会は確かに一つ一つ独立していますので、それぞれの事情があって活発に動いているところ、余りそうでないところ、いろいろあるのですが、大きな概括的な見方としてはそういった間違いではないのではないかと思うけれども、どんどん自治会員が活発になってきているというよりは、むしろ維持するのが大変だというようなふうに言っているほうが多いのではないかという気がするのです。一つには高齢化ということもありますよね。

それから、もう一つ大きな要因として、これから表に出てくるのではないかと私が思うのは、実は自治会の中でコミュニティーを育成する場として非常に大きな役割を果たしているのが葬儀の手伝いなのです。このときに、みんな地域の人たちが、地域というのは自治会単位でしょうけれども、大体のところ、普段、顔合わさないような人たちが一緒になってお仕事をし、そしてゆっくり話をする時間もあるということで、非常にそういう目から見ると葬儀の手伝いというのはコミュニティーの育成に大きな望むと望むざるとにかかわらず、役割を果たしていたと思うのですが、今だんだん葬儀のやり方というよりは葬儀の手伝いの方が変わってきています。

そして、特に釧路市などを見ているともう、その地域の人たちが行ってお手伝いをするなんて感じではなくなってしまっています。厚岸も今、死亡広告を見ると葬儀委員長というのが自治会長でなくて、業者の方になっているものが随分出てきています。

それから、台所方はそういう業者の方が連れて来た方がやってくれるようなところも随分出てきている。極端な場合には、ご近所に迷惑かけるからといって釧路の葬儀場に行き葬儀をする人も出てきている。そういうふうに変ってきているのですね。

これも、今まで果たしていた機能ということを考えると、やはり自治会のコミュニティー育成の大きな場が一つ失われつつあるというようなことだと思っております。

今ここで、コミュニティー組織の充実、地域活動の促進、コミュニティー活動施設の維持管理、施設の話はちょっとこちらへ置いて、このコミュニティー組織としてこの自治会のそういうものを充実させたいのだということがここにお書きになっている、それはわかります。

ただ、非常に文書が抽象的なのです。これ、具体的にどういう形でこのコミュニティーの育成を行っていくとしているのか、前期5年間どんなことをやってきたのか、そしてこれからどういうことをやっていくとしているのか、このあたりをもう少し説明をしていただきたいのです。

- 委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） お答えさせていただきます。

確かに今、委員おっしゃるようないろいろな生活形態が変わってきておまして、お葬式のやり方一つとっても、以前は自治会でやるのがほとんど当たり前というような感じだったのが、今は葬儀屋さんを使って行うというような例が確かにふえているように

思います。

それで、自治会自体も高齢化等がありましてもあるのでしょうかけれども、だんだん組織率も加入割合ですね、ちょっと最近では減少傾向ということでございます。

それで、どのようにコミュニティーの育成支援をやってきたのかということでございますけれども、具体的にまずやってきたことと言いますと加入促進のまずお手伝い、これを何自治会か行ってきております。チラシをつくって、それを配付するというので、そのチラシづくりですとか、そういうものについて支援をさせていただいた例、あと自治会直接ではないのですけれども、自主防災組織を組織するに当たって、それのお手伝い、規約づくりからどのようなふうに行ったのかという、そのお手伝いも何自治会か行かせてきていただいております。

そのように本当は我々のほうからオーダーをとって、もっと積極的に入ってほしいのでしょうかけれども、どちらかという要望があって、声かけていただいて、お手伝いをさせていただいていると、このような現状でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 声をかけるとお手伝いするよというお話を今いただきましたのですが、声をかけるところは活発に動いている自治会なのですよ。動いていない自治会は声もかけてくれない、そのあたりをどうするかですよ。

それで、これから自治会に関しては本当にこのあたりをきちんと考えて、具体的に何をやるかを考えていかなければならないと思うのです。自治会に入っているのだけでも、自治会とのつながりは会費を納めるだけという会員が結構多いのですよ。

自治会の話でいうと総会があって、新年会があって、役員会はともかくとしては、花植えやって、パークゴルフぐらいやって、これで年間の行事ほとんど終わり。そのときに出てくる人は本当に決まった人たちだけ。あとの人はというと、自治会費払うだけの自治会のおつき合い。

こういうような形になってしまっている自治会が結構あるのではないかと、そして自治会があると行政側は非常に便利です。いろいろな寄附金だとか、いろいろな団体への会費というか、そういうものの集金組織としての自治会としての活躍というのは随分あるわけですよ。それではやはり、コミュニティーの育成ではないですよ。

ですから、今ここは、ここを具体的にああするとか、こうするとかという場ではないから、これ以上は言いませんけれども、そういう問題点を非常に強く持っている分野だろうということで、ここにはそういうことがわかっていらっしゃるから非常に抽象的ではあるけれども、こういうふうにしなれば、こういうことに力を入れなければだめだということが書いているわけです。

でも、町長のおっしゃる協働のまちづくりというような意味でも、これは基本中の基本ですので、このところがしっかりしていないと、行政のほうで幾ら笛を吹いても踊らないわけですよ。

ですから、そういう意味でもこの具体的な施策というものの、大きな課題であるということ、これは私のほうも思っているし、理事者のあれの認識も共通だというふうに

思いますので、よろしくお願ひしたいと、そういうことなのです。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今、委員おっしゃられるとおりに思います。それで、これから5年間、そのコミュニティー活動の活発化させるためにどのような施策をしたらいいのか、具体的にこれから策定というか、研究して、活発なコミュニティー、自治会をつくるといいますか、維持しますというか、そのようにしたいとしますのでご理解いただきたいとします。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。2番について。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

次に、3の行政運営に入ります。基本構想の変更はございませんので、後期行動計画の100ページ、第3節行政運営の審査に入ります。ございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 施策の展開方向というところになるのかなというふうに思いますけれども、国の予算も決まって、国会にこれからかけられていくわけですが、そういう中で地方のことが盛んに言われております。

それで、最近では地方版創生計画というか、そういうものをつくって、そしてそういう、どうの中身なのかを検証しながら地方に対してさまざまな応援をしていきたいということを担当大臣が記者会見等で述べているようでありましてけれども、今後、それらと今のこの総合計画とどういう整合性を持っていくのか、厚岸町はそういうものをどこかの時期までにつくろうとしているのか、それらあたりについて質問したいとします。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） いわゆる地方創生法案、いわゆるですね。というものが制定をされて、国は昨年末に総合戦略というものを決定をいたしました。

その中で地方においては平成27年度中において、できるだけ早い時期に地方版の総合戦略と人口ビジョンは長期的な支援に立って人口ビジョンをつくりなさいということになってございます。

基本的な考え方としては5年間ということですので、幸い、私どもの厚岸町は27年度から走る、今、検討いただいている総合計画と計画期間ががちっと合うと、将来的な将来図も固めておりますので、当然この地方版総合戦略であっても、うちの総合計画とあわない総合戦略というのは当然ありませんし、課題というのは今も、27年度においても現状のままでは変わらないというふうに思っております。



今、検討を進めている総合計画をもとにしながら、ただ全部がその地方版総合戦略に入ることではなくて、その地方創生と言われている、重点を置いているひと、まち、しごと、これに合致するような項目に限る形になると思いますけれども、その計画を27年度に策定をすると。

それに基づいて、国の支援をいただいて、その事業化が図れるものについては、できるだけ活用していきたいと、そのように今、考えております。

●委員長（佐藤委員） 他に3の行政運営ございませんか。

なければ、次に進みます。

次に、4の財政運営に入ります。29ページ、基本構想の変更とあわせて、後期行動計画、103ページ、第4節財政運営の審査に入ります。ございませんでしょうか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 4節財政運営、行動計画でお伺いをさせていただきます。

基本方針、新たに挿入された部分、適正な課税と公平な納税の推進を図り、将来を見据えた健全な財政運営の推進に努めますと、全くそのとおりだと思います。

それから、現状と課題についても大きく変わっておりますが、現状の状況を踏まえた修正というふうに理解をさせていただきました。

そして、106ページです。施策の展開方向でございます。2のほうなのですけれども適正な……105ページです、済みません、105ページです。失礼しました。105ページに適正な課税と公平な納税の推進、(1)適正な課税、(2)公平な納税の推進、ここに記載されているとおり、しっかりと取り組んでいただきたいなど、このように思います。

そこでお尋ねをさせていただくのですが1のほう、健全な財政運営の推進、①が、これは前のほうに書いてある前文と同じなのですけれども③でございます。投資的事業の町債発行は有利な交付税措置のある地方債の選択に努め、後年度の償還負担が過重にならないよう、年間発行額の抑制を図り、また繰り上げ償還を借り入れ先と調整し検討しますと。特に私はこの辺については新たに挿入されているのですけれども、この③については十分、検討して慎重に取り扱っていただきたいなどと思います、遂行していただきたいなどと思います。

それで、お尋ねするのは104ページ、将来負担比率、これについてお伺いをさせていただきます。これ、平成20年度将来負担比率、20年度の時点では183.9%、それから21年度になると21.9%の減、22年度は19.5%、23年度は8.3%、24年度は19.4%、25年度が19%とそれぞれ、これを合計すると88.1%、5年間で削減がなり、最終的にはこの数字、95.8%この5年間でなると、こういうふうに理解をさせていただいたのです。

そうすると、単年度当たり17.62%の大幅なダウンをしてきているのです。将来負担比率が、それからすると目標値の平成31年60%台、この60%台というのは私は脅威だと思っているのです。5年間で60%になるわけでございますから30%のダウンでございますから、ただ今までの数字からすると17%落ちてきたのにこういう数字になったのかなと。

まず初めに、この平成31年度の60%台の設定についての根拠というのですか、これについてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご答弁申し上げます。

まず、前段の繰上償還の件についてでございます。この件につきましては、質問委員の方から従前の議会でもご意見として承っておりますし、その際にもお答えしておりますけれども、現在、産炭地域振興センターからお借りしている20年償還分の起債がございます。

これが、そこの組織の事情によりまして、早く償還を検討していただきたいという要望が来ております。この分を、今、一般会計ベースでは1億8,800万円ほどございます。この分について今、具体的に検討しているところでございます。

それから、もう一つは備荒資金組合から借りている部分で、過去に財政的にひっ迫したときに退職手当債というのを発行してございます。これは退職する人に上乘せの早期退職した人に加算して払っている部分の精算でかなり多額の過重があった年に起債を発行して、それに充ててもいいというルールがございまして、これは起債の発行を認められて発行しているわけでございますから、これが約5,000万円ほどあります。

この2点については、この計画期間の中でできるだけ早く繰り上げ償還に持っていきたいというふうに思っております。それ以外についても、実は検討しなければならないかなというふうに思っているのは、臨時財政対策債でございます。これは前に10番委員さんから全額発行しなければならないのかと、本州のほうでは全額発行していないところもあるけれどもというお話もございました。

実は、規則的には交付税でもらうべきものを起債で発行して、後年度に償還する元利償還分は100%交付税で措置するというルールです。いわゆる交付税の後払い的なルールになっているのです。

これは、実は発行しなくても100%入るルールになっています、発行しなくても100%入るルールになっております。それはなぜかといいますと、交付税として交付すべきものなので、それは必ず国は面倒見なくてはならないというのは、これは法律で規定されているわけですから、そういうルールになっているということです。

ただし、本州は10番委員さん言われたとおり発行していないところもありますけれども、それは財政的にかなり状況がいいところですよ。北海道は、私の聞く範囲では全市町村満額発行しております。これを繰り上げ償還をするルールづくりを検討したいというふうに思っております。

今は、政府資金で充てられておりますので、これを何とか繰上償還できる借り入れ先に変更できないかということは今、協議させていただいております。これが可能であれば、そういうふうにして残高の減に持っていきたいというふうに検討しているということでございます。実現できるかどうかはそのときの財政状況によりますし、その額の規模によると思います。前段の繰り上げ償還についてはそういうことを検討しているということでございます。

それから、将来負担比率でございますけれども、これはかなりこの5年間で発行の抑制というのを図ってまいりました。前にご紹介したふうに平成25年度の比率を公表させ

ていただいたときに、これは厚岸町は95.8%まで持つてくることができました。ただし、全道平均は68.4%、全国平均は51.0%です。厚岸町もかなりの勢いでこの負担を軽くしてきているのですが、全道全国的にも同じぐらいの勢いでこれを軽減する策を同時に図っているのです。なかなかこの差が埋まらないという状況にあります。

ちなみに、平成20年度の183.9%のとき、このときは全道平均は、これは124%だったのです。ですから、当時の比率で見ると厚岸町は全道平均は下回ったのですけれども、同じように全道平均は下がってきているものですから、そこはもう一工夫して下げていく必要があるなということで設定させていただいたのは60%台です。

これはどういうふうに試算したのかということでございますけれども、現在の第5期3カ年実施計画、ここでの発行する財源として見ている部分があります。これが5年間、そのまま発行されたならばという設定、それとこの5年間で大型事業として想定しているのは、先ほど来、議論ありました消防庁舎の建設であります。これは全額、町の一般会計の負担になります、どういう財源であろうと。消防自体は財源一切持っておりませんので、借金しても借金の返済は一般会計からの負担金になります、全額。

ですから、その前提で考えております。ただし、これをつくったときにはどこをモデルにしたかといいますと、釧路町で消防庁舎を建てた例がございます。あのぐらいの建物の規模で、同じぐらいの事業費ベースで起債が発行されたならばという前提で試算してございます。

あと、難しいのは今後、国から来る財源がどのように推移するのかによっても、この比率は変わってくるのです。いわゆる町税だけでは返すことはできませんので、国から来る交付税の推移によっても変わります。これも一定の減額は、これからは当然あるだろうというふうに思いますので、その分も減額したルールの中で試算しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後もこの将来負担比率を極力下げていく努力が必要だということを示させていただきました。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 将来負担比率について伺います。

そうしますと、私も2回目に聞こうと思っていたのですけれども、大変、うちの町長は頑張る人ですから、消防庁舎の問題、それから衛生管理型の漁港づくり、そうすると漁港そのものには、私は開発事業で来るのでしょうけれども、付帯施設やその漁業の振興のための施設づくりというのは、町も全くゼロよということにはならないだろうと、多少なりとも財源の資質というものは予定されるだろうと、さらには福祉サービス事業の充実、それから厚岸町の産業の振興や後継者対策事業のそれぞれ施策に投入していかなければならない。

ただ、今、言われるように大きな消防庁舎の問題については釧路町をモデルに、これに折り込み済だと、こういうふうに理解をさせていただきました。さすがだなというふうに理解をしたのですけれども、やはり厚岸町の将来の子供たちや未来のために、負担比率というものは小さければ小さいほどいいのでしょけれども、そうかといって一方

的にそっちばかり削るといふわけにはいかないと思うのです、財源の削減を図りながら、やはり要所要所、事業展開をしっかりとしていかなければならないし、社会福祉サービスの充実も図らなければならぬと。そうしたときに、ある程度、見た数字が60%台と、こういうことで理解をさせていただきました。

その場合に、この例えば分母となる標準…、私なりにあれして、この計算式なのですがけれども、一番分子の部分ではやはり残高の大きなウェートを占めるのは将来負担額、この31年度では、この大きなものではこの負担額というものは将来の借入額、起債額というものは主なものになるだろうと、それから分母のほうでは標準財政規模、この数字というものはどのぐらいの数字を想定されているのか、この2点について伺います。あとのものの細かいものはいいです。少なくとも、ある程度、試算をされているのでしょうから。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 現在、分母として見ているのは、標準財政規模は約53億で見えております。それから、将来の負担額、これは約153億というふうに見てございます。

これは、委員ご存じのとおり、全会計の分も含めて一般会計が負担する額、しなければならぬ想定額ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 申しわけないのですがけれども全会計ですよね、150億というのは。一般会計ベースではどのくらいになるのでしょうか、残高というのは。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 現在の試算では約87億まで一般会計分については持っていきたいというふうに試算してございます。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後8時36分休憩

午後8時37分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

ほかに財政運営ございますか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、次に進みます。

次に、5の人権尊重、男女共同参画に入ります。基本構想の変更はありませんので、後期行動計画106ページ、第5節人権尊重、男女共同参画の審査に入ります。ごさいませんか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 人権尊重と男女共同参画が並べて書かれているのですが、この男女共同参画、女性の社会参画という意味になりますね。これはあれでしょうか、いろいろな分野でその方針を決定するのは男性で、補助的役割として社会進出をしていくのが女性だというような意味でしょうか。それとも、全く同等に男性だから、女性だからということではなくて、その方針を決定するような部分にまで女性が参画する社会をつくっていくというのが、男女共同参画なのではないでしょうか。そのあたり考えをお聞きしたい。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） 今、委員おっしゃられた後ろの部分で決定の部分まで女性の参画をということでの男女共同参画という意味合いを考えております。

- 室崎委員 わかりました。私もそのように解釈していたので、意を強くいたしました。

それで、ちょっと余計な話をいたしますが、昔、中国で王様がある立派な哲学者を呼んで自分の国の国民が親に孝養を尽くし、夫婦愛はし、兄弟仲よく、周りの人とも友好関係を保ち、そしてどこからもそしられるようなことのない国民の国にしたいのだがどうすればいいかと尋ねたら、その哲学者というか、偉人は隗というはその王様の名前ですが、隗より始めよ、そういうふうにしたのです。これ、隗より始めよという言葉が一つの格言のように慣用句のように今、言われていますよね。

何でそんなことを言うかという、ここでは指標として審議会などにおける女性委員の割合というのが指標になっております。これも、先ほど公募委員の話も出ておりましたが、ほとんどなきに等しい、現在の状況では町が選任する審議会員ということで町のやっていることですよということは言えると思いますが、隗より始めよという観点からいいますと、厚岸町の管理職、これが全員男性ですね、今、非常に。この議場では議席を含めて女性は1人だけ、まさに紅一点というやつです。

これはやはり、前にも私、このことはお聞きしたことがあるのです。現実には、女性職員に管理職にならないかという尻込みしてしまってどうにもならないのだというようなお話を聞きました。ただ、私、そのときにはちょっと嫌みを言ったのですが、高いところに上げられてみんな棒で突つかれるような環境の中でもって喜んでる人はいませんよというふうにしたのですが、そういう状況かどうか知りませんが、やはりこういうところに目標値として女性管理職何人はこの5年間の中に登用するというようなものを入れることで、厚岸町でも今言った男女共同参画というのは決定のところまで女性が進出してもらわなければならないということなわけでしょう。

町民に対して、男女共同参画の推進を進めまじょうと幾ら言っても町民はでは厚岸の

役場はどうかのと、そう言っているあなたたちどうかのと言われたら答えようがないですよね。

そういう意味で、この役場の管理職の中に女性を今すぐつくれという意味ではないですよ。5年なら5年の間に目標値としてこのぐらいのものは持っていきたいというぐらいの姿勢を示してもいいのではないかと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 実は、今、質問ありまして、今ちょっと資料ございませんが思い出しました。つい最近の新聞でございます。

これは全般的な女性に対するアンケート調査でございます。もしあなたが管理職になるとするならば希望しますかどうかというアンケートでございます。嫌ですというのが8割です。男性が3割です。

それなりの理由と言いますのは、その責任を負うのが嫌だと、そういうやはり女性という立場での考え方といいまじょうか、そういう実態調査があらわれて私もびっくりした次第であります。

また国のほうは3割を女性を管理職にするという目標も立てているようであります。しかし、私は人事権を持つ責任者としてあえて男女を区別というわけではないですけれども、枠をはめて何名を管理職にしなくてはならないと、今までの人事もそうなのです。私は能力主義です。特に人材というのは私は普通の方法でなく宝という字で表現しています。読み方になると一緒なのですけれども。ですから、そういう意味であえて女性を何割管理職にするとか、何人ではなくてやはり公平に平等に評価をしながらやるつもりであります。

また、来年からは職員は人事評価制度、これは厚岸も取り入れます。大変、これは難しい問題です。そういう中で、それぞれの役職なり、それから役割を決めていく一つの基準になるのです。

ですから、私といたしましては、そういう意見もありますが公平に、男女もう関係ないと、はっきり言って私もこの国のやり方については不満なのです。男女共学社会ができてから何十年にもなるのに、それをなぜあえて女性が輝く社会にしなければならないのか、もう低開発国ではないかと、先進国の我が国は男女もう全て平等でなければならないと。

しかしながら、生活においてはやはり男と女性は違います、いろいろな面で。子供を生む、または家庭もある等々、いろいろな男と女性との性的なこともそうですが、いろいろ違いがあっても、しかしそこを見ながら公平に、平等に人事をしなければならないという考えでいるわけではありますが、できるならば私はあえてそういう枠をはめなくて、優秀な人材はその立場にさせるという姿で行政の運営を図っていきたくて、審議会とかそういうことについてはある程度、枠をはめないとやはりなかなか人がいないということは、その役割で審議会委員とかということで選ばなければならないならば、女性というものは中身が入ってきません。

ですから、そういうことがあるわけではありますが、人事につきましては私は公平、平

等に執行しているという考えに立っているわけでありますが、そういうご指摘もありましたので、なお一層女性を心得ながら、また来年から始まる人事院評価の結果も踏まえながら、人事を執り行っていかなければならないと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あえて失礼なことを申し上げますので、あらかじめおわびをしておきます。どうか私の言ったことに町長、怒らないで聞いてください。

厚岸町で現在、職員の男女比率は幾らは私は知りませんが、結構な比率で女性職員が存在しています。その人事が公平に行われ、能力主義を持って評価をしていると今おっしゃいました。その結果がこういうふうになるということは、厚岸町の女性職員は男性に比べて能力がないよと言っていることに論理的な帰結はなると思うのですよね。だって1人もいないのですから。

でも、そうではないでしょう。また町長もそんなことは考えていないと。であるならば、やはりどこかによくガラスの天井という言葉があるそうですが、目に見えない天井があって、女性の能力は低く評価される社会的な無意識のと言ってもいいのかもしれないけれども、ものが存在して女性の登用は抑えられているのが現実であるということは、これは社会学者やそういう人たちがよく言います。

そして、恐らく政府が今、女性が輝く、そういうようなことをあえて言うのは、そういう現実を少しでも打破していかなければ、日本の社会の中で優秀な人材を生かしていくことができないという危機感があるからだろうと私は思っているのです。よく解釈しているのです、そのところは。

今回の内閣のこの言い方に対してはいろいろな意見がありますよ。決して、私のように素直にとらない人もいます。それはいいのですけれども、やはりそういうわけで現実を見ると、そんなつもりでやっているのではなくても、その結果に応じて管理職やそういうところに登用される女性が極端に少ないのは現実ですから、それを打破するためには一つの目標値をつくって、実現をしていくというようなことも手法としては必要なのではないかと、そのように思うわけですが。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） そういう能力ある、ないという評価については、それぞれの見方があるかと思いますが、しかしながら女性だからとかという気持ちはございません。ですから、何回も言いますが私も町長になりましてから早いもので13年たちました。そういう中で、きょうは課長職ですから、補佐を含めて管理職という立場をとっているわけでありますが、そういう意味において、私は女性の登用は大事であると、そういう認識も持っております。

ですから、そういう意味で今は何%という目標を上げてやったらどうだという話ではありますが、そういう心構えも持ちながらこれからさらに女性が働きやすい環境、そしてまた女性の優秀な人材を求めて、これからの組織をつくっていかなければならないと、そういうふう

に考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 8 時52分休憩

午後 8 時54分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

9 番、南谷委員。

●南谷委員 時間押していますので、簡潔にやらさせていただきます。

この106ページの表なのですが、たしか平成20年のときに現在値が20.2%、目標値30%でした。25年は19.6%、目標値が30%、文書は余り変わっていないのです。今、12番さん委員、いろいろ議論あったのですけれども、私は職員のことは申しません。審議員がどうのこうのということもないのです。

少なくとも、男女共同参画の云々というタイトルでこういう計画を立てているのだけれども、実質、5カ年で実績は下がっていると、だから目標値は30に努めますと、国の方向もそうですよと。

でも、この5カ年でどうやっていくのだというものは見えないのです。何がっていうわけではないんですけども。そうしたら5年後にもやはり20%かもしれないのですよ、それでは僕、何ための第5節なのかなと感じます。

町長、今しっかりと答弁をなさって、職員の関係で言っておられましたけれども、私しちょっと違うのです。初めから課長職の資質を持っている、資質は別ですよ、実力を持っているかといったら違うと思うのです、皆さん方は入社ときはゼロだったと思うのです、やはり女性にだっていろいろなよいところもあれば、悪いところもある、女性のよいところもあるし、男性にむいているところもあると、そういう視点で国は動いているわけですから、私は本計画に対しても30がどうなのかということがあれば下げるべきではないですか、いかないのだから現実に、5年たって下がっているのだから。

それでは、こういうことをしていくから目標値は別です、僕はそういう難しいことはわかりません。だけど、少なくともその女性のよさをいろいろな審議会の中でも全て女性、何%なんていうことはならないと思うのです。ですけれども、やはり浜で働くお母さんたちだって、お父さんたちだっていろいろな立場の人もいると、そういう声もしっかり聞いた中で、町の運営に活かしていかなければならないと、可能なものはやはり男女共同参画という視点でやはり捉えていかなければならない私は時代にあると思うのですが、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁をさせていただきます。



ですから、そういう時代を迎えているのです。迎えているのに、私が主張したいのは、なぜ男、女という、はっきり言って区別をしなければならないのかと。確かに生活する上においても男、女は違います。それから仕事においても違います。いろいろなやはり男と女は違いますが、ただ区別をして女性を登用するとか、そういう気持ちになること自体が、今はそういう時代であると、あえて区別しなくても、平等だとか何と言わなくても同じ立場に立つ男と女性だという認識の中で世の中を動かしていかないと、どうも私は腑に落ちないところはそこなのです。

ですから、男女参画の時代はもう到来しているのです、しなければならないのです。ですから、リーダーなり、またはそれぞれの立場の人方はそういう目で女性を見ていかないといけない時代ですと。ですから、この審議会の30%という目標もそういう方向でいかなければ、現実的に今で19.6%ですが、審議会の委員での女性だけ見ればそうですが、ダブっている人結構いるのです。何々委員会、何々審議会とか、ですからなかなか女性の参加というものもお願いしても、その任に当たってくれる人がいないという、各課みんな困っているのですけれども、しかしながら高い目標を持って、今の時代はそういう時代であると、女性がもっと社会に進出する、それから町政にも反映の声をいただく、そういうことが大事であるということでもありますので、30%を何とか目標にしながらこれからの審議会なり、委員会にお願いをしなければならないと。そしてまた、女性の声を大事にしなければならない時代であるという認識を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 男女共同参画という問題が今、ずっと議論されているのですけれども、私は男女平等が当たり前で育った世帯ですから、今さらそんなことを言うのかというのが、ここにいる人は全部そうだと思うのですけれども、そういう教育しか受けていない。

ところが、実際にそう言わざるを得ないような状況が依然として続いているというのは非常に私は残念だと、そういうことで審議会等への登用についても、以前に何回も議論をしてきました。

という中で、町長のほうとしては入りたいけれども、残念ながらそういうふうにならないのだと。だけれども、地域との協働だとか、そういうことを言いながら私たちにそういうふさわしい人間、おたくの町内会にいないかと、自治会にいないかと、こういう人を出してもらえないかなんていうのも1回も私はうちの自治会が信頼されていないのか相談を受けたことがないのですよ。我々の自治会だってそれなりの人がいるわけ、参加している人もいるけれども、そういう声って1回もないです。もう、私自身も自治会長を七、八年やっているのですけれども、そういう声ってないのですよね。

だから、それを考えているのはどこで考えて、審議会の委員を人選しているのか。私たちには全然見えないのです。だから、いろいろな団体があるわけだから、そういう団体を含めて活用しながら、そういう人材を発掘していくということが私は大事ではないのかなというふうに思うのです。

そういうことでもしなければ、これはずっと絵に描いた餅で、だんだん、だんだん遠

のいていく、そういう計画になってしまうのではないのかなというふうに思うのです。ですから、そういう人選も含めてやはり町内全体で知恵を出し合うというか、そういう取り組みをしなければだめではないのかなというふうに思うのです。

何かよく悪口言う人はお友達なのだから、そういうふうに思われたいようなことを私はしなければならぬと。私は厚岸町はそうだというふうには言っているわけではないですよ、けどそういうふうになっているような雰囲気があるのは私は絶対だめだと。やはりどういう審議会でも公平でなければならぬし、公平公正な審議が行われていかなければならぬ、それにふさわしい人選だと言われるような審議会の構成を進めていただきたいというのが私の意見なのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、自治会のお話出ましたが、自治会につきましては自治会の連合会にお願いして適任者を選任願いたいと、人選していただきたいという場合もございますが、ただ、各自治会にこういう人いないかとか、適任者いないかとかいう声かけをしていなかったことは事実であります。

ですから、それも今後の参考として人選を幅広くしていかなければならぬかなという、今の質問にお答えをいたすわけであります。

特に人選する場合は、どちらかという団体等にお願いして人選を送ってもらおうと、人を送ってもらおうというのが多いわけです。ですから、もっと先ほどの総合開発委員会の1名の女性が公募で募集してきたとかありますが、先ほどのように公募ということもありますので、そういういろいろな手法を考えながら女性をぜひ審議会、そしてまた委員会等に参加できる考え方を持っていかなければならぬだろうと、そのように考えておりますのでご理解をいただければと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そういう方向で進めていただきたいのですが、結果的にそういう各団体といっても、今度、頭だけで、上のほうだけで考えてこの範囲だなというのではやはり困ると思うのです。たまに、やはり下までその上部の団体が、その参加の団体にやはり意見も聞いて、そういう人選を推薦するとか、そういうところまでやってほしいということもやはり人選に当たっては要望してほしいと思うのです。

そういうことをしないと、結果的には末端は全然知らないということになってしまうわけですから、上部の団体だけが意見の反映機関ではないというふうに、町民の意見をどう市議会で反映するかということになってくると思うので、そのとき、そのときのやはりふさわしい人選を今、町長おっしゃったようなことを含めてやっていただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、ご意見ありましたとおり、幅広くそれぞれのご意見を聞きながらお願いをするという手法も、これも大事なことであろうと思いますので、いずれにいたしまし女性も30%になるように、これからも努力して、今までもやってきましたけれども、なお一層努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

次に、6の交流活動に入ります。これについては、基本構想の変更はありませんので、後期行動計画108ページ、第6節交流活動の審査に入ります。ございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 この都市間、友好都市との交流だとか、それから姉妹都市の交流だとか、そういうものについては今、やっているのだから、そういう方向でいいのではないのかなと。これ、3で北方領土の返還要求運動を推進ということが、ここで3項目で起こしてまであるのです。これについては、やはり厚岸町ももう少し旧島民だとか、そういう人たちの取り組みだけでなく、幅広い町民に返還運動に参加していただくということを含めて考えれば、新しい交流戦というのですか、そういうものもできたというふうに聞いていますから、そういうものの利用も含めて厚岸町から今まで団体等で派遣していたのがありますよね、婦人団体で行ったとかそういうのがありますけれども、私も1回参加していただいたのですけれども、やはりあの島の実態というか、もう最近は急速に変わっているということも含めてやはり知っていただく町民をふやす活動もやはりしていくべきではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） ちょうど今、ご承知のとおりロビーで北方領土のパネル展やっています、それと同時に返還署名運動もいたしているというわけでございまして、私も北方領土返還については自身を持って言えるのですが、首長の中でも強い意志を持っているのではなからうかと、なぜかという道会議員の当時からこの問題については熱心に取り組んできているからであります。

また、釧路町村会におきましても、今まではどちらかというと根室町村会が中心で返還運動を推進していると、この際、釧根一帯でやるべきであるという提案をいたしまして、そういう方向を進みつつあるわけでもあります。

そういう意味においては、この時期的にロシアの大統領が日本に来るとか、また今の安倍総理が北方領土返還に熱心であるとかというような、その時期的にちょうどいいときにあるのではなからうかと思っておりますので、さらにこの北方領土返還の推進につきましても厚

岸町としては、また特に厚岸町の北方領土期成同盟の厚岸支部ですか、一生懸命でございますまして、町民を集めた納沙布岬まで行って、北方領土の勉強をすとかということでも私も釧路に行くたびに厚岸はよく頑張ってきてくれているなという嬉しいことを耳にしておりますので、やはり行政がもっと一生懸命やらなければこの運動の実現も不可能であろうと思っておりますので、記載されているだけでなく、実際的にそういう行動をしていかなければならない時代であると、そして速やかに北方領土の返還実現をしてきていと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町長、そういうふうにおっしゃっていただきましたけれども、もう少しあれして、町民の参加というか交流事業にもやはり参加していただかないと、北方領土って何なのだという、もう時代が変わってきているわけでしょう。旧島民といっても、もう2世、3世の時代になってきている、そういうことを考えると運動している人、今度支えるのはやはり町民だと思うのです。

そういうことを考えると、そういう事業にも積極的に参加をしていただくということが大事だと思うので、やはり島にも何人かやはり1年に何人かは派遣するとか、そういう交流事業、ビザ無し交流だとか、そういう活動にもぜひ参加をさせる取り組みにも進めていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） ビザ無し交流につきましては、やはり条件があるのですよね。誰でも行けるというものではございませんので、この決められた中でのビザ無し交流と、これは北海道がやっていますし、国のビザ無し交流もあるわけでありますが、できるだけ行ってもらったらどうだという話ですが、だれでもいいという規則になっていませんので、この点はいろいろな方法があるかと思いますが、そういう点も含め、また町民の多くの人方のご理解されるように、これからは行政として取り組んでいかなければならないと。

また、今、谷口委員から大変ありがたい質問をいただきましたので、それに向かって我々も推進をしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 返還運動に参加している団体等の構成員だとか、そういう人があれに参加しているわけでしょう、旧島民だとか、そういう人たちでなくて、だからそういう人を組織して、そういう交流事業にやはり積極的に参加していただくというふうにしなれば、なかなか町民は参加できないと思うのです。

ですから、そのあたり含めて私行ったときも町村議会、議長会、そういうところがそういう団体の構成員であるということで参加できたわけで、ですから青年会議所だとか、

いろいろな団体を名乗って参加していますよね。ですから、そういうことを含めてぜひ厚岸町の町民がそういう見聞を広めて、そして返還運動に寄与する活動をしていただくという取り組みをしていただきたいというお願いなのです。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） そういう機会がありましたら、そういう考えで参加できるものであれば参加する機会も与えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に、この6の交流活動は。

8番、竹田委員。

●竹田委員 交流活動の中で施策の体系のところの部分で読んで、けつも読んだのですが、総務省の考え方として出てきた今、安倍総理も言われている地域の創生、それから地域の活性化についていろいろ施策を考えている中で、総務省の中では地域の活性化において各日本の大学の中で観光科とか、人文学科とかいろいろそういう形で大学との交流を町村ごとに協定を結んでやっていこうという考えも国自体はあります。

そこで厚岸町と札幌にある国際大学との協定を結んで、大学を厚岸町に呼んで、例えば食、文化、それからイベント、いろいろな多様な部分に向けて大学生のいろいろな手法だとか、施策だとかをいろいろ交流をもっていろいろなアイデアを出してもらおうということで提案を厚岸町にさせてもらいました。

今年度中に国際大学と厚岸町が協定を結ぶ方向性に行くという考えであるというふうに言っていたのですけれども、それもこの交流活動の中に入れ込むべきではないかなというふうに思うのですけれども、どれ読んでもそれを当てはまる部分はないのですけれども、この部分ではないのか、またはその部分についてはほかで入れるべきなのか、どこを読んでもずっとなかったわけです。

最後、ここしかないのではないかなと思うのですけれども、それについてはどういうふうな考え方を持っているのかお聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 学校、大学と自治体連携ということで取り組みをしているところもあります。

そして、町内のそういった人のつながりを持ったところからの提案を受けて、その大学との協定についてのお話もいただいたところでございます。実際には、相手方の先生方ともお話をさせていただいて、先進的な事例、実際に既に斜里町であるだとか、既に取り組んでいる自治体との交流もありましたので、そういう勉強もさせていただいております。

基本的には、その中には自治体と大学だけではなくて、民間の方々にも一緒に入ってもらって、三者協定みたいな形で進めるのがいいのかなというふうに事務レベルでは考

えてございます。

そういったものが時期的なものというのが大学というと4月、自治体もそうですけれども4月からということが一定、めどとあるのでしょうけれども、その担当している先生にお聞きしますと時期については全然こだわらないと、年度を過ぎても構わないと、ただそういう方向で行くという方針であれば、それに先行した形で町内にそういう動きがあるのであれば、どんどん協力関係というのはとれるだろうというお話も聞いておりますので、そういった方向で私どもの課が詳細について進めながら、最終的には町長等との判断をいただいて、そういった方向に進めていければなというふうに思っているところでございます。

そういった考え方、竹田委員もご承知かと思っておりますので、こういうご質問があったと思いますが、その話につきましては観光分野についてという部分がどうしても大きくなると、中には物産というものも当然、話の中には入ってきておりますけれども、広い意味では観光という部分で捉えられるのかなというふうに思っております。

そういった意味では、観光推進体制の強化という中で観光協会、関係団体等との連携を図りという部分での組織強化の中で、この部分も進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。
  
- 竹田委員 その部分については具体的な言葉ではっきりわかるようにぜひ入れてもらいたいと思うのですけれども。
  
- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。
  
- まちづくり推進課長（湊谷課長） 実は、この部分につきましては、実際の検討に入った以降に年前にそういうお話をいただいているということで、実は最終的に町長等にもそういったお話のあることを具体的に説明はしてございません、まだ。  
そういった方針で大学のほうと担当者レベルのほうで今、詰めている段階でございます。向こうの意向としては、お話は民間と大学という話での初めの話があったけれども、大学のほうとしては地域貢献もさせていただきたいと、そういったときに自治体も一緒に入っていただくと大学のほうとしても動きやすいというようなお話をいただいております。  
その協定の内容が、最終的に町でオッケーとなればもどいう形で三者になるのか、あるいは二者と、それとまた違う形で民間等というような取り決めというのは、いろいろな体系考えられるかと思うのです。  
そういったまだ方向性が出ていない、あるいは理事者のトップのほうの判断もいただいている中では、この中には盛り込めないというふうに私ども判断しております。  
ただ、そういった部分の方向性があるという部分では、ここで出ている関係団体との連携によりということでの推進体制の強化で十分拾えるものだというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 この行動計画というので、行動を起こすということは具体的な例がないと行動を起こせないと、どこに具体的に書かないと行動できるのかというふうに逆に言わざるを得なくなってくると思うのです。

だから、余りにも漠然すぎて、これが町民が読んだときに、これでわかるのかという話になってしまうと思うのです。それがだめな方向であるならば諦めるのだけれども、方向性がそういうふうにある程度考えられるのであれば入れておいてもいいのではないかと、私はそう思うのですけれども、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 当然、そういうことも考えられるかとは思いますが。ただ、総合計画という性格上、今、実は総合計画策定している段階でこういう話が出てきているから、そういう具体的なものもという話になるかもしれません。

ただ、これが総合計画が策定された翌年にそういう話をしたとき、具体的なものが出ているのにこっちは出てないよと、当初の総合計画に合わないのではないと言われる懸念もあります。

ですから、どうしても総合計画というのは、構想というのは将来像を描いていて、行動計画というのはその方向づけを示している、本来は、この5年間でやるものを具体的にかければかけるほどいいのかもしれませんが。ただ、時代は大きく半年で変わるかもしれません。

そういったものにも十分、対応できるように、どうしてもマクロ的に表現している部分があります。ですから、今、ご説明したようにそういった方向にありながらも、最終的な判断をいただいている中では、このマクロ的な表現の中で十分拾えたと、この総合計画に反した施策の展開に当たらないというふうに考えてございますので、この中で拾わせていただきたいという考えでいるということでご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 議員協議会の際に我々の意見もこの中に反映してもらえるのかということについて、十分反映しますということから始まったことですね。今の答えであれば、我々の意見は通らないと言っているのと一緒だと思うのです。それは、議員協議会での課長の答弁、全く我々に理解できないものだというふうに思うのですけれども、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私が言っているのは、今までの議論の中でも検討し

ます、あるいは直しますというやりとりで進んできております。提案があったものは拾い切れない、これでは読み取れないというものについては、そのような回答を町側は行わせていただいていると思います。

今、竹田委員が言われた部分については十分私はこれで拾えるものだと思っています。それと、やり方というのはいろいろあるかもしれませんから、これから詰めていく形の中では手法というものはあるかと思っていますので、この表現の中で今の部分は拾い込めるものだという判断の中で、現状の計画のままでいかせていただきたいというふうに言っております。

ただ、このままでは、そんなものどう読み取っても拾えないだろうという部分については、それは双方の議論で理解が一致するのであれば修正等ということはある得るといふふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 ぜひ酌み取っていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） その部分については修正ということではなくて、これまで検討等と言われている部分の中で、検討してこのままということもあると、検討はそういうこともありますので、そういうことも含めまして検討させていただきます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 文字として酌み取ってくれというのではなくて、意として酌み取ってくれということをお願いしたので、よろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 十分、意として酌み取らせていただきたいと思いません。

●委員長（佐藤委員） 他に6についてございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ、先ほど保留になっておりました、第4節の1の学校教育に戻ります。

10番、谷口委員。



●谷口委員 大変申しわけありません。

資料をいただいたのですけれども、ここに要望事項がそれぞれ3点ほど載っております。そういう中で82ページの3、教育施設設備の充実と廃校舎の利活用というところで、(2)で教員住宅の整備というふうになっています。

それで、この遠距離通勤をされている方に対して、できれば地域に住んでいただきたいというようなことが88番目にあると思います。それで、ただこれもそれぞれの事情等がありますから、あれもこれもだめだということには私はならないだろうなというふうに思いますけれども、ただ聞くところによると、根室市内から通っている教育関係機関で働いている職員がいると、教員ではないかもしれないけれども、これは道職員だと思うので、扱いも道職員だと思うので、人事権は厚岸町にはないかもしれないけれども、2時間近く通勤に要するようなことが果たして、ある意味人権的にもどうなのかなというふうに私は思うのです。往復3時間半から2時間近くを要するような通勤のあり方というのは、ましてや自動車とか電車で通勤するわけではなくて、自分が車を運転してきつと通っているのではないのかなということを見ると、非常に大変なことがやられているのだと。頑張っていることに敬意を表せばいいのか、その辺私はちょっと疑問を持つのですけれども、そういう人事異動のあり方というか、そういうことしか方法がないのか、あるいは教員住宅等がきちんと整備されていればそちらを利用することも可能なのか、そういうことがどうなっているのか、遠距離通勤全般の教職員の勤務の中で不足していて通勤をされる方が多いのか、それとも十分、充足されているけれども、結果的に通っているのか、その辺はどういうふうに考えているのかお伺いをいたします。

それから、要望にあります学校の図書館の利用に対する支援、それからICT化によるタブレット端末とかパソコンがきちんと整備されているのか、教員への校務用のパソコンの配備などというふうになっているのですが、これはまだまだこれは足りない状況なのか、どういうことなのかちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） ご質問のありました教員住宅の充足の関係でございますけれども、確かに厚岸町内から通われている教員、さらには教職員、事務職員含めていらっしゃいます。その中で今、お話のあった根室から通われている職員もいらっしゃいます。

その中で教員住宅の居住については希望があれば、全然お住まいになることはできるのですけれども、個々具体的話でいくと向こうのほうに住宅を建てられてお住まいになっている経過もあったりして、本人がそちらを選択しているという経過も確かにございます。

とは言いまして、やはり往復3時間も要する中での、さらに勤務もございますので、そういった部分の労働安全衛生の部分もございますけれども、今のところはご本人のお話を伺う中で、厚岸のほうに住むご意思はちょっとないということでございます。

また、一方で道職員でございますので、人事の中の枠組みでという部分も出てまいりますけれども、それも町教員1人の意思で決定することもできませんので、要求というのですか、要望は上げますけれども、その中でお住まいになっている地域もやはり職場

の状況がありますので、その中で当てはまっていける場合もありますし、いけない場合もあるという中で今現在はそういう職務体制になっているという内容でございます。

決して町の教員住宅が不足しているのも仕方なく遠距離通勤をしているというような状況にはないということについてはご理解いただきたいと思っております。

それから、学校司書の部分でございますけれども、これは先般の一般質問の中でもございましたけれども、法改正による学校司書の配置が規定をされたという中で、図書の充実はもちろんでございますけれども、それを活用していく図書司書の配置についても各種団体のほうからそういった要望が来ていると、これも先般の議論の中でございましたけれども、法改正がされたばかりという部分と、人的配置となるとかかる人件費等の問題も出てくる部分もございますので、そういった部分をクリアした上で、どのような形で充実させていけるのかということについては今後、また議論を進めながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ICTの部分でございますけれども、学校用の児童生徒用のパソコンについては各学校とも充足されております。それから、町の経理関係であるとか、学校管理職用の端末については全ての学校に充足されておりますけれども、そのほかの一般教員の部分の業務にかかわるパソコン関係については、今のところまだ充足されている状況にはなく、実際のところ個人のパソコン等、業務に使用している部分があるというような実態になってございます。

学校校務用パソコンの整備事業ということで、北海道含めてさまざまな通知表のシステムであるとか、そういったものを一元的に管理するシステムが今、道教委からも話がありまして進めている町村もございますけれども、厚岸町の部分でいくと、まずその部分、充足されてきている状況にはないという部分ではございますけれども、やはりこういった時代の流れもございますし、いずれは教員においても工務用の端末が与えられるケースも、業務に使用していただくというような流れになっていくだろうと思っておりますけれども、現状においてはまだちょっとそこまで至っていないという内容になっております。

それから、ICTの部分でいきますと、児童生徒のコンピューターの活用の部分については学校用の児童用のパソコンは充足されておりますけれども、さらに一步進んだタブレットであるとか、そういった移動体のタブレット端末ですか、そういった部分の置きかわりというか、その活用というのがこれからまた子供たち含めて、その活用能力の教育が今、進んでおりますけれども、そういった部分では厚岸町の学校教育の中にはまだそういう部分の取り入れというのはされてきていないと。

そういう、いずれ社会に出てこれからそういう情報端末を使うウエートというのは、だんだんそちらのほうにシフトしてくるのだろうというふうには考えております。その中で、いっぺんに対応できる部分もありますし、パイロット的に試験的にどこかの学校でそれを取り入れて状況を見た中で、次のステップに生かしていくというような考えもございますけれども、そういったご意見、さまざまいただきながらそれをどうやって施策の中に組み込んでいけるかという部分については、今、内部で協議を重ねて取り進めていくというようなスタンスで考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今、遠距離教員通勤の問題については、教員住宅が不足しているわけではないということがわかりました。遠距離通勤がいい悪いを今、議論する場ではありませんので、次の機会にいじりたいけれども、ただ、町民としてはちょっと心配なことだなというふうに考えます。

それで、学校図書の問題ですけれども、前はもっと充足していたような気がしたのになというふうに見たら、ここの表を見ると小学校が89.5%で中学校に至っては63.6%だというふうになっているのです。

そうすると、ただ本があればいいというものではないし、学校図書館が有効に活用されていかなければならないということだというふうに思いますし、教育長は情報館の館長でもありましたら、以前から情報館の活用ということを随分言われておりましたから、その辺の本の交流というか、そういうものがきちんとなされているのか、その辺がちょっとわからないのですけれども、そういうことができている、その上で司書教諭だとか、学校司書ですか、そういうものが配置されていない中での図書館利用についての指導というのが、やはりなされていかなければならないと思うのですけれども、これは今後、どういうふうにしていくのかということと、それからもう一つICの関係ですけれども、端末の管理というか、これは以前からすごく問題になっていますよね、教職員の方がたまたまスーパーだとか、どこかに寄った際にかばんごと盗まれてしまったとか、そういうことが、まだ個人のパソコンに頼らなければならないような状況というのはやはりまずいと思うし、やはり個人情報を持ち出してはいないだろうと思うけれども、万が一、やはりどうしてもあしたまでにどうしなければならぬとか、そういう場合に持ち帰ってしまったって何をしたというようなことが厚岸ではないかもしれないけれども、これから起きないという保障はないと思うのです。

そういうことを考えると、やはりそういうIC機器をきちんと管理する、それから必要なものを充足させるということが大事ではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） まず、学校図書館の件なのですけれども、ここ数年、学校教育の中で、特に国語教育の中で学校図書館の活用というのが全国的に言われてまいりました。

その中で今回、文科省の交付税措置ということも実態として法的には確立していないのに、逆にいうと実態として各町村が学校司書を配置している実態をかんがみて交付税措置してきたというふうな実態があります。

ただ、そうは言っても北海道の中では旭川市、恵庭市等々除いてまだ整備されていない状況にあるということもありますので、私どもとしては学校教育の一環として学校図書館の充実が必要だということをいろいろな形でしっかり整備していくことが、今後については必要になってくるのではないのかなというふうに思っております。

ただ、現状においても司書教諭という制度が実態として余り用を成してないということがあります。というのは、小学校でいうと12クラス以上、中学校6クラス以上ということで、該当する学校が厚岸町では真龍小学校以外ないということなのかもしれませんけれども、該当しているかといって、持っている先生がいたからといって、例えば教務主任クラスの人が持っていたとしてもそれでオッケーなのです。実態として何にも司書の役割を果たさない場合も多いという中では、今、なぜこれが出てきたかということ、司書教諭が数年前に一応、法制化されて、今言ったように何クラス以上の部分には置きなさいと、ただしそれ以下については今のところは結構ですというふうな法律なものですから、実際には役に立っていないというふうな状況だというふうに思っております。

そのような中で、今、学校図書館の各担当者を毎年集めて、例えば図書の整理の仕方、いろいろなディスプレイの仕方ということについても情報館のほうと協議をしたり、相談をしたりというふうな中で、学校図書館の充実についても情報館のほうでも協力しているのですけれども、まだ本格的な利用ということになれば、これからまだいろいろな面でハード面、ソフト面合わせて努力していかなければならないかなというふうに考えているところです。

校務用パソコンの件なのですけれども、ただ、これ実は北海道が示して導入しなさいと言ってるソフトが、実はこれ高校用なのです。高校用のソフトを一部改造を加えて小中学校用に示して、これを導入しなさいというふうな言い方だったものですから、実態としてまだたしか16%ぐらいしか入っておりませんし、入っているところでもごくごく一部しか使われていなくて、ほとんどの部分はちょっとというふうな状況だったものですから、実は私どもも必要性は感じています。ただ、幾らいいソフトだからといってうちだけが導入したのでは意味がないと思うのです。

というのは、釧路管内、学校の先生というのは動くわけですから、動いた学校、動いた町で違うソフトを使っていたのでは、その都度覚えなければならぬわけですから、だから私どもとしてはある程度のレベルに達して、学校の先生が使えると、これなら大丈夫と、そしてまた逆にいうと、そういうソフトが普及してきたときに厚岸町だけ持っていなかったら、逆にいうとこの町に来たら業務できないじゃないというふうになってしまうと思うのです。

だから、そういう意味では私どもも町長部局のほうにぜひ今の段階ではまだこのソフト不十分だということも私どもも承知していますので、だからこれがしっかりなっていく中では、ぜひおくれないうで導入してほしいということではお話をしていますし、その点についてはご理解をいただいているのではないかなというふうに思っていますので、今の段階では残念ながらそういうふうなことですけれども、近い将来、また違うソフト等々のことの話も出ておりますので、状況が変わってくることもこの5年間の中ではあるのかなというふうにも思っております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、1の学校教育は終わりました、次に進めてまいります。  
次に、2の生涯学習……  
教育長。
- 教育長（富澤教育長） 申しわけありません。司書教諭の義務化の件なのですけれども、小中ともに12クラスでしたので、さっき6クラスと中学校のほうを言ったのですけれども、申しわけありません。
- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
次に2の生涯学習に入ります。基本構想の変更はございません。後期行動計画85ページ、第2節生涯学習の審査に入ります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、次に進みます。  
次に、3の文化に入ります。28ページ、基本構想の変更とあわせ、後期行動計画88ページ、第3節文化の審査に入ります。ございませんか。  
12番、室崎委員。
- 室崎委員 第3節文化という表題に異を唱えるわけでは決してありませんけれども、文化という言葉の定義、非常に難しい。使われ方を見ると文化人なんていうのもあります、文化住宅から文化鍋まであるわけです。文化って何ということになるわけです。  
ここで使われている文化の定義はどうも生涯学習課の管轄に業務に入る者だけというふうに読めなくもないのですが、そういうことですか。
- 委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（桂川課長） ここで基本構想などを見ましても文化、文化芸術、文化財、さらには食文化ということになっておりますので、基本的には生涯学習に絡めたものが主なものというふうに捉えております。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 ごめんなさい、食文化はちょっと除いて話していますから。  
それで、まちづくりの指標というのを見ますと、今、食文化に関するものはちょっと別にして話をすると、町民1人当たりの芸術鑑賞機会への参加回数と、こういうふうになっているのです。  
そしてそれは、生涯学習課で行う芸術鑑賞事業に参加した町民1人当たり何回かと、0.何回というものだけなのです。ですけれども、これ文化ということにくっつけていること自身はこういう言い方しかできないのだろうけれども、例えば海事記念館では海事記念

館主体事業がありますね、そしてこれは生涯学習課に関するとか、それで町の歴史だとか、そういう分野での学習会とか講演会とかやっているのです。本当にわずかの人が参加しないですね。10人いないのだから。あれだけの内容のものでもったいないなど思いながら、私もたまには参加させてもらっているのですけれども。

それから水鳥観察館の所管で、その水鳥観察館の学術奨励金、あれの事業でまた非常にレベルの高い、場合によっては日本で最高でないかと思うようなレベルの話を知りやすくやってくださることもあるのです。

それから、教育委員会所管でしょうけれども、環境教育推進委員会というのがあります。これ、生涯学習課の所管ではないのかな、どうなのかわからないけれども、そこの主催で非常にレベルの高い講演会などをやることもありますよね。そういう講座、講習への参加人数なんていうのは指標になりませんか。これ、こういう事業を町として進めていく中で、多くの町民に参加してもらってやっていけばいいわけですよね。芸術鑑賞機会への参加回数以外で非常にわかる指標もつくれるのではないかというふうに思うのです。そのあたり、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今、お話のありました町民1人当たりの芸術鑑賞機会への参加回数、この部分におきましては児童生徒の人形劇だとか、小中学校の鑑賞事業、そういうものを含めた中での文化協会での社交ダンスだとか、発表会、そういうものを含めたのがここに出てきている数字なのですが、今、お話のありました内容につきましては、85ページの町民1人当たりの講座などへの参加回数、この部分で生涯学習の関係、情報館、海事記念館、体育振興係、温水プールなどのものを含めた数字をここであらわしております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。文化が二つに割れているのですね、はい、わかりました。まさに今、いいお話があった、文化が分解しているそうです。

そんな冗談はともかくとして、どうもそのあたりが生涯学習という2節と3節の文化というような言い方の中で、どうしても境界が曖昧になってくるということはあるかと思えます。

それで、今、お聞きするといういろいろな学術的な講演会だとか、そういうものに関しては、これは文化ではなく全部生涯学習のほうの事業としてこの総合計画の中では捉えているということになるわけですか。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） お話の生涯学習と文化なのですが、確かにそういう曖昧な部分もあろうかと思えます。

そこで、ちょっと戻ってしまいますが、生涯学習という部分では現状と課題の部分で町民が多様化した教育的、文化的な学習要求と地域課題ということに捉えまして、それに対するいろいろな広聴広報活動だとか、講座というものをこの中で、指標として示させていただいているという形であります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。非常に生涯学習と文化の区分けというのが読んだだけではわかりづらかったのですが、大体構造が見えてきました。

それで、いずれにしてもどっちに入ったからどうということではなくて、あえて言わせてもらえただけでも、ここでもしっかり書いてはいると思うのだけれども、いずれにしても文化活動としては例えば町民文化祭のようなものをイメージしているわけです。そして、生涯学習のほうではもうちょっと固いと言っては変だけれども講演会だとか、学習開だとか、そういうものは生涯学習のほうで見ているということなのです。

そのときに、今言ったように大きく言うと教育委員会の所管でないもの、それからもうちょっと区分けして言うと生涯学習課の所管でないものも似たようなものがたくさんあるわけです、町内に。

そういうものを含めてやはり、その参加する人を1人でも多くしていくための努力というものをまだまだやっていただきたいわけです。

先ほどもちょっと例を出して、それだけがというのではないけれども、やはり厚岸町として行っている、しかも定例的に行っている講座がその主催機関の職員を入れて10人ぐらいしかいないというようなものでは寂しすぎますし、もったいないです。

やはり、1人でも多くの人に参加してもらうにはどうしたらいいかと、これは十分にこの後の検討課題として強く入れていただきたいと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 一つには生涯学習カレンダーというのを毎月出しておきまして、これは教育委員会の事業を出しているのではなくて、あみかやほかの水鳥観察館とか、そういう町以外でも、例えば道の施設がやる事業についても網羅しているという中で、町民にお知らせをさせていただいております。

先ほどおっしゃっていたいわゆる文化的と言ったら変ですけども、例えば古文書の部分ですとか、そういう部分の講座について言うとなかなか難しいというふうに思われる方も多くて、参加される方も少ないというふうな講座もありますけれども、私どもとすればそういうふうな学習も町民にとって、それこそ文化財を理解する上では大切な講座だろうというふうには捉えておりますので、今後、子供や学校の先生も含めて、そんなに難しい講座にはなっていませんからというふうなものを含めて参加者を多くできるようにいろいろな形で努力してまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他に3についてございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次に、4のスポーツに入ります。28ページ、基本構想の変更とあわせて後期行動計画91ページ、第4節スポーツの審査に入ります。ございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 91ページ、92ページ、93ページと後期行動計画になっていまして、92ページでスポーツ活動の促進とスポーツ推進体制の充実ということが書いてありまして、そこでこういうものをやるということが網羅されているのではないかと思います。

それで、こういうものを進めていくということがきちんと書かれていますので、それはどんどん進めていただきたいと思うのですが、例えばスポーツ活動の推進、1、生涯スポーツの促進というところの2で高齢者、障害者のスポーツ活動の促進というふうに書かれています。

これ、高齢者福祉のときにもちょっと申し上げたのですが、ともすれば前にプールの利用者の話のときにも似たような話をしたと思うのですが、スポーツだから体育振興課のほうでやりなさいということではないと思うのです、こういうものは。教育委員会、体育振興課でもって、オンリーでやるようなものもありますよ。けども、こういう高齢者、障害者のスポーツだとか、それから特にこの中に出てくる健常者と一緒になってやるようなスポーツ、今いろいろありますよね、アイマスクかけてやるサッカーだとか、それからパラリンピックで使われたボールを転がしてお互いに抑えたとか、あるいはシットバレーといって、お尻を地面から離してはいけないというルールでバレーボールをやるのです。そんなのやるとなると、障害者と健常者が全く同レベルでもってできる、そういうスポーツも今どんどん出てきていますし、また高齢者にとって過激にならない運動で、しかも効果の上がるようなものも出てきている。

そういうのを行うときにはやはりどうなのでしょう、福祉課と協働して、すぐ思いつくのは、あるいは社協だとかいろいろあるでしょう。そういうところと場合によっては町立病院なんかも入ってくるかもしれない、そういうようなところと協働して行うようなことになっていくと思うので、そういうような一文がこういうところには入っていたほうがより明確になるのではないかというふうに思うのですが、その辺についてはいかがですか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 高齢者、障害者スポーツの活動の促進ということでございますけれども、確かに体育振興課だけでできるもの、あるいは保健福祉課のほうの協力を得ながらとか、あるいは生涯学習の老人生きがい等々で協働してやるという部分は確かに出てきますけれども、ただ現状の中では何もない中で、まずはどのようなのができ



るのかと、どういう方向で、あるいはどこで、病院のリハビリさんの協力を得るのか、あるいは民間病院になればお願いするのかと、そういったことでまだ手探りと言ったら大変失礼なのですけれども、そういった状況でこれからやっていきたいというふうに考えております。

障害者とスポーツですけれども、委員言われました今いろいろなスポーツがありますがけれども、まずはやはり健常者の理解、これが大事なのかなと。ただ、障害者の方に集まって、さあやりましょうと言ってもなかなか難しいものがあるでしょうし、これら含めてまずは健常者がともに、一緒にやろうという状況を理解していくことも必要かなと。

そういった上では、今すぐあれやる、これやるということはお答えできませんけれども、それらにやはりきちんと体制を固めながらやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました、よろしくお願ひしたい。

それでもう1点なのですが、ここでスポーツ推進体制の充実というところでトレーニング方法やスポーツ障害予防の知識、技術を学ぶ講習会、研修会の開催によりと明記してくださっています、非常に大事なことをきちんとお書きになっていると思います。

それで、この前のページ、91ページを見ますとまちづくりの指標というのがあるのですが、これが町民1人当たり年間の体育施設利用回数というものだけなのです。それで、この施策の展開方向では非常にいいことが書かれている、そういうものが指標に使えないのかということなのです。

例えばスポーツ指導員と言われる人たちの講習会や研修会への参加人数などというもので、そうするとこれ91ページと92ページはぴたっとつながる。あるいは、いろいろなスポーツ団体ありますよね、そういうところでの会員数、こういうものも一つの指標になるでしょう、それが全てだとはもちろん言わないけれども。

こういうような、やはり多面的な指標をつくることで今ここに施策の展開方向として非常にきちんと押さえているものがありますので、そのまちづくりの指標としていけないのではないかと、どうもこれだけ見ますと施策の展開方向が非常にいいことを書いてあるのだけれども、その指標となった途端におやおやという感じになってしまうので、このあたりご検討いただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 例えばスポーツ生涯の関係で言いますと、まだデータの2回分しかない、12月の定例回するときにもご答弁しましたけれども、今年度3回目、これから実証するのですけれども、そういった数値がまだまだ、持っている数値が少ないという状況があります。

そういう状況から考えますと、もう少し数値を集めながら、数字を集めながらそれを精査して検討、分析しながら今後の課題というふうになるのかなとみんな考えておりま

す。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今の数値というのは何の数値ですか。ちょっと今、聞き取れなかった。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） スポーツ生涯の実態ですね、どのような生涯を起こしているかと、あるいはあわせて町内のスポーツの運動量、どのぐらい運動をしますかということもあわせてやっています。それがまだ2回しかないと、3回、この間お話ししましたけれども、ある程度、3回のデータが集まれば基礎的なものとして厚岸町の中の数字として利用できるのかなというふうな状況ですので、今回はそれらの数字はちょっと載せられないと言いますか、もう少しお待ちいただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●委員長（佐藤委員） そっちのほうは私も当然そうだと思います。私言っているのはそんな難しい話ではない。

例えば、ここで指導者の養成確保というようなところで、講習会だとか研修会やりますよと言っているのでしょう。そこのところに何人参加してくれるかということです。そういうものの人数がどんどんふえていくということは、こういうものがどんどん進んでいるということの指標になるでしょう。

スポーツ生涯の現状の分析なんていうものは、これはまだまだデータ積んでいかなければならないのはわかるのだけれども、今差し当たって研修会や講習会やって、そのスポーツ指導員だとか、学校の先生だとか、そういう関係者がみんな出てくれて、そしてスポーツ生涯だけではないですよ、近代的トレーニング方法でも、例えばウサギ跳びなんていうのは関節痛めるだけで効果ないよなんていうことは、基本中の基本で、そんなことはもう皆さんわかっていると思うけれども、それにたぐいするいろいろな話が聞けるわけですよ。

そういうところに参加する人の数、こういうものはやはりまちづくりの指標として使えるのではないかと、こういう意味なのです。何もそれだけではないですよ、ほかにもあるかと思うのですけれども。ちょっと私の質問、取り違えられたのではないかと思うので、もう一度お願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 趣旨はわかりました。でも、正直言って指標にするだけの数値には値しないと言ったら語弊がありますけれども、なかなかやはりいろいろな研修会、僕らが主催するもの含めてご案内しても、スポーツ推進員の参加含めて大変、昨年

の3月の定例回でも言われましたけれども、なかなかやはり予算要求しながらも参加を仕事の関係上等々ありまして出ていただけない部分もありますし、そういった面でちょっと今の段階でどのような数値、講演会も含めて載せるということに対してはちょっと、もう少しご検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 とても恥ずかしくて載せられるような数値ではないというふうに聞こえるのですが、そういうことなのですか。それならなおのこと、それをふやす目標をつくって載せたらいいのではないですか。そう思うのです。

やはり、指導員とか何とかやっても、その専門家ではないわけですよ、自分の職業があって、その忙しい中でボランティアとしてなさっているわけですから、そんな大きな数字には当然ならないでしょう、それはわかります。

ただ、それを少しでも上げていこうというのが、こういうところで現状値、目標値と書いて書かれるものでしょう。ですから、やはりそれだけではないと思います。先ほど申し上げたのはスポーツ団体の会員数とか、いろいろなそういう指標を見て、どうも体育施設の利用回数だけというのではちょっと全体像が見えてこないのではないかというふうに思うので、ご検討をいただきたいと、そういうことなのですが。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） なかなか具体的にどういう数値が適切かというのがちょっと、まだ担当課とも協議してまいりたいと思いますので、どういうふうな数値になるかちょっとはつきりまだしませんけれども、検討させていただければというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ、総体的にございませんでしょうか。  
6番、堀委員。

●堀委員 きょう総体的にやらないのかなと、そういうふうに思っていたのであれなのですけれども、いろいろと全体的な議論の中でいろいろと後期行動計画の中でぎろんがいろいろと進められてきたのですけれども、ただやはり、私この前期の行動計画のときにも言ったのですけれども、この行動計画の中で先ほど来からいろいろ議論のあるまちづくりの指標、この数の少なさというのがやはりどうしても気になる場所だと。

一つの、例えば今ぱっと開いた住宅のところが出てくるのですけれども、住宅においても町営住宅の管理戸数、まちづくりの指標というのが町営住宅の管理戸数だけではないですよ。いろいろな持つ数値、いろいろと目標とすべき、また施策として展開して

いった結果を求めるべく数値というものはやはり、当然あってしかるべきなのです。

そういった中で、今回の総合計画においても依然、やはり行動計画についてのまちづくりの指標の少なさというものはやはり多く、ましてや前期あったのに今回、後期中ではその指標自体はなくなってしまう、事業が全て完了したとか、充足したのでその部分を外したというものはあるのですけれども、それ以外にもやはり消えてしまった指標というものがある。

やはり、ここはもっといろいろな指標、さまざまな指標というものをこの総合計画の行動計画の中に盛り込んだ中で、少なくとも5年後のときに、ではそれがどうだったのか、どれだけ近づいたのだというような、そういう検証ができる、反省ができる指標というものがやはりなければいけないというふうに思うのです。

ただ、文言だけでいろいろと包含させるのだというような中での手法だけでは、やはり町民にはまちづくりの方向性というものが伝わりにくいというふうに思うので、やはりこのような総合計画においてはまちづくりの指標、やはりできるだけ盛り込むというものを今後、考えていっていただきたい。

当然、今回の第5期だけでなく、今度、第6期というものが5年後にはあるわけなのですから、そのような中ではさらなるまちづくりの指標としての細分化、またはその目標値の明確化というものをしっかりと行政側で検討していただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） このまちづくりの指標というのは今まで第4期総合計画までは載っていなかったのです。達成度合いを検証する上に、あるいは今、質問委員言われたような形でやはりある一定の目的を持って、目標を持って進むという意味で、第5期の総合計画から新しく設定したものでございます。

実際、前期行動計画から見れば指標数としては若干減っている部分もあります。ただ、初めての試みだったために、その指標の設定の仕方自体がよろしかったのかなということもあって、後期行動計画では取り除いたものもあります。

今、この2日間にわたる審議の中でさらにこういった指標の設定もしたほうがいいのではないかなというご意見もいただいて、それについては検討をさせていただくということになってございます。

だからといって、今、この議論のなかった部分も含めてさらに指標をどうするかという部分になりますと、またこれ議会軽視という部分もなってくる部分もありますので、この総合計画というのは今回のこの見直し、あるいは後期行動計画の策定から議会の議決を経なければならないと、変更するときもということになってございますので、総合計画は5期で終わるものではなくて、厚岸町の条例では6期も7期も続くというものでございますので、総合計画についても熟度を高めるような形で進めていくということを進めていきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

休憩します。

午後10時16分休憩

午後10時30分再開

●委員長（佐藤委員） 終わったのですか、あとはありませんか。  
8番、竹田委員。

●竹田委員 理事者側に対して、こうこう修正をしてほしいという意見を私たちが言いました。受けとめてくれたのが100%返ってくるのかどうかという心配、懸念はあります。  
それは、来てからまた言えばいうということですか。それしかないですよね。そういう考え方でいいのですね。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 当日いきなりというわけにはいきませんから、ご質問された方と、それから質問を受けた部署と調整をまずさせてもらいます。了解をいただいた上で、その修正案というものの一覧をつくって、その26日にお示しをするという形で進めたいと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。あと、ありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） それでは、本日はこの程度にとどめまして、あと理事者と日程調整をした中で、今月の26日ころ、また委員会を開催する場面があると思いますので、これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） それでは、ご異議なしと認めます。  
本日は、この程度にとどめて委員会を終了させていただきます。  
大変、長い間、ご苦労さまでございました。

午後10時32分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年1月15日

第5期厚岸町総合計画審査特別委員会

委員長